

令和 3年 第4回定例会

自 令和 3年12月 3日

至 令和 3年12月17日

松川町議会会議録



松 川 町 議 会

令和3年

第4回定例会

月日	曜日	日 程	頁
10	金		
11	土		
12	日		
13	月		
14	火		
15	水	再 開 令和3年12月15日(水曜日) 午前9時30分 開議宣告 議事日程の報告 日程第 1 一般質問(7名) 散 会	101
16	木		
17	金	再 開 令和3年12月17日(金曜日) 午後3時00分 開議宣告 議事日程の報告 日程第 1 議案審議(16件) 議案第1号~第14号 議案第16号~17号 日程第17 請願・陳情の審査(2件) 陳情2号~3号 日程第18 議員提出議案(1件) 発議第4号 日程第19 継続審査・調査について 日程第20 町長あいさつ 閉 会	201 215 218 220 221
18	土		
19	日		
20	月		

付議議案および議決結果一覧表

《 承認議案 》

議案番号	議 案 名	上程月日	議決月日	結 果	議決頁
承認第 1 号	松川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	12月3日	12月3日	承認	51

《 議案審議 》

議案番号	議 案 名	上程月日	議決月日	結 果	議決頁
議案第 1 号	松川町信州まつかわ温泉清流苑事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することを定める条例の制定について	12月3日	12月17日	可決	201
議案第 2 号	松川町信州まつかわ温泉清流苑事業の設置等に関する条例の制定について	12月3日	12月17日	可決	
議案第 3 号	松川町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について	12月3日	12月17日	可決	
議案第 4 号	松川町保養宿泊施設設置条例の全部を改正する条例の制定について	12月3日	12月17日	可決	
議案第 5 号	松川町使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	12月3日	12月17日	可決	
議案第 6 号	松川町信州まつかわ温泉清流苑事業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について	12月3日	12月17日	可決	
議案第 7 号	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12月3日	12月17日	可決	
議案第 8 号	松川町信州まつかわ温泉清流苑事業の利益及び資本剰余金の処分に関する条例の制定について	12月3日	12月17日	可決	
議案第 9 号	令和3年度松川町一般会計補正予算（第4回）について	12月3日	12月17日	可決	208
議案第 10 号	令和3年度松川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）について	12月3日	12月17日	可決	

議案番号	議 案 名	上程月日	議決月日	結 果	議決頁
議案第11号	令和3年度松川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について	12月3日	12月17日	可 決	208
議案第12号	令和3年度松川町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）について	12月3日	12月17日	可 決	
議案第13号	令和3年度松川町水道事業会計補正予算（第2回）について	12月3日	12月17日	可 決	
議案第14号	令和3年度松川町下水道事業会計補正予算（第2回）について	12月3日	12月17日	可 決	
議案第15号	松川町固定資産評価審査委員会の委員の選任について	12月3日	12月3日	同 意	93
議案第16号	令和3年度松川町一般会計補正予算（第5回）について	12月17日	12月17日	可 決	214
議案第17号	令和2年度学校施設環境改善交付金事業松川中学校トイレ改修工事の変更契約について	12月17日	12月17日	可 決	215

《 報 告 》

議案番号	議 案 名	報告月日	報告頁
報告第1号	専決処分事項の報告について	12月3日	94

《 請願・陳情 》

議案番号	議 案 名	上程月日	議決月日	結 果	議決頁
陳 情 2	消費税の適格請求書（インボイス）等保存方式導入の中止を求める陳情	9月2日	12月17日	不採択	215
陳 情 3	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の一部改正を国へ求める意見書の提出についての陳情	12月3日	12月17日	採 択	

《 議員提出議案 》

議案番号	議 案 名	上程月日	議決月日	結 果	議決頁
発議第 4号	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の改正を求める意見書について	12月17日	12月17日	可 決	218

一 般 質 問 の 質 問 事 項

令和3年12月15日

順 序	発言通告者	質 問 事 項	頁
1	中 平 文 夫	1 自治会の抱える諸事情にどう向き合う	101
2	川 瀬 八十治	1 町の現状と今後の対策は	114
3	坂 本 勇 治	1 農業に視点を置いた地方創生への取り組みについて	135
4	森 谷 岩 夫	1 令和2年度行政評価より 特に「安心安全な住みよい暮らしづくり」について 2 通学路点検から見えるこれからの取り組みについて	147
5	米 山 義 盛	1 地球温暖化危機に対する地域で対応について問う 2 職員の働き方について	158
6	米 山 郁 子	1 農福・林福連携事業推進状況は	166
7	加賀田 亮	1 公営企業などの代表者としての首長の説明責任を問う	178

令和3年 松川町議会 第4回定例会
(第 1 日 目)

令和3年第4回松川町議会定例会会議録 (第 1 日 目)

令和3年12月3日（金曜日）

午後1時00分 開議

開会宣告

議事日程の報告

日 程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 町長あいさつ

第 4 専決処分事項の承認

承認第 1号 松川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の
制定について

第 5 議案第 1号 松川町信州まつかわ温泉清流苑事業に地方公営企業法の規定の全部
を適用することを定める条例の制定について

第 6 議案第 2号 松川町信州まつかわ温泉清流苑事業の設置等に関する条例の制定に
ついて

第 7 議案第 3号 松川町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

第 8 議案第 4号 松川町保養宿泊施設設置条例の全部を改正する条例の制定について

第 9 議案第 5号 松川町使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議案第 6号 松川町信州まつかわ温泉清流苑事業に従事する企業職員の給与の種
類及び基準に関する条例の制定について

第11 議案第 7号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

第12 議案第 8号 松川町信州まつかわ温泉清流苑事業の利益及び資本剰余金の処分に
関する条例の制定について

第13 議案第 9号 令和3年度松川町一般会計補正予算（第4回）について

- 第14 議案第10号 令和3年度松川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）について
- 第15 議案第11号 令和3年度松川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について
- 第16 議案第12号 令和3年度松川町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）について
- 第17 議案第13号 令和3年度松川町水道事業会計補正予算（第2回）について
- 第18 議案第14号 令和3年度松川町下水道事業会計補正予算（第2回）について
- 第19 議案第15号 松川町固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 第20 町長の報告
報告第1号 専決処分事項の報告について
- 第21 議長の報告
陳情 3 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の一部改正を国へ求める意見書の提出についての陳情

散 会

出席議員 13名
(別表のとおり)

欠席議員 0名

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名
(別表のとおり)

本会議に職務のため出席した者の職・氏名
(別表のとおり)

開会宣告

- 議長（黒澤哲郎） 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第4回松川町議会定例会を開催いたします。

議事日程の報告

- 議長（黒澤哲郎） 議事日程の報告であります。日程につきましてはお手元に配布のとおりであります。

本日の会議に説明者として理事者、各課長、局長の出席を求めています。

株式会社チャンネル・ユーの有線テレビ生中継の許可をしてあります。

=== 日程第1 会議録署名議員の指名 ===

- 議長（黒澤哲郎） 日程第1、議事録署名議員の指名についてであります。会議規則第126条の規定により2番、米山義盛議員、3番、加賀田 亮議員を指名いたします。

=== 日程第2 会期の決定 ===

- 議長（黒澤哲郎） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期につきましては、本日から12月20日までの18日間としたいと思いますが、ご異議はございませんか。

（「異議なし」との声あり）

- 議長（黒澤哲郎） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月20日までの18日間と決定いたしました。

=== 日程第3 町長あいさつ ===

- 議長（黒澤哲郎） 日程第3、町長あいさつであります。

宮下町長。

- 町長（宮下智博） 皆さん、こんにちは。

令和3年松川町議会12月定例会の開会にあたりまして、一言ごあいさつさせていただきます。

あつという間でいよいよ年末、令和3年の最後の月となりました、今年を振り返りますと、やはり新型コロナウイルス対策、特に今年はワクチン接種に重点を置いた年となりました。当初は、予約が取れるかどうかが大変不透明で、大変ご心配をおかけをいたしました。しかし、地域の皆様をはじめ、各企業の皆様のご協力や長野県でも集団接種を始めたということもあり、現在では1回目の接種を終えた方が12歳以上の対象者のうち91.7%、2回目接種を終えた方が90.6%と高い確率となり、少し安心しているところでございました。

全国的な感染者の減少に伴い、松川町の来訪者も回復基調でございました。しかし、こここのところ、報道されているように、オミクロン株の世界的な流行を防ぐため、引き続き注視しなければならない事態となってまいりました。今後、3回目の接種へ向けて準備を進めてまいります。よろしくお願いたします。

また、10月の末から始まりましたリニア建設工事に伴う発生土運搬ですが、ちょうど昨日行われました区長自治会長会でも話題になりました。運搬車両のことにつきましては、「ダンプはマナーがいい」という声も寄せられてはおりましたが、今後、交通量がだんだんと増えることにより、その他の通行車両の運転マナーを心配される声も上がっております。師走でございますので、慌ただしくなる機会が増えるかもしれませんが、どうか住民の皆様におかれましても、急いでいるときほど安全運転を心がけていただきますようよろしくお願いいたします。

また、松川町としましても、現状を定期的に把握するため、今回の補正予算にもモニタリング調査のための予算を提案しております。

また、今定例会に上程しております議案につきまして、少しご説明をさせていただきます。

まずは、12月の1日までに反映させる必要のありました松川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございますが、人事院勧告に従って12月の賞与を0.15か月分引き下げるものということの専決処分をさせていただいております。

また、今定例会に大きなウエイトを占めておりますのは、現在、保養宿泊施設事業特別会計で管理されております清流苑を来年度4月1日より公営企業会計を全適用するための各種条例案の提案でございます。

総務省より公営企業アドバイザーをお招きもしまして検討をしてまいりました。今まで清流苑におきましては、町の特別会計で直営しているため、それがいわゆる官庁会計

となっております。そのため、経営状況がわかりにくい面がございました。今回の公営企業法による全適用により、貸借対照表や固定資産台帳などの整理を行い、ストックマネジメントや経営の見える化がより進むものと考えております。

次に、補正予算についてでございます。

金額の大きなものとしては、ふるさと納税の増加に伴う増額や3回目の新型コロナウイルスワクチン接種のための国庫負担金、またリニア建設工事に伴う発生土運搬による道路改良事業負担金などがございます。よろしくご審議をお願いいたします。

令和3年最後の定例会となります。前回の臨時会でお認めをいただきました2,000円を全住民にという応援券も届き始めております。師走の締めくくりとなりますよう活発なご審議よろしくをお願いをいたしまして、開会のあいさつとさせていただきます。

=== 日程第4 専決処分事項の承認 ===

◇ 承認第1号 松川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（黒澤哲郎） 日程第4、専決処分事項の承認を議題といたします。

承認第1号、松川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

米山総務課長。

○総務課長（米山政則） それではお願いいたします。

= 承認第1号朗読・説明 =

○議長（黒澤哲郎） 説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

○議長（黒澤哲郎） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

○議長（黒澤哲郎） 討論なしと認めます。

ここで採決を行います。

承認第1号について、承認される方の起立を求めます。

(起立 12 名)

○議長（黒澤哲郎） 全員賛成であります。

よって、承認第 1 号、松川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり承認されました。

=== 日程第 5 議案審議 ===

- ◇ 議案第 1 号 松川町信州まつかわ温泉清流苑事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することを定める条例の制定について
- ◇ 議案第 2 号 松川町信州まつかわ温泉清流苑事業の設置等に関する条例の制定について
- ◇ 議案第 3 号 松川町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- ◇ 議案第 4 号 松川町保養宿泊施設設置条例の全部を改正する条例の制定について
- ◇ 議案第 5 号 松川町使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- ◇ 議案第 6 号 松川町信州まつかわ温泉清流苑事業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について
- ◇ 議案第 7 号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ◇ 議案第 8 号 松川町信州まつかわ温泉清流苑事業の利益及び資本剰余金の処分に関する条例の制定について

○議長（黒澤哲郎） 日程第 5、議案第 1 号、松川町信州まつかわ温泉清流苑事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することを定める条例の制定について、日程第 6、議案第 2 号、松川町信州まつかわ温泉清流苑事業の設置等に関する条例の制定について、日程第 7、議案第 3 号、松川町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、日程第 8、議案第 4 号、松川町保養宿泊施設設置条例の全部を改正する条例の制定について、日程第 9、議案第 5 号、松川町使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、日程第 10、議案第 6 号、松川町信州まつかわ温泉清流苑事業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について、日程第 11、議案第 7 号、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第 12、議案第 8 号、松川町信州まつかわ温泉清流苑事業の利益及び資本剰余金の処分に関する条例の制定についてを一括議題といたします。

説明を求めます。

田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中 学） よろしくお願ひいたします。

＝ 議案第1号・第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号 朗読・
説明 ＝

○議長（黒澤哲郎） 説明を終わります。

これより質疑を行います。なお、議案第1号から議案第8号までは、担当する総務産業建設常任委員会に付託予定であります。総務産業建設常任委員の質疑はご遠慮いただきます。

それでは、質疑はございませんか。

塩沢議員。

○1番（塩沢貴浩） すいません、1点お聞きしたいと思います。

議案の第4号でございます。施設の使用料に関するところでございます。3分の3ページになります。各施設宿泊代が載っております。その中で備考欄がありますが、3分の3ページの（3）であります宿泊者が1室2人以下で使用する場合には、割り増し加算をすることができるとあります。2名以下で宿泊する場合には、通常よりも高い金額になるということかと思っておりますけれども、この点に関して現状をお聞きしたいと思っております。

といいますのも、昨今はコロナ禍ということもあり、一人旅が増えているという話もお聞きします。また、お一人様という言葉が大分浸透をしてきたように思いますが、1人で観光をされて、松川町に泊まって通常より高い料金だとちょっと悲しいかなという気がしますので、現状をお聞きしたいと思っております。

○議長（黒澤哲郎） 田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中 学） ただいま、宿泊者が1室2名以下で使用する場合の割り増し加算についてということであります。現状はやっておる状況でございます。

こちらにつきましては、今までもずっとやってきておるわけなんですけれども、例えば1室3名の定員の部屋でお二人の場合、あるいは1人というケースもあるんですけれども、そのようなときに割り増しをさせていただくということになっておりまして、大体1人減ることで1,000円くらいアップするというような形で現在運用をさせていただいております。

実際、こここのところ、やはり2人でお越しになるお客様ですとか、ただいま言っていたいただきましたように、1人でご利用される方も増えておるというような状況でございます。

して、若干割り増し加算ではありますけれど、しっかりサービスのほうはしていきたいと思っています。

よろしくをお願いします。

○議長（黒澤哲郎） 塩沢議員。

○1番（塩沢貴浩） ご答弁をいただきました。

1,000円程度の割り増しということでありました。それこそほかの県の温泉宿やホテルであれば1人だと泊めていただけないという宿もあるとお聞きしております。なので1人でも宿泊ができるということであればいいかなと思います。

よろしくお願いたします。

なので、一人旅の方にも優しい宿でやっていただければなということで要望をして終わりたいと思います。

○議長（黒澤哲郎） 要望ということでよろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

加賀田議員。

○3番（加賀田 亮） それではお聞きいたします。

まず、議案第2号についてでございます。

ページで言うと2分の2の第7条のところになります。決算、もしくは予算の時期ということについてお聞きいたします。

7条の2に関しまして、11月30日までに決算の前の年の決算の状況を明らかにしなきゃいけないと。これは前回の全協でも申し上げましたけれども、3月の末に決算を打っておいて、11月30日というのはどういうことかなというふうに思います。わざわざ条例に書くということは、それなりの意味があるのかなという思いがいたします。

議案第1号で、この地方公営企業法を則るというようなことをおっしゃっていますので、地方公営企業法のほうを調べましたところ、第30条に決算後2か月以内に決算を調製することというふうになっていますので、5月31日に作んなきゃいけないはずですけども、それがなんで11月30日までということになるのかなということに関して、いま一度説明を聞きたいと思います。

同じくその下にある予算の話です。予算というのは、普通年度が始まる前にやると思いますが、予算が年度が始まって5月31日、2か月たったところで予算の概要と経営方針を示すと。経営方針示さなかったら予算の立てようがないと思うんで、絶対セツトだと思うんですけども、これがなんで事業年度が始まって2か月もたったところ

でそんなことをやんなきゃいけないのかなという感じがいたします。本来は、4月始まる前に当然終わらせておくことじゃないかなと思いますし、これも地方公営企業法の24条を見ましたら、「年度開始前に予算を調製し、議会の承認を得ること」って書いていますね。ですので、上位法がこう書いてあるのに下位法の条例でこういうふうにしたという理由はちょっとなんなのかなということはお聞きしたいと思っています。

それに伴って、清流苑の公会計というのは、上水道、下水道と違って前も全協で申し上げたように、非常にビジネス面が多い。いわゆるジェットコースターのように業績が動くものなので、相当気をつけてタイムリーにウォッチしておかないと、いろんな問題が半年後に報告なんていっても困るというふうなことを言ったと思います。

ということで、同じく地方公営企業法に毎月月末過ぎたら翌月の20日までに資産表を出せってというふうになっていますね。ですので、これは責任者、いわゆる町長ですか、町長が見ればいいということになっていますけれど、これもちゃんと議会に毎月でもいいですし、定例会ごとでもいいですし、産建の常任委員会の方に毎月でもいいし、ちゃんと報告してもらえるのかなということで、ちょっと予算がらみのことについてお聞きしたいのが1点でございます。

2点目でございます。2点目、議案第6号でございます。

これは先ほどの全協でもお聞きしたように、従業員の給与の件でございます。こちら、第2条のところでは先ほどもお聞きしたように、休日手当、それから宿日直手当のことについて、役場の職員と同等のというふうな扱いでその運用をするというふうにありましたけれども、お気づきのとおり、観光業でホテル業ですので、24時間スタンバってなきゃいけないですし、役場に夜中の3時に来る連絡とああいうところに夜中の2時3時に来る連絡というのはまるっきり質も違うと思うんですね。それだけ件数も多いと思います。私もどこか宿に泊まったときに、なんかエアコンの調子が悪いとかって言ってすぐフロントに電話した覚えがありますし、そういうふうに考えると仕事量も何もかも全然違うと思うんですね。

それなのに同じような給与体系、要は手当を払っておけばそれでいいというふうな考え方はどうかと思います。いま一度、普通の給与体系にしてやっていくというふうなことに割り増し給与にして、通常の俸給に割り増し給与というふうな形でやっていくというふうな形がとれないものかというのをいま一度ちょっとお聞きしたい。

これはぜひ、先ほど課長からも散々聞きましたんで、町長のお考えを聞きたい。町長、責任者ですので。

それから3番目です。議案の第8号でございます。

清流苑も頑張って経営を運営すれば利益が出ます。その利益処分案をどうしようかという条例でございます。

それで、第2条のところなんですけれども、第2条である程度利益はこういうふうに分けるってということを決めております。第2条の2項にありますように、減債の積立金、利益積立金、建設改良積立金は、もう自動的にガチャンと入って、それ以外のことをやる時だけ議会の議決が必要ってというふうになっていますけれども、これも地方公営企業法の本表のほうを見ますと、利益処分案については全て議会の議決を経ることってというふうになっています。一部、条例で定めてもいいよとは書いています。その解釈でこれ定めたと思いますけれども、なぜこの3つだけ定めたんですか。つまりこの3つに関しては、議会の議決がいらんということです。なぜ、議会の議決を省略してまでこの3つの利益処分案を設定したのか教えていただきたい。

以上、3点お願いします。

○議長（黒澤哲郎） 答弁を求めます。

田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中 学） 初めに議案第2号の関係の決算、また予算につきまして報告の関係でご質問をいただきました。

ここで、この条文で書いてある法第40条の2項の規定に基づくということを書いてあるんですけど、これは業務の状況の公表ということでもあります。

公表するということで、決算についての具体的な手続きについては、議員申されたとおり、法のほうでは第30条で規定しておりますので、その上位法に基づいて決算についてはきちんと5月、2か月以内ということになっておりますので、そこに間に合うように決算のほうの書類をそろえてお示しすることは可能かと思えます。

ここでは、あくまでも公表という形で、この業務の状況の公表という形で、このような形にしてあるわけでございます。これは、法に基づきまして、業務の状況を公表するための書類ということで、このように規定をさせていただいてございます。

よろしく申し上げます。

それから、2つ目のご質問の第6号の日直の関係でございます。

こちらにつきましては、現在の状況をこの今回の条例のほうに今、落とし込んでいくという形になっておるんですけど、現在は宿直手当ということで、役場の職員よりは単価が高いですね、7,500円というような単価で今、宿直手当ということでやって、手当

てのほうを支給しておるのが現状でございます。

こちらにつきましては、当然清流苑のほうの職員の代表の者と、また町の方ときちんと合意をとりながら、話し合いの中で決めたというような形で進めてきておるのが現状でございます。

それから3つ目のご質問でございます議案第8号の部分の利益の処分の関係でございます。

こちらにつきましては、この3つにつきましてこのような対応をしていくということでありまして、当然予算等につきましては、議会のほうに前もって報告していったりしますので、全く議会のほうに報告なしということではないと思っております。

お願いします。

○議長（黒澤哲郎） 宮下町長。

○町長（宮下智博） それでは町長のほうからというお話もいただきましたので、私のほうから6号についての話をさせていただきます。

課長からも、また先ほどからも答弁をさせていただいておりますが、まず現行に合わせてこういうふうな条例の改正をさせていただくということがございます。その中で、やはり働き方をより現状に合わせた形でというのは、今後の課題としてまた話していくところかなと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（黒澤哲郎） 加賀田議員。

○3番（加賀田 亮） 順を追っていきます。まず、議案第2号のほうからですね。

この条文を読む限り、どこにも公表ということは書いていませんし、その公表の期日がこうだというんだったらそういうふうを書くべきですし、それ以外のことにしましては上位法による地方公営企業法どおりに粛々とやっていくというふうにやればいいのであって、7条の第2項を読んだら、1行目に「前項の業務を説明する書類には、次の各項に掲げる事業を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては、前事業の決算の状況」って書いてあるじゃないですか。決算書ですよ、簡単に言うと。

ですから、それだったらこれ読みようによってはいくらかでも読みようができますので、これはあくまで上位法に従って決算は5月31日までに管理者が作って町長に見せるという流れですけども、今回管理者置かないんで町長が速攻で作れますよね。ていうことはすぐに監査にも回せるし、早ければ6月議会にも出せるわけですよ。十分出せるわけですよ。そういうふうなものだと思いますよ。

それから予算なんていうものは当たり前ですけども、企業の次年度の経営戦略がなければ予算なんか立てようがないんで当然3月の議会には出さなきゃいけないものですよ。

で、それぞれその承認を得たものを例えば町民や一般公表を5月にする、11月にするってというのはまだわかりますよ。そういう書き方しなきゃわかんないですし、これどうとでもとれますよ、この条文だと。

ですので、その辺はきちっとやっていただくか、もしくはもう触れないかですよ。上位法どおりにやると。粛々ということ、その辺2点かなと思いますけれど、それどう思われますかね。その辺に関してのお考えをお聞きしたいのが1点です。

2点目でございます。

先ほどからも申し上げているように、職員の人件費第6号の件でございます。私も実は学生時代に、小さなビジネスホテルで夜のアルバイトもしたことあるので経験あるんですけども、夜中ってすごい大変ですよ。本当にお客さんからちょっとしたことで、バンバンバンバン連絡来るし、あれ持ってこい、これがおかしいとかって言うてるし、それから空いた時間はパントリーの手伝いとかリネンの掃除とかもやんなきゃいけないですよ。凄い大変だし、これ普通の時給をもらわなきゃ割に合わないと思うんですよ。

で、申し訳ないけれども、役場の職員だって日直のときは多分臨戦態勢だとは思いますが、でもやっぱり業務量という意味では明らかに違うと思うんですよ。今晚一日宿直したけれども、町民からの連絡1件もなかったなという日のほうが多分多いんじゃないかなという感じがします。だけれども、ホテルや宿屋の夜中は、もうギャングァン電話なりっぱなしというのが普通ですよ。1件もないなんていうことはまずない。

そういうふうな状況だと仮眠もとれないし、そういうふうないわゆる町長が目指す日本一の職場ってというのに対して、きちんとそれに対応する給与体系にしなきゃおかしいんじゃないかなと思うんですよ。全然業務態勢、片や完璧なサービス業ですからね。そこに役場のお手当制度を金科玉条のごとく当てはめるといのはどうかなと思いますけれどもね。いま一度、ちょっとそれについてのお考えをお聞かせいただきたい。

そういうふうな形で、いくら先方が納得しているからと云って、力関係もありますので、役場はそういう態度で人を使うということなのかなというふうなことだと思っておりますが、それについてコメントがあれば。

3点目、利益処分案のことです。

先ほどの答弁では、全然よくわかりませんでした。報告するってそれは報告はしますよ。報告じゃなくて議会の議決を得るって言っているんですよ、私は。議会の承認がなきゃ認めないということですよ、簡単に言えば。

ですので、この利益処分案に関しましては、条例でもう作る必要があるのかなという感じがしますけれどね。全ての利益処分案に関しては、議会の報告を決裁を得ると。だって民間の会社だってそうでしょ。株主総会やらなきゃ利益処分は1円も動かさないんですよ。それなのになぜ町の公営企業は、この3つは優先してポンポンポンと当てはめて、議会に何の議決もいらぬ。利益が1円だって議決があると私は思っていますけれどね、どんなものであれ。それについてお考えを。

以上、3点お願いします。

○議長（黒澤哲郎） 田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中 学） まず、1番目の関係であります、第2の議案でございます。こちらの決算の報告等、決算予算の関係であります。

公営企業法の第40条の2でありますけれど、「管理者は条例で定めるところにより、毎事業年度、少なくとも2回以上、当該地方公営企業の業務の状況を説明する書類を当該地方公共団体の長に提出しなければならない」ということで、その関係をここに記載したということなんですけれど、わかりにくいというご指摘でございます。

ちょっとこちらにつきましては、再度ちょっと検討をさせていただければと。

○3番（加賀田 亮） ちがう、ちがう。それは第7条の1項の話。第7条の1項は、そう書いてあるんだから俺は2項について質問しているんだよ。

○産業観光課長（田中 学） 2項につきましては、5月31日までに提出する書類の部分ですね。

予算のほうは、当然3月の議会のときにもお示しはするものでありますけれど、公に広く公表するという意味で5月の31日までということにしてあるものであります。

それから2番目のご質問につきましては、町長のほうからにさせていただきます。

それから3番目の関係であります。

議会の議決、積立金等に関するものでございます。

ここで書いてございますのは、当該各項に定める目的以外の用途に使用する場合には、議会の議決を経て行わなければならないということで、この第1号、2号、3号の積立金を書いてあるということかと思うんですけど、お願いいたします。

○議長（黒澤哲郎） 宮下町長。

○町長（宮下智博） 宿直の件についてお答えをさせていただきます。

やはり経験があるということでお話をいただきました。私も清流苑の夜の業務をやったことがない中で答えるのはちょっと心苦しいところもあります。

ただ、同じように私もかつてホテルのナイトフロントをやっておりましたが、役場の宿直とのちょっとこの兼ね合いって、私ここで今、あまり説明しても空中戦にはなってしまいますが、ありとあらゆる住民の方からの問い合わせというのが、役場の宿直の場合はいりません。ただ、宿泊業の場合には、ある程度想定がされた中の問い合わせが来ることがありますので、ちょっとここで論じるのは難しいかなと思いますが、やはり働き方とまた従業員の納得というところも含めて、今後そういうところはきちんと聞きながら話をしていく必要があるというふうに取り組みました。

お願いいたします。

○議長（黒澤哲郎） 最初の質問ですね、第2号の部分と第8号の部分については、課長の答弁、的を得ていないかと思いますが。

岡田副町長。

○副町長（岡田憲輔） 初めに今の申し訳ございません、議案第2号の7条の解釈についてちょっと確認を込めて申し訳ございません、繰り返しになったらお許しをいただきたいと思っております。

第7条の1項につきまして、要は4月1日から9月30日の上半期の業務の状況、これを11月30日までに作成しなさいと。この作成したものは、法によって公表が義務づけられている。それと10月1日から翌年3月31日までの下半期のこの業務状況説明書類、これは5月31日までに作成しなければならないとなっております、同様に法によりまして公表が義務づけられている。

それと第2項に関しましては、別ものということではなくて、先ほど言いました上半期分の状況説明書、下半期分の状況説明書、それぞれにまず上半期分については、11月30日に提出する書類においてはというのがその分になるわけですが、前年度決算の状況を併せて明らかにこの時点でも行いなさいと。下半期分については、5月31日にやる際に当年度の予算の概要、それから事業の経営方針もそれぞれ併せて明らかにしなさいという趣旨の説明となっております。

ですから、そもそも予算や決算の議決、議会審議というのは、そもそも法に基づいて加賀田議員おっしゃるとおり、法のとおりはきちんと対応をしていく。これはあくまでもその業務状況説明書の提出に関する規定ということでちょっと確認をさせてい

ただきたいと思います。

繰り返しの説明になったらご容赦をいただきたいと思います。

○議長（黒澤哲郎） 議案第8号については、第2条の2項（1）（2）（3）も議決が必要ではないかということかと思えます。その件について。

岡田副町長。

○副町長（岡田憲輔） 大変失礼をいたしました。

議案第8号の第2条第2項に関してでございます。

ここで規定しているのは、これらの積立金をそもそもここに定めている目的以外に使用するには議決が必要ということの規定しております。

ですから、そもそもこのための議決はその場合、必要なんですが、そもそも積立金を使用するには予算という形で当然議会の議決をいただく形になりますので、これ以外の、要は一切議決が不要となるわけではなくて、ここに定めているのは、目的外使用をする場合にはそれに関する議決が別に必要ですよという規定だということとなっております。

以上です。

○議長（黒澤哲郎） よろしいでしょうか。

加賀田議員。

○3番（加賀田 亮） それではまず最初の質問に関しまして、この質問全体に関して、また総務産建常任委員会ですっかりもんでいただければいいですし、答弁間に合わなければそのときでも構わないと思えますので、よくもんでいただければというふうに思っております。

まず、最初の第2条の件なんですけれども、まず質問がちょっとずれたかなと思えました。第7条の前段と第7条の2ですね。私が問題にしているのは2のほうで、第7条の1のほうですね、1って書いてありますが、第7条のほうは40条の2項にちゃんと書いていますので、それはそれで結構ですね、2回出せってというんだから。ただ、時期としてはちょっといいんじゃないかなと思っておりますが、時期も別に問題ないと思っております。上半期終わって2か月後なんで別にいいと思っております。問題は、この2項のこの話をしているんですね。これがちゃんときちっとこれは公表の話なんだということきちっと付けておかないと、議会に対しての提示の話かというふうに思っちゃいますし、それにもし公表にするにしても、決算が5月に出て、監査経て、6月には終わるといったものを11月まで寝かしておく理由はないと思えますよ。ですので、町民に公表する

んだって、議会の6月の定例会が終わった後にはもう出してもいいんじゃないですか、6月に。同じように予算のほうも3末で予算取れたら、3末とは言わずに4月の末でもいいですし、そういうもんじゃないですか。

というのは何度も申し上げますけれども、この条文いちいち読みますと、元々の地方公営企業法というのは管理者を置くことを前提にしているわけですよ。ですので、管理者にいろんな権限が与えられていますよね。今回、我が町は、管理者置かないですよ。そうすると、8条に管理者がない場合は町長がトップだということ書いていますよね。そうするといろんな条文の中で、管理者が町長に渡せばいい。管理者が町長が渡せなければいけない、全部書いてあるんですけども、それが一切省かれるわけですよ、全部町長なんですから。だからその分の時間なんていくらでも短縮できるはずなんです。

で、先ほど一番最初に申し上げたように、清流苑というのはサービス業で、業績はジェットコースターなんで、報告を半年後なんか受けたって既に遅かったりシーズン終わったりするわけですよ。ですので、タイムリーにぼんぼんぼん報告いただかないと、最終的に町は何やっていたんだ、議会は何をやっていたんだという話になっちゃう。だからタイムリーな報告がほしいと言っているわけです。

だけれど、この下水道、上水道を参考にしたような条例の作り込みだと、清流苑にはちょっと私は向かないと思っていますので、もう一度ちょっとよく考えていただければなあというのが私の思いでございますが、それについてコメントありましたらお願いします。

第2条に関して、2本目に関して、第6条の従業員の給料でございます。最終的には、最終的な責任者は町長でございますので、町長がこの金額で働いてほしいということというのが最終的な決定でありますので、町長のお考えがわかりましたのでそれはそれで結構です。あとは、従業員がどの程度、町長の前ではそれは逆らえないかもしれないんで、特にお金の面はなかなか人間言いづらいですから難しいかもしれませんが、その辺は今後の成り行きを見ていきたいと思っています。

それから、最後の利益の処分案のことですね。

事業をやって利益が出ましたと。そうしたら過去に積んであるお金を取り崩すのもいいですかね。BSの中で純資産もありますよね。純資産の分を取り崩すのは絶対に株主総会の議決が必要ですよ、どんな場合でも。ですので、それは資本の繰入れとか別ですよ。でも、これ株式会社じゃないでしょ。だから資本の繰入れはないですよ。そういう

ふうに考えたら基本的にこの純資産の部を動かすには、全て議会の議決が必要。つまり株主総会の議決が必要と同等と考えたほうが良いと私は申し上げているわけです。

ですので、いたずらにこの部分は自由に使えるとかというふうにしないほうが良いと。例えばこれだと社債の償還がトップになっていますけれども、もっとこれより非常時のことだって想定できるでしょ。そのために民間企業は株主総会を設けて毎年毎年使い道決めていくんですよ。下手に縛ると逆に使い勝手悪くなると思いますよ。再考をいただきたいと思っていますが、これについてもお考えを。

最終的には、今、ご答弁いただかなくても結構でございますので、産業建設委員会でもよくもむということであれば、それでも結構でございます。

答弁いただければ。

○議長（黒澤哲郎） 田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中 学） ご指摘いただきました。

まず、第7条の2項でありますけれども、この条文については、第1項の部分を受けてのことかと思っております。前項の業務の状況を説明する書類ということで、11月30日までに提出する書類ということで、このような書類をとということで、議員おっしゃるように業務の状況につきましては、いち早く毎月町長にも報告しておりますが、現在も報告しておりますし、それはその時々議会の方にも報告は十分可能でございますので、その点はきちんとやっていきたいなと思っております。

それから、積立金等についてでございます。

そいじゃ以上であります。

○議長（黒澤哲郎） 岡田副町長。

○副町長（岡田憲輔） 初めに、議案第2号の7条の関係について、ちょっと私のほうからも補足をさせていただきます。

この第2項のですね、ですから11月30日までに提出する書類というのは先ほどの説明のとおり、上半期分の業務状況説明書になります。

そこには、前年年度の決算の状況を併せて明らかにして、要は決算とのリンクを説明しなさいという趣旨でございます。

決算そのものは、議員がおっしゃるとおり、9月定例会においてこの前段で既に公表は済んでいるものでありますが、その決算をこの業務状況説明においても併せて明らかにしなさいという趣旨でございます。

それから5月31日までに提出する書類というのが、下半期分であります。ですからこ

れを出すときも、この時点でまた改めて予算についても明らかに併せてすることによって、そのリンクを説明しなさいというそういう趣旨であります。

ですから決算も予算もそれぞれそのものとしては、要は議会への承認、決算認定とか予算案の議決という形で既に公表は済んでいる事案であります。

それと今の8号議案の第2条第2項の関係であります。

議員おっしゃるとおり、ちょっと企業会計、民間の企業会計、ちょっと私そんなに強くないのではっきりわからないんですが、先ほども申し上げたとおり、使用する場合にはいずれにしても予算という形で当然議会の皆様の議決が必要になってくるわけがあります。ここに規定しているのは、再度の説明になりますが、目的外に使用するという場合については、まずその目的外に使用すること自体に議決が、この条例に基づく議決が必要になりますよ。次のステップとして、また予算は予算として議会で議案審議をしていただく。そういった構造になっているのかと思います。

以上です。

○議長（黒澤哲郎） 答弁は以上ですか。

それではほかに質疑を求めたいと思います。ほかに質疑ございませんか。

松井議員。

○13番（松井悦子） 2点お伺いをしたいと思います。

まず、この今までは保養宿泊施設というような会計の名前でありましたよね。今回、信州まつかわ温泉清流苑と、ちょっとその保養宿泊施設ということは全く消えていて、公営企業ということになったので、こういうネーミングにしたのかなというふうに想像いたしますけれども、なんとなくその今までの町民の保養宿泊施設というイメージからちょっと入ってこない。本当にもう何ていうか温泉施設、民間の温泉施設というようなそんなようなふうに聞こえてしまうような気が私はするんですね。このあたり、どのようなお考えでこういうネーミングにされたのかということをお聞きをお伺いをしたいと、そんなふうに思ったわけでございます。

それから2点目は、議案第7号です。

給与に関する条例ですかね、その4分の3ページあたり、4分の2ページから4分の3ページあたりになります。第10条のこれは育児休暇、それから介護休暇に関するのかなというふうに思いますが、ちょっとこれだけでは大丈夫かなというふうに思うわけですね。勤務しない最後のほうですね、勤務しない1時間につき、勤務1時間あたりの給与額を減額した給与を支給するというふうには書いてありますが、この条例だけでは

上限がどうなのかとか、認定はどういうふうにされるのかとか、こういったことについてはこの条例だけではわからないなというふうに思って読ませていただいたんですが、その辺り2点よろしくをお願いします。

○議長（黒澤哲郎） 松井議員、7号議案には4分の3ページとはございませんが、6号議案。

○13番（松井悦子） え、なんですか。そうですか、失礼いたしました。

議案第6号ね、議案第6号ですか。

○議長（黒澤哲郎） 6号議案についてですね。

○13番（松井悦子） そうでした、すいません。申し訳ありません。

○議長（黒澤哲郎） それでは2点ございましたが、答弁をお願いいたします。

田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中 学） まず、初めに、今回の名称でございます。

こちらのほうを松川町信州まつかわ温泉清流苑とさせていただきます。今までの保養宿泊施設 という名前から変えたわけでありましてけれど、一般的に今、ホームページでもパンフレットでも信州まつかわ温泉清流苑ということが一般的に、そういうふうに皆さん呼んでもらったりしておりますので、やっぱりなじみのあるその名前で、これを機会に変えたいということで、今回変えさせていただきます。

それから議案第6号の関係の4分の3ページ、4分の2ページから3ページにかけてのところでございます。

給与の減額のことで、減額するときには1時間あたりの単価で減額していくんだよということが書かれておるんですけど、ただいまおっしゃっていただきました要介護の関係とかについては、これはそのような休暇を除くということで括弧書きをしてあるところでございます。

要介護にあたるような場合の休暇ですとか、その要介護をさらに介護する方ですとか、そういうような場合の休暇については、それは除いて、一般のそういう欠勤とか、そういうようなケースについて、そういうことがあったら勤務しないような時間があったという場合に、そんなときには1時間単位で減額していきますよという、そんな内容でございますのでお願いいたします。

また、細かな内容については、規程のほうでまた定めていきますのでお願いします。

○議長（黒澤哲郎） 宮下町長。

○町長（宮下智博） それでは最初の名前のほう、私のほうから少し補足をさせていただきます。

やはり今後、まずは公営企業会計に全適用というのが最初で今、進んでおりますが、じゃあ今後、この保養宿泊という考え方について、どのような予算の持っていく方をしたらいいのかというのは、その中でまた話をしている。それが恐らく松井議員のおっしゃる住民に対してのというところでございます。

例えば今、温水プールにつきましては、一般会計で見えております。スポーツ施設については、当初、一般会計で見えておったようですが、清流苑の業績がいいということで、清流苑の会計にいったりとか、このような部分というのが、やはり黒字を出すという部分よりは赤字を出してでも住民の福利厚生のためにというようなところがございまして、ここを一般会計にしておいて、清流苑に委託というような形をとっていくというような考え方が、恐らくそのネーミングだけにとらわれない住民への福利厚生という話になっていくものと考えております。

○議長（黒澤哲郎） 松井議員。

○13番（松井悦子） ネットなんかでもなじみが深いということではありますが、会計の形態が変わってもやはり成り立ち、成り立ちやはりこれは町民のための施設であるという、成り立ちがあったわけでありまして、町民も自分たちの清流苑だというふうに思っておられるというふうに私はそんなふうに思うんですね。

で、こういった会計制度を変えたということは、一つにはいろいろなメリットがあるということは十分承知をしておりますけれども、どうかそのことをいつも成り立ちを念頭に置いた進め方をしていただきたいと、そんなふうなふうに思うわけでございます。

ややもすると営利ということが先に立つということは、これはやむを得ないということもありますが、しかしながらやはり町民本来の町民のためのという、そこの辺りはいつも念頭に置いていただきたいなというふうに思って質問をいたしました。

それから2番目のほうはわかりました。

除くほかというふうになっております。そうしますとあれですか、こういった育児休暇、介護休暇については、町の給与というか、休暇に関する規則なんかで定められておるという理解でよろしいわけですか。

○議長（黒澤哲郎） 田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中 学） 今回、公営企業会計、公営企業ということですので公営であります、やっぱり町の運営には変わらないということでございますので、その点、町民の思いがずっと今まで町民のための施設ということは変わりありませんので、そのことはこれからも念頭に置きながら運営のほうをしていきたいと思っております。

それから介護の関係につきましては、規程のほうでまた細かくしますが、一般職のそのような介護の関係と同様の形になっております。

以上です。

○議長（黒澤哲郎） ほかに質疑ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（黒澤哲郎） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま提案のありました議案第1号から議案第8号につきましては、議論を深める必要があると判断し、審議を担当常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（黒澤哲郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第8号は、総務産業建設常任委員会に審査をいただき、最終日に報告をお願いをすることといたします。

◇ 議案第9号 令和3年度松川町一般会計補正予算（第4回）について

◇ 議案第10号 令和3年度松川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）について

◇ 議案第11号 令和3年度松川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について

◇ 議案第12号 令和3年度松川町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）について

◇ 議案第13号 令和3年度松川町水道事業会計補正予算（第2回）について

◇ 議案第14号 令和3年度松川町下水道事業会計補正予算（第2回）について

○議長（黒澤哲郎） 続きまして日程第13、議案第9号、令和3年度松川町一般会計補正予算

（第4回）について、日程第14、議案第10号、令和3年度松川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）について、日程第15、議案第11号、令和3年度松川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について、日程第16、議案第12号、令和3年度松川町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）について、日程第17、議案第13号、令和3年度松川町水道事業会計補正予算（第2回）について、日程第18、議案第14号、令和3年度松川町下水道事業会計補正予算（第2回）について、以上を一括議題といたします。

説明を求めます。

岡田副町長。

○副町長（岡田憲輔） それでは初めに議案第9号をお願いいたします。

○議長（黒澤哲郎） 説明を終わります。

ここでお諮りいたします。

休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（黒澤哲郎） それではただいまから14時50分まで休憩といたします。

休 憩 午後 2時37分

再 開 午後 2時50分

○議長（黒澤哲郎） 時間となりましたので、会議を再開いたします。

これより議案第9号から第14号までについて、一括して質疑を行います。

質疑の際には、会計名及びページを指示をしていただくようお願いをいたします。

質疑はございませんか。

米山義盛議員。

○2番（米山義盛） お願いいたします。

一般会計補正予算（第4回）のページでいきますと、歳入のところです。7ページ、養護老人ホーム入所者負担金増211万3千円と増額になっています。この状況、コロナ禍の中ですが、入所の状況、この増の状況について説明していただきたいというのと、もう1つは15ページですが、子育て支援センター費の項目の中で保育サポート券印刷代、保育サポート、委託料に保育サポート業務が入っています。これについての説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（黒澤哲郎） 加山保健福祉課長。

○保健福祉課長（加山隆浩） ご質問いただきました。

7ページ、老人福祉費の負担金でございます。養護老人ホームの入所者数の増ということでお願いをしてあるものでございますが、こちらにつきましては現在、歳出の内容に伴いまして、入所者が増えてきたことに伴う歳入の増でございます。

内容につきましては、当初より現在、その老人ホームの入所者数は3名増えてございます。また、当初になかった措置の方が1名増加になっております。

また、今後、入所予定の方が2名いらっしゃいますので、トータルでいたしまして増えてくるということでの補正をお願いするものでございます。

よろしくお願いたします。

○議長（黒澤哲郎） 下井こども課長。

○こども課長（下井昭二） ご質問いただきました15ページ、子育て支援センター費の保育サポート事業のご質問をいただきました。

この保育サポート事業につきましては、従来、子育てをする保護者の負担軽減ということで、講習を受けた会員の皆さんに保護者の皆さんが負担軽減となるように、子どもを短時間預けていただいて、お買い物に行っていたりという事業が主になるわけですが、この保育サポート事業の拡充を進めていこうということで考えた、提案させていただいた内容になります。

この保育サポート事業につきましては、今年度受けていただく会員の皆さんに講習を、サポートに関わる講習を受けていただきまして、会員数が増えてきております。この会員数増えてまいりましたので、この保護者のPRを兼ねまして、1歳半から3歳までの現在のお子さんに補助券、お試し券といったほうがわかりやすいかもしれませんが、この補助券を配布することで利用しやすくお試し利用をしていただいて、子育ての負担軽減に役に立てていただくというのが目的でございます。

この印刷代につきましては、サポート券、補助券の印刷代でございます。また、サポート業務につきましては、この1回1時間600円の部分の4回分を1セットにしまして、それぞれ1歳半から3歳までの現在151名おりますが、その方に使っていただくのが主な目的となっております。

そんな向きで進めておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（黒澤哲郎） 米山義盛議員。

○2番（米山義盛） ありがとうございます。

今の入所、老人ホームへの入所者の予定より増えているという、そういった状況、機敏に対応していく上で、ここは負担金の増という項目ですが、あわせて当然それに対応して処置費とかそういった施設の経費、かかるかと思えます。

お年寄りの老人ホームに入りたいという生活をされる上で、老人ホームの入所というのはやっぱり重要なことだと思いますので、今後ともよろしくお願いたします。

あわせて、今の保育サポートの件、これは今まで今年度初めて取り組まれた内容なん

でしょうか。今まで取り組まれてきていたのか。

あわせて、このサポート業務を受けれる、委託ですので、その講習を受けて若いお母さん方がお互いに助け合うというか、多少保育所へ子どもを通わせている形で、少し時間ができた若いお母さん等が講習を受けて、そういう今度は託児所、子どもを預かる側のグループに入って活動をされている方が増えてきているという、非常に子育てをする方々のつながりを強めながら、異年齢のお母さん方のつながりができてくるというようなことで、非常にやっぱりいい取組かなと思いますので、今後とも期待したいと思います。

以上です。

○議長（黒澤哲郎） 今年度初の事業なのかということについて、答弁をお願いいたします。

下井こども課長。

○こども課長（下井昭二） ご質問いただきましたこの保育サポート事業、今回提案させていただいた部分につきましては初めての取組でございます。

従来、1回平日1時間600円というものにつきましては、従来から制度としてあるわけでございますが、ここ最近、制度を利用して預けていただくことが少なくなってきております。1回使っていただいて、安心して利用できるようなそんな取組も必要かなということで、今回初めて提案させていただいた部分でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（黒澤哲郎） 米山義盛議員。

○2番（米山義盛） ちょっと最後に一言ですが、確かに若い1歳から3歳、保育所に上がる前の子どもをもっているお母さんにとっては、四六時中子どもと接しているということで、その子どもから少しでも離して買い物に行ったり、自分の時間を持てるということというのは、非常にやっぱり子育てを継続していく上では重要なことだと思いますので、今後も期待したいと思います。

以上です。

○議長（黒澤哲郎） ほかに質疑ございますか。

塩沢議員。

○1番（塩沢貴浩） それでは1点お願いいたします。

一般会計補正予算の17ページでお願いをいたします。

農畜産業振興事業補助金815万3千円でありますけれども、先日の全協で資料を示していただきましたけれども、この事業内容の一つ、ブドウの雨よけ施設に関しては来年

度から国の予算を使っていくということが示されておりました。その件に関して、国の予算を使うということで、補助の割合が低くなったりとか、申請の内容が厳しくなったりとかという可能性を聞きたいと思います。

○議長（黒澤哲郎） 田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中 学） ご質問いただきました。

こちらの事業であります信州農業生産力強化対策事業という事業でございます、その中の今回はマーケット等ニーズ対応整備事業というもので、これらのパイプハウスですとか雨よけ施設の導入に対する補助でございます。

ブドウの雨よけ施設の導入でございますけれど、県のほうに聞いたところ、県下で非常にやはり要望が多いそうであります。シャインマスカット、またナガノパープルの関係で簡易雨よけの施設を要望されるところが非常に多いということで、県のほうでは国の産地パワーアップ事業のほうを来年度活用していきたいというようなことを聞いたところであります。

ただ、具体的な細かな内容まではちょっと聞いていませんけれど、県とすればこの事業自体が第3期の長野県食と農業農村振興計画の戦略に沿った一つの大きな目玉の事業でありますので、国のほうに変わったからといって、大きくその補助率が変わるとか、そういうことは多分ないかというふうに考えております。

また、しっかり支援をこういうものでしていくように、また要望も県のほうにはしていきたいと思っております。

○議長（黒澤哲郎） 塩沢議員。

○1番（塩沢貴浩） ご答弁をいただきました。

大きく補助は変わらないということで、大変にありがたいと思っております。

特に農業資材に関しては、来年に関しては値上がりはほぼ確実ではないと言われておりますので、こういった補助があるのは大変にありがたいと思います。

また、こういった補助、周知の方法に関してもお聞きしたいと思います。なるべく多くの方というか、多くの組合に使っていただければと思いますので、周知の方法は今、現状どうなっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（黒澤哲郎） 田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中 学） 今年度の事業につきましても年度末、あるいは年度当初にJAさんのほうが農業者の皆さんから要望をとりまとめて、それをまとめて町のほうに出していただき、町のほうから県という流れでございます。ですので、農協さんのほうにも引

き続き支援、そのようなとりまとめをお願いしていきますし、また町の関係でも各種農業団体とのいろんなところで会合がございますので、そのようなときにまた周知のほうを図っていきたいと思っています。

○議長（黒澤哲郎） 塩沢議員。

○1番（塩沢貴浩） ご答弁をいただきました。

こういった補助金、大変にありがたいと思いますので、またぜひたくさんの方に使っていただければと思います。

よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（黒澤哲郎） ほかに質疑ございますか。

川瀬議員。

○5番（川瀬八十治） それでは2点お願いします。

一般会計補正予算の中から12ページの企画費であります。定住対策費、そのこの12委託料であります。住民意識調査業務、これについて説明していただきたいのが1点目。

2点目であります、18ページにあります林業費の関係であります、林業総務費の中で委託料、ここも立木伐採事業というふうにありますので、これについて内容説明をお願いします。

○議長（黒澤哲郎） 佐々木まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（佐々木 保） 川瀬議員からご質問をいただいた件につきまして、まず企画費の部分、私のほうからご説明をさせていただきます。

この件につきましては、現在、議員各位にもご承知のように、総合計画に掲げております持続可能な自治組織づくりを目的として、本年度より自治会対策会議を立ち上げさせていただきまして、進めさせていただいておるところでございます。

現在は、個別ヒアリングということで、各自治会のほうへお邪魔をさせていただいて、自治会の皆さんと意見交換をさせていただいておるところでございます。

参加いただいている皆様方でございますが、私どもからすれば世帯主さんは当然でございますが、女性の方ですとか、次世代を担う後継者の皆様にもご参画をいただきたいということで、自治会長さんを通じましてお願いをしておるところでございますが、現状7つの自治会が終わってきておりますが、その多くの出席者がやはり50代60代以上の世帯主の方がほとんどでございまして、そういった方のご意見ご要望というのは拾え

ておるのかなというふうに思っていますが、先ほど申しましたように、女性ですとか若い方のご意見、またここには出てまいりません、自治会未加入の方のご意見が、これからの自治というものの存続に向かっていくにあたっての意見集約、意見収集ができてないというところをなんとか拾いたいということで、今回予算を計上をお願いしたところでございます。

現在、自治会個別ヒアリングを行っておりますけれども、令和3年度につきましては、自治会の困っていることについて、町ができることを集約させていただいて、年度末に向けてお示ししていきたいということで、昨日の区長、自治会長の中でも少しお話をさせていただいたところでございますが、令和4年度は引き続きまして、自治会のあり方そのものの検討をやっていききたいということで考えてございますので、そういったところで今回のこの調査の結果を反映していきたいというふうに考えてございます。

内容でございますが、町内在住の二十歳以上の方を対象にしまして、抽出させていただいて1,000人ほどにアンケートを送らせていただきたいというふうに考えてございます。

内容につきましては、今、大きく分けて3項目ほどを考えてございますが、自治会組織の事業ですとか、行事等への参画状況、また自治組織の事務事業ですとか、機能の重要度性について、さらには自治組織の存在価値そのものについて、お聞きしていきたいかなというふうに思っております。

1,000名ほどにアンケートをとらせていただいて、その郵送料と返ってきますアンケート結果、料金受け取り払いで考えてございますが、そちらのほうの予算を郵便料という形で載させていただいてございます。合わせまして、74万9千円ということで考えてございます。

委託料の内容でございますけれども、先ほど来申しておりますが、これを先ほどのアンケートをコンサルのほうに、内容のほうも相談をさせていただいて、最終的には集計等を分析をコンサルのほうにもお願いしたいかなと考えておりまして、こういった金額で計上をお願いするところでございます。

以上でございます。

○議長（黒澤哲郎） 田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中 学） それではお願いいたします。

18ページの立木伐採事業につきましてご質問をいただきました。

この関係につきましては、11月の24日の全協の折にもちょっと触れさせていただき

ましたけれども、片桐松川床固め工事に伴う立木伐採の費用でございます。

同額が、歳入のほうの10ページのほうにも雑入ということで、立木の補償費という形で載せていただいております。

いただいた補償費、そのまま伐採の方に充てるという内容でございますのでよろしく申し上げます。

○議長（黒澤哲郎） 川瀬議員。

○5番（川瀬八十治） それじゃ1点目のほうでありますけれども、今、コンサルのほうへ依頼してということだったんですが、教えていただけるんならどこかというところあります。

また、その先ほど、3項目についてのアンケート、1,000人程度で行われるということでもありますけれども、それを回答されたものですね。それ集約してどういう方向で使えるかどうか。要するに未加入の方の部分。実際に7自治会でやられているその自治会の対策については結構でありますけれども、未加入の方に関してのその回答をいただいた、集約してどういうふうにやっていくかというところまでちょっと考えがあったら説明をいただきたいと思います。

2番目の伐採の件につきましては、前回説明いただきましたので、桜8本ということでもわかりましたのでそれは結構であります。

最初のほうの答弁をお願いします。

○議長（黒澤哲郎） 佐々木まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（佐々木 保） 最初の企画費の定住対策費につきましてご答弁させていただきます。

この今回の予算計上にあたりまして、参考的にお聞きしたコンサルはございますが、確定はしてございません。当然、予算をお認めいただいた後に複数の業者にあたりまして、なるべく安いところと契約をさせていただきたいというふうに考えてございます。

また、自治会未加入者へのこのアンケートをどういう形に反映するかという点でございしますが、これ定住対策費という形で盛らせていただいております。まさに自治会に加入をされていない理由といったことも当然お聞きしたいかなというふうに思っておりますが、逆に松川町に外から入ってこられた方には、どういったことで例えば松川町に来られたとか、もう少し長くこの町に住むにあたってはどういったことが望まれるとか、こういったところは町としてできてないんじゃないかとか、そういったことを聞かせていただく中で、定住対策について参考としたいというふうに現状では考えてお

るところでございます。

以上でございます。

○議長（黒澤哲郎） 川瀬議員。

○5番（川瀬八十治） まさに今、自治会の会員の方がだんだん少なくなっていった加入者が、そういうところもあります。どうしても自治会に入っていない若い方ばかりではないですが、ぜひそういう人たちが今のアンケートの中でしっかりとした内容を把握して、やっていくことが一番大事じゃないかなというふうに思っておるわけでございます。

この日程的な問題であります。今回、補正予算で通った場合、いつ頃までにやっていかにかいけないとか、そこら辺をもう少し詳しいことがわかれば説明をいただきたいと思えます。

○議長（黒澤哲郎） 佐々木まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（佐々木 保） ご質問いただきました。

日程でございますけれども、補正予算をお認めいただければ、1月の頭にはコンサルの選定に入っていきたいというふうに思っております。

当然3月末までには、最終的な結果をまとめる必要がございますので、目標とすればやはり2月の頭から1か月くらいかけて、アンケートを集約、集めさせていただいて、最後の1か月でまとめをさせていただいて、4月から始まります自治会対策会議の中で、このアンケートを有効に活用していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（黒澤哲郎） ほかに質疑ございますか。

関連質問ということで加賀田議員。

○3番（加賀田 亮） ただいまの川瀬議員の質問にちょっと関連いたしまして、一般会計12ページの住民意識調査の今の郵送代の話でございます。

自治会に未加入であるということと、定住するということは、私はちょっと別の問題じゃないかなと思っております。ですので、未加入者を絞り込んで、未加入者についてなぜ自治会に入らないか。自治会のどこがどんな点が嫌なのかとか、そういうふうな自治会に入らない理由を掘り下げて聞くということはいいことだと思いますけれども、定住の話はまた別だと思えるので、定住は例えばここ15年ぐらいで住民票登録、出生以外で住民票登録した方々とか、ちょっと調べれるのかどうかわかりませんが、要は移住してきた方とか、結婚されてこちらへ来た方を対象に、何が移住の決め手だったのかと

かいう部分でアンケートをとっていくというふうにきちんと分離したほうが私はいいと思いますし、効果的なアンケート収集が得られると思いますけれども、それは一緒にしてしまうというのはちょっと薄まるような気がするんですけど、そのあえてその目的はどんなところにあるんでしょうか。

○議長（黒澤哲郎） 佐々木まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（佐々木 保） 加賀田議員よりご提案ご質問いただきました。

ちょっと私の頭の中の整理がちょっとあまりまだこのアンケートの内容について、具体的に正直固まってない部分がありましたので、少し答弁の仕方が不十分であったということで今、認識をさせていただいております。

今、加賀田議員おっしゃっていただいたように、まずは自治会未加入者にあつてはどのようにやっぱり未加入なのかというところだと思います。自治会に入るメリット、デメリットというものをよくお聞きさせていただいて、やはり自治会の存続ということを経験しては考えていきたいということがございますので、未加入者の皆様にあつては、どうすればじゃあ自治会に入るお気持ちになるのかと、そういったようなことも聞いていきたいということがまず1点と、やはり外から帰ってきた、外から入ってこられた皆様が、この松川町にどういった理由で来られたとか、魅力を感じているとか、もしかすればもう魅力を感じてなくて、転出を考えておられるとか、そういったところから定住対策を取り組むべきだということで、分けて考える必要は当然あるかなと思ってございますので、このアンケートの内容もこれから考えてまいりますけれども、今、議員おっしゃっていただいたようなことで、私の頭の中でも今、整理をしておりますので、進めてまいりますというふうに思います。

○議長（黒澤哲郎） 加賀田議員。

○3番（加賀田 亮） ぜひ、分離して考えた方がいいかなと思います。年代にこだわるよりも、その属性にこだわった方がいいと思います。逆に、若すぎて生まれたときからここにいるから、別に移住も自治会のことも何の疑問を持ったこともないという人もいるでしょうから、そういう人にアンケートとってもあまりあれかなと思いますし、やっぱり高齢の方でもいろんな事情があつて、自治会に入っておられない方もいらっしゃるのです、そういう人たちの需要徴集にきちんとリストアップできると思いますし、件数もそんなにはないのかなと思っています。

それから移住のことは移住でやっぱり大切なことなんで、そっちもまた今回の自治会推進会議とはまたちょっと違うところかもしれないですけど、進めていただければいい

かなというふうに思っております。

ちょっと個人的な話で申し訳ないですけど、私、松川町に移住して25年弱ですけども、ただの一度も公的機関から「なんで松川町がよくてここを選んできたの」って言われたこと、聞かれたことは一度もないです、25年の間に。

で、私の近く、仲間って同じような移住仲間でも「そういうの公式の場でヒアリングされたということも一度もない」っていうんですよね、一度も。

ですので、私が代表するわけじゃないですけども、移住してきた人わかるわけですよ、自治会とかに聞けばですね。そういう人たちからちゃんとヒアリングしてやったほうが効果的なのかなって思うし、そういう機会があってもいいのかなと個人的には思います。

答弁は結構でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（黒澤哲郎） ほかに質疑ございますか。

森谷議員。

○10番（森谷岩夫） 関連じゃないけれど、先ほど関連というやつで関連のほうを先お願いします。

15ページの保育サポートのこの件でありますけれども、印刷券は印刷券でいいんだけど、事業として非常に結構な事業だと思います。もっと早くやらにゃないかなと。今、どうして補正で出てきたんだかということを引きちと聞きたい。

600円で、1時間600円で4回分お試しで使ってみてくんなど。非常にいいアイデアだと思うし、そういう呼び水がないとなかなか若いお母さんたちそういうふうにならないので、そのことは本当にいいと思うんだけど、12月の補正でどうして出てきたんだかその辺りを。もうちょっと早くからきちと詰めて、600円の今までのサポートというのも事業としてはあったんだで、今回その4枚出すということ、その意味合いをもう少し深く答弁をお願いしたいと思います。

それからもう一つは、その新型コロナワクチンの接種事業なんだけれども、今回2,357万円というようなことで盛っております。全協の折で課長のほうからご説明をいただいて、非常に段取りよく3回目に向かって進んでおると。そういうことでありがたいというふうに思いますが、この金額なんだけれど、2,357万円というのは接種事業費ってということだけれども、北部で例えばこれだけ1億円なら1億円って、松川の分はこれだけってそういう意味か、そのこの事業費の内容ってというのは2,000なにがしってとい

うふうじゃなくてこういうものがいくらとかっていう話はいくらかできますかな。

で、医療機関へどうだとか、拠点を作ってどうだとかという話がちょっとここ2,300万円じゃわからんので、そういうことをちょっとお聞きしたい。

○議長（黒澤哲郎） 1点目。

下井こども課長。

○こども課長（下井昭二） 保育サポート事業のご質問をいただきました。

なぜ、今のタイミングかということですが、子どもが生まれてから一元的に見るということで、この4月から子ども支援係がスタートさせてきていただきました。

その中で保健師と社会福祉士、専任でいろいろお母さんの困りごとですとか、そういった相談業務に当たっていく中で、この1歳半から3歳までのお母さんたちの支援の部分がちょっと少ないということがわかってまいりました。

従来、こういった保育サポート事業あったわけですが、今までの周知不足もあるのは事実だったかと思って反省をしておるところですが、そういった相談業務や今回、受けていただく会員の皆様の講習の中で「せっかく受けていって準備をしておっても使ってくれにゃ意味がないな」という意見をいただく中で、この12月のタイミングで申し訳なかったわけですが、そういった部分で提案をさせていただいたというのが実情かなと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（黒澤哲郎） 加山保健福祉課長。

○保健福祉課長（加山隆浩） コロナワクチンの接種業務におきます委託料についてご質問をいただきました。

内容につきましては、前回、臨時議会でお世話になったのは事務的な経費でございます。今回、お願いをいたしますのは、実際に接種をするにあたって、医師に支払われる、これは医師会を通して支払われるものですが、そういった接種費用ということで積み上げたものでございます。

こちらにつきましては、それぞれ接種実施者におきまして単価が設けられておりますので、それぞれまた予診のみだとか、時間外経費の加算ですとか、また休日の加算等もありますので、そういったことを積み上げまして、今回、この補正額をお願いするといったところでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（黒澤哲郎） 森谷議員。

○10番（森谷岩夫） ちょっと順序が逆になるけれども、そうするとこれ全部お医者さんに

お願いする分ということ。そういうことならそういうことで。今言ったように、幾件の方にまたお世話になるのはわからんけれども、そういうのを積み上げてということなんで、せいじゃこれだけかかると、そういうことだと思います。

もう1点だけ、ここにお任せ予約をするということがあるので、非常に結構な話だというふうに思います。1回2回目は、なかなかその大変で、年寄りには本当こんなことはもう嫌よというような年寄りがいっぱいおったし、孫だとか息子ならまだいいけれども、孫に頼んでやってもらうとか、らんごくなことがあったんで、今回この3回目は65歳以上の方はお任せ予約というのができて、こっちでせいじゃ段取りしていつ来てくんなって連絡するにと、そういうことだと思うんで、非常にありがたい話だと思うんで、ぜひこれでいきやうまくいくだらうというふうに思いますので、結構な事業だと、そういうふうに思っております。

それから今のそのサポーターの話だけれども、さっき米山議員もお話があったけれども、お母さん方もいいんだけど、今、お話があったように、講習を受けていくらかそのお手伝いをしてやりたいという衆から見ても、そういうことなら券をもらえば4回はそれでも使うということを出るとということなんで、一面ではお母さん方と話をして、こういう事業が必要だということを出てきたということ、それはよしとして認めるけれども、やっぱり年度初めからきちっとどういうふうにしたら使ってくれるだとか、どうしたらもうちょっと拡大できるだとか、それが仕事だもんでそういうことをきちつきちっと詰めて事業として組み立てんと、いい話ならいつでもいいという話じゃなくて、こんなのが本来大体から補正で出てくるなんておかしい、本来は。本当いい事業なんで、きちっとして出してほしいと。そういう面でちょっと申し上げたんで、答弁は結構であります。頑張っていたきたいと思います。

○議長（黒澤哲郎） ほかに質疑ございますか。

坂本議員。

○9番（坂本勇治） 先ほどの企画費のほう、住民意向調査の件の関連でお願いしたいと思えます。

先ほど加賀田議員も言うておられました、自治会に対してのアンケートということなんで、ぜひ、自治会加入者だとか、未加入者だとか、脱退者っていう、それぞれやっぱり分けてアンケートをとらないと難しいと思いますので、加賀田議員が言われたように、きちんと対象者を決めて、絞ってやってもらいたいなと思います。

先ほど20歳代と言ったのかな、20歳以上ということは30代、40代も入るのかなと思

いますけれども、2世帯で暮らしている、2世代3世代で暮らしている人は、ばあちゃんとはともかく、おじいさんが自治会には出て行っているけれど、若い方は出て行ってないというような方もいると思うので、アンケートをとる内容もきちんと精査していただきたいと思いますし、対象者に対してのアンケートになるように。

そのときに若い人に特に出すとすれば、自治会の意義ってというのかな、目的とか、こういう形で昔からこういうふうにやっていますよというようなきちんとした説明文みたいなのを読んでいただいて返事をもらうというのが必要かなと思いますし、先ほど外部から来ていただいて、移住していただいた方は「自治会ってなんだかわからない」という方もおるかと思うので、その対象者ごとに説明文みたいなのを付けて読んでいただいてから、きちんとアンケートに答えてもらうというようなのも必要かと思えますので、これは要望ですが、お願いしたいと思います。

○議長（黒澤哲郎） 要望でございますけれども、答弁ございますか。

佐々木まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（佐々木 保） 坂本議員から貴重なご要望、ご意見、ご提案をいただいたと思っております。

まさに今回の主旨、やはり自治会のやはり存続というところが一番の肝でございますので、やはり今、坂本議員おっしゃっていただいたように、例えば2世帯であればその息子さんですとかお孫さんという世代の意見をどう拾うかということも当然重要でございます。対象者を絞るということと、アンケート内容をそこにあわせて組み替えるといいですか、分けてアンケート調査をとるということだと思っております。

そこら辺ございまして、当初は職員でやろうかなということも考えたんですが、やはりそこら辺のちょっと知識を専門の業者に助けてもらったほうがいいのではないかとということで、今回予算計上もさせていただいたところでございますので、そういったコンサルのお知恵を十二分に活用させていただいて、よりよきアンケートがとれますように努力してまいりますのでよろしくお願いたします。

○議長（黒澤哲郎） 坂本議員。

○9番（坂本勇治） 検討していただくのはあれなんですけれども、そもそもこの予算を取るときにやっぱりもうちょっと計画をきちんと立てて、どういう目的でどういう結論を出すために出すのかというのが、なんか今、答弁を聞いているとちょっとまだ煮詰まっていないような気がするんで、ぜひそこら辺はこれで足りるのか足りないのかということも含めて、ぜひ検討をした中で上げてきていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（黒澤哲郎） ほかに質疑ございますか。

米山郁子議員。

○4番（米山郁子） 12ページのやはり定住のアンケートでございますけれども、行政の皆様、いつも町民の意見を聞きたいということでアンケートをとる傾向がございますけれども、アンケートをとるのは大変必要だと思いますけれども、非常に今までのアンケートについても回収率が低いんですね。1,000人したとしても回収率が低かったらアンケートとして成り立たないというふうに私は考えます。

それで、今回のアンケートについての回収率の目標、率、これはどのぐらいに定めているのか。それとどのように回収していくのかを答弁願います。

○議長（黒澤哲郎） 佐々木まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（佐々木 保） ご質問いただきました。

今回のアンケートにつきましては、1,000人にお送りするというので先ほどご説明させていただきましたが、過去の町のアンケートの調査結果を基に算出した考え方によりますと、約4割の400人の回答を考えてございます。

逆にこれが400人を出した経過でございますが、コンサルにも相談をしたところでございますが、統計法上400人のこのサンプルを得られれば、ある程度この町の人口規模からすれば方向性が見えるということで、逆に1,000人で4割ということで逆算をして1,000人に発送をするということで考えました。ですので、4割の回収を目標としてございます。

また、努力といえますか、そこら辺ちょっと考えてございませませんが、なるべく当然回収率、せっかくお金を投資することによってございますので、極力回答いただけるような内容、回答しやすいようなアンケート内容にしていきたいと。先ほど坂本議員からもございましたように、丁寧な説明文を付けてやっていくということで考えてございます。

以上でございます。

○議長（黒澤哲郎） 米山郁子議員。

○4番（米山郁子） コンサルの方から400人おれば大方方向性が見えるという話でございますけれども、果たしてその400人、40%の回収率が得られるかどうかというのはちょっと疑問でございます。

なぜかというのは、そもそもアンケートを求めたい人は、自治会に加入してない方、若い方、女性の方というのは参加していただけないために声が皆様の声を聞くことがで

きないのであって、それでアンケートを出したら本当に答えてくださるかといったら、興味がないので答えないという考え方もございます。

で、その中で4割といたしますと大変な仕事かと思えます。4割に達していなかった場合は、どのようにされるのか、もし案がございましたら説明ください。

○議長（黒澤哲郎） 佐々木まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（佐々木 保） ご質問いただきました。

現在、じゃあ400人に達しなかった場合の案ということでございますが、回答は持ち合わせてございませんが、今、米山郁子議員からそういったことも当然考えられるのではないかとということでご意見もいただきましたところでございますので、それに向けて気を引き締めて、もう一度このアンケートに取り組むということでご答弁させていただきます。

○議長（黒澤哲郎） よろしいですか、ほかに質疑ございますか。

加賀田議員。

○3番（加賀田 亮） それでは3点お聞きいたします。

まず、1点目です。一般会計の11から12にかけてでございます。

ふるさと納税の委託料ということで、12ページの使用料ですね、システムポータルサイト使用料増171万8千円ということになっています。結構な額だなというふうに思います。

こちらをどういうふうな形で、いわゆる「ぐるなび」とか、ああいうところの手数料だと思わすけれども、ただ使わせてもらって手数料取られるだけじゃなくて、それを使ったことによってどういうふうな町として活用をしているのか、それをお聞きしたいと思えます。それが1点。

ただ、システムを使ってその使用料を取られているじゃなくて、システムを使ったら使ったなりにどのように活用しているのか。そのシステムをどういうふうに使っているかですね。そのデータとかそれを聞きたいのが1点です。

2点目でございます。18ページです。同じく一般会計。

18ページの真ん中辺、観光費、先ほど説明ありました御柱の寄附60万円でございます。

誤解のないように申し上げますが、私は御柱祭というのはなかなか楽しみにしておりますし、いわゆる長野の奇祭ということで全国的にも有名ですし、とてもいいんじゃないかなと思っておりますが、それはそれで別として、地方自治体が祭りに補助金を

公金として出すことは憲法 89 条の政教分離で固く禁じられています。ついこの間も佐賀県の唐津市で大問題になりました。

町が政教分離に反しないと、この 60 万円は反してないぞと言える根拠を教えてください。それが 2 点目。

3 点目でございます。

同じくその下の 19 ページでございます。リニアの対策費であります。

こちら全協で説明がありました。町単でお金を出すことの大きなものについてお聞きします。

まず、3,300 万円の土地に関して。これは将来、町の財産になるんだから、町が払うべきだということを全協で説明しましたのでそのとおりだなと思いました。もう 1 個の洞新線の地上物の補償費ということで 1,200 万円と。これも町が払うんだということを前回説明受けましたけれども、これ 1,200 万円の分に関して、町が払うんだという根拠をお手数ですけども、もう一度内容も詳しくご説明願えますでしょうか。

以上 3 点、お願いします。

○議長（黒澤哲郎） 1 点目、田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中 学） 初めに 1 番目のご質問でございます。

12 ページの使用料及び賃借料ということで、システムのポータルサイトの使用料の増ということでもあります。

こちらの内容につきましては、2 つのサイトを現在利用しておりまして、ふるさとチョイスのポータルサイト、こちらのほうの利用料でございます。

こちらが概ね 97 から 98%が、このサイトを使った返礼品の申し込みという形になっておりますので、全体の 3,000 万円のうちの 2,850 万円程度をこちらのサイトで使うというふうに見込みまして、その利用料が 5%ということになっております。それに消費税のほうをかけまして、150 万円余の金額をそちらの利用料として見込んでおります。

また、もう一つ、楽天ふるさと納税サイトというのがございまして、そちらのサイト、システムのほうも活用して現在やっております。こちらのほうにつきましては、10%というような使用料というふうになっております。こちらのほうが 15 万円程度というようなことで、合計でこのような金額を計上させていただいております。

それで、どのように活用しているかということですけど、やはりこのシステムのほうが全国的にも多く活用されておりまして、ここでやはり返礼品の紹介等をしてもらって、広く PR をしておるといった状況でございます。

それから続いて2つ目のご質問でございます。

18ページの商工費の観光費になります。観光費の中で観光活性化事業の補助金ということで、御柱の事業につきましての補助金ということでございます。

こちらのほうにつきましては、既に両区長さんのほうから町のほうに要望書もいただいておりますけれど、この事業自体が地域のイベントとして区を上げての行事ということでございます。

伝統ある行事でありまして、この文化、共同芸能を地域としまして継承していく大きなイベントであるということで、そのイベントによりまして観光の活性化、あるいはその地域の活性化につながるというものととらえておりまして、今回それに対する補助という形でございます。

お願いします。

○議長（黒澤哲郎） 小沢リニア対策課長。

○リニア対策課長（小沢雅和） 19ページのリニア対策費、それの中の21節補償補填及び賠償金の中の洞新線ほか上物補償ということで1,200万円計上してございます。これに関しましては、護岸線の立木がおよそ200万円、それから洞新線の立木ということで500万円。これ、今現在は、まだJRと交渉中というか、そういう形でやっておりますが、木を切る補償の段階になりますとどうしても計上しておかなければならないので、今回載せております。

ただ、JRのほうでは、上物の補償に関しては、「補償ということ自体がもう見れません」ということをはっきり言われております。その中で、今現在は交渉をしておる状況でございます。

それから今言ったのが、立木が700万円で残りの500万円はほかは何かということでありますけれども、これの前河原で今、工事やっておるんですけども、それが横井戸がありまして、横井戸の関係でどうしてもテールアルメという工法で、横井戸に同じように補償をすると、土圧でどうしても今度は横井戸が持たないということの中で、それぞれの個人のところで水が必要ということになりまして、浅井戸を掘るといような形であります。

4軒ありますので、それで500万円見ておる状況でございます。

以上でございます。

○議長（黒澤哲郎） 加賀田議員。

○3番（加賀田 亮） それじゃ順番どおりいきます。

まず、最初の12ページのシステム料金でございます。現状、このふるさと納税で一般の全国の方に訴求するには、そういうふうな「ふるちょ」とか「ふるなび」を使っていくのがそれは当然だと思いますけれども、単に手数料を取られて、取られるばかりではなくて、ここからも確かデータくれるはずなんで、そのデータ連係をどのようにシステムとして活かすか。前々から言っていますけれど、うちの町はシステムが全部単独単独で機能していて、横の連携はないと。それを相乗効果的にやれば、2倍3倍にも波及効果があるというような話を何度もご提案申し上げます。この件に関して、システム担当の方とどういう協議をして結論に至ったのが教えてください。町で専任のシステム担当者がいるはずですので、どういう協議があったのか教えていただきたい。

それから2番目です。

先ほど、町の文化云々というようなお話がありました。それは線引きはどこなんですかね。例えば私が行っている教会でクリスマスパーティーあるときに、町は補助を出してくれるんですか。そういうふうな問題なんですよ。

ですので、きちっと憲法を盾にとられているわけですから、絶対に我が町は憲法違反してないって、佐賀県の唐津みたいになったら大変ですよ。

ですので、ガチガチに憲法違反してないという理論武装をしないでどうするんですか。もし、答弁が無理だったら、総産建の委員会のときでも結構でございますので、それまでに答えを用意しておいてください。

それから3番目でございます。リニアの土地でございます。

土地はわかります。町のものになるから。町が金出せというのはわかりますけれども、当然、今回、リニアの工事に伴っていろんなことをやっていくもんで、上物の補償に関しても私はJRが出すべきだと思っていますよ。ですので、その辺はJRが一方的に出さないよ、それをはい、そうですかというふうに飲んだとは思えませんけれども、JRといや、そっちが出してくださいよ。そっちの事業のためにうちは町民に無理をお願いして道路を造っているんですよ。町民が大事にした桜の木も切らなきゃいかんのですよ。それぐらいJR見てくださいよというふうな交渉はきっとあったと思うんですけれども、その辺の経緯についてもうちちょっと詳しく教えてください。

○議長（黒澤哲郎） 田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中 学） 初めにふるさと納税の関係でございます。

ふるさと納税につきましては、現在、観光まちづくりセンターのほうにその業務のほうを委託しております。ですので、まちづくりセンターのほうにはそのようなデータは

来ておりまして、いろんな分析のほうはされておるものでございます。

そんな中で、町のほうのシステム担当者のほうとは、特にこの件に関しては検討等は現在はない状況になっております。

それから2つ目の補助金の関係でございます。

又、委員会のほうでもまたしっかり返答したいと思います。

先ほどのとおりでございます。

お願いします。

○議長（黒澤哲郎） 小沢リニア対策課長。

○リニア対策課長（小沢雅和） ありがとうございます。

洞新線に関しましては、国土強靱化で指定されておる道ということで、新たに造るといことの中で、町の方でも造るんでしょというような言い方もされました。ですが、それはうちとしては、将来的な考えであって、今回に関してはJRの発生土運搬のためにこれだけ早く急いで造っているんだということをいって、なんとか補償の関係を見てほしいという話を今、進めております。

それは、今、現在あるサンエーさんという事業所さん、それとあと上物ですね、その関係も言っております。

ただ、今回、予算を取っておかないと、そろそろ木を切る頃になりますので、一旦これで補償で見えておりますけれども、もし補償では駄目だということになれば、今回地主さんをお願いして、工事費に入れられないかというふうに考えています。もし、工事費に入れば、こっちに委任という形、木を切るのは委任ということになりますけれども、木に関しては売って売ったものを地権者の方、持ち主の方に補償費と渡して、それで切り賃のほうは工事費に入れてという形でもできるのかなというふうに考えていますが、一番いいのは補償も見てもらうというのが一番いいと思っていますので、それに関しましては、今現在、理事者も含めて交渉はしている状況でございます。

経緯としましては、向こうに言われたのはい、わかりましたということではなくて、どうしてこんなに急いで工事をやるのかということも踏まえて全部説明しながら、なんとか見てほしいということをお願いしている状況でございます。

○議長（黒澤哲郎） 加賀田議員。

○3番（加賀田 亮） ふるさと納税に関してでございます。

DMOに任せるっていうのは、それはそれで別にいいんですけども、私が言っているのはシステムの話でございます。

せっかく専門のプロフェッショナルを4月から入れて、もうすぐ1年たとうというときに未だにそこを活用してないのかなと思いました。私が議員になる前に浪人していたときに、私も物好きなので、いろんな町村のふるさと納税にチャレンジしてみましたけれども、やっているところはもう毎回毎回お中元、お歳暮の季節は当然、毎月DMが来たりとかメールが来たりとかで、次もうち使ってください。今度、こんな商品出しましたとかというのが、がっちり私の名前とメールアドレスと住所捕獲されてて、がっちり営業していますよね。

で、そういうのもやっぱシステム組むとなったら大金かかりますので、このふるさとチョイスとか、そういったところからどういうふうにデータ連係させてやれば一番ベストなものができるのかというのを考えるためにプロフェッショナルの人材を雇ったんじゃないですか。なぜ活用しないんですか。

ちょっとその辺の人材の活用、ちょっと離れていきますけれども、今後のこのふるさと納税でも構いませんが、そのいわゆる当町のプロ人材の活用についてもあわせて、これは町長か副町長にご答弁いただきたいな、ぜひお願いいたします。

2点目、御柱の政教分離の問題。

これはお任せしましたんで、委員会までにきっちりお願いします。

へたこくとすごめんどくさい話に巻き込まれますので、行政として是々非々できっちりやったほうがいいと思います。いろんなところから突っ込まれても、きちっと説明できるように理論武装してください。

3番目、リニアの対策費でございます。

今、検討中というか、交渉中だということでおっしゃいました。だもんで安心しました。ぜひ、強く交渉してください。

土地、道を買えというのは3,300万円、これはわかります、町のもんだから。でも、立木の交渉とかでJRが金出さないというのは、もうちょっとガツガツ交渉してください。

ただ、先ほど言ったなんか工事費に含んでどうのこうのというやり方は、私はよくわかりませんが、それがいいのかどうかもちょっとわかりませんので、それもお任せしますが、この1,200万円が不用額になって使われなくなるということを祈っております。

以上でございますが、答弁ございましたらお願いします。

○議長（黒澤哲郎） 宮下町長。

○町長（宮下智博） お答えさせていただきます。

プロフェッショナル人材、ICTに関しては確かに今、全庁舎の今、プログラム洗い出して、どういうふうに連携していくかということに今、手いっぱいになっている状況が確かにございます。又、加賀田議員おっしゃるとおり、せっかくどんどんどんどん名簿ができていますので、それをきちんとDM等を通して、もう少し活発にやったほうがいいの、私もそれは同感でございますのでやっていきます。

こういうときのシステムの連携につきましては、どっちかという、行政向けの各庁舎ごとに、各町ごとにオリジナライズをされたものに対してはやっぱりそういうプロフェッショナルが入っていただく必要がありますが、こういうふうにするさと納税に特化したパッケージ化されたものは、もう少し今ある機能 120%活用して増やしていくというところが必要だと思います。

確かにこのシステム入れた途端にぐーんとふるさと納税伸びたことも確かでございますので、より活用していきたいと思っております。

ちょっとせっかく立ちましたので、政教分離の話につきましては、おっしゃるとおり、最初から私も懸念しております。もう少ししっかりと理論武装をして、また総産建でもご説明をさせていただきたいと思えます。

ちょっとリニアについては、今の現状でここまで押してきたというのがあります。強い交渉を今、続けておりますし、例えば前河原道路の予算の歳入の感じなんかも見ればわかりますが、やっぱりその場、同時の財源で今、できてない中で、交渉をしながらどんどん強い交渉を続けていきます。

やり方については、いろいろ現場でも向こうでも頭をひねりながらもやっております。よろしく願いいたします。

○議長（黒澤哲郎） ほかに質疑ございますか。

坂本議員。

○9番（坂本勇治） まず、17ページですね、一般会計の17ページの農地費の中で多目的機能支払交付金の減148万6千円と、多目的機能支払交付金、返還金の28万3千円、これの経緯といいますか、今の現状も含めてちょっと説明をお願いしたいと思います。

もう1点、ただいま加賀田議員の質問でもありました。先日の全協で洞新線の土地購入については、先ほども言われたように残るものなのでいいと思いますが、私もこの地上物の補償に関して、やはりどうしても納得いきませんので、ただいま交渉中ということでしたので、その結果、町費を出さずにできるのを祈っておりますが、町長よく言うのは町民のほうを向いているということをよくお聞きするわけですが、やはり

町を背負って、町民を背負っていたら、JR や県に対して背中を向けるのではなくて、やっぱり正面を向いて、向く方向は JR だとか県だとか国だと思いますので、しっかり町民の背負った中で向こうを向いて、町の利益になるように交渉をしっかりとお願いしたいと思いますので、その辺についてお考えをお聞きできればと思います。

○議長（黒澤哲郎） 原建設水道課長。

○建設水道課長（原 高広） 17 ページ、多面的機能支払交付金の減についてご説明させていただきます。

2 点ございまして、まず町内、今、多面的機能支払交付金事業がですけど、5 団体が実施しております。5 団体の中で今回、面積、畑地の面積、水田も含めますけれども、これの面積が農申除外等によって減ってきております。その面積が確定したことによって減額になったのが 1 点です。

それから昨年度までもう 1 団体やっていたんですが、その 1 団体が令和 2 年度で終了したということで、それに伴う減でございます。

以上であります。

○議長（黒澤哲郎） 宮下町長。

○町長（宮下智博） お答えさせていただきます。

町民のほうを向いて、県や JR に背中を向けているという趣旨がちょっといまわかりにくいんですが、坂本議員おっしゃるとおり、私は住民の代表として、松川町の代表として、県や JR と交渉にあたっているというのは、坂本議員のおっしゃるとおりだと思います。ちょっと表現の仕方がいろいろあるかなと思いますが。

○議長（黒澤哲郎） 坂本議員。

○9 番（坂本勇治） 多面的機能の交付金が 1 団体減ったということの減った金額が大きかったのかなと思います。

私も多面的機能で福与の関係でやっていた経験があって、13、4 年くらいになるのか、始まって非常にいい事業で、当初は非常に提出書類が多くて、参加団体が少なかったわけですが、一時 7 団体あった時期もあったのかな。それがまた減ってきたということで、非常に残念かなと思っておりますし、やっぱり返還金、その 5 年間の中で、途中で減ったりとかしたやつは先にもらっちゃった分、返還しなきゃいけないということも聞いていますので、できるだけそういうことがないように進めていただきたいのと、やはり非常に使いやすい、もらえば使いやすいものだと思いますので、また加盟団体、町が多少その書類提出するやなんかの大変なところを少しでもカバーしながらでも増やしていっ

ていただきたいなと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

先ほどの町長の件ですけれども、これからまだ交渉の途中だということで、安心はしておりますけれども、ぜひきちんと町がやはりそういった工事に、これから町の将来のためになることだから、協力するからこれだけは見てくださいという感じで、町民の意見が多分様々、賛成、反対ある中で、どれを一つ絞って、これを町の将来につなげていくかということを考えながら、ぜひ交渉にあたっていただきたいと思います。

よろしくお願ひします。

○議長（黒澤哲郎） ほかに質疑ございますか。

加賀田議員。

○3番（加賀田 亮） そいじゃすいません、2週目になっちゃいましたけれど、1点だけ細かいことで申し訳ないです。下水道会計の一番最後のページです、2ページです。

今回の補正で上がっていることなんですけれども、この指数を営業費と資本支出に分けている基準をちょっとお聞きしたいと思います。

上のほうは、主力ポンプの逆止弁交換、それから破砕機の修繕ということで修繕費で、つまり営業費用で上がっているということですね。いわゆる経費で落ちる、PLの費用で落ちる部分ですね。で、下の資本的支出は、その新しく公共マスを設置したということに関しては明らかに資本だと思っておりますけれども、2番目のスカム移送ポンプというのは、私どんなものかよく知りませんが、これを更新したと。更新というのは、私よくわかりませんが、なんか機械が古くなって交換したとかそういうイメージなのかな。

そうすると、意味合的にはこれ経常の業務の差し支えないものにするためになるんで、多分これは営業費用になるんじゃないかなという感じがするんですよ。逆に、これを資本的支出として見るのであれば、上のポンプ交換の逆止弁交換とか修繕は、そのいわゆる簿記の基礎ですけれども、固定資産の価値を高めるものは資本的支出ですから減価償却の対象になるということになりますので、細かい話で申しわけないですけれども、何を基準に営業と資本で分けているのだけ教えてください。

○議長（黒澤哲郎） 原建設水道課長。

○建設水道課長（原 高広） 下水道の関係の各種機器の関係でございます。

資本につきましては、下のほうは資本の関係なんですけれども、スカムポンプ、移送ポンプ更新とありますけれども、全く新しいものに変えてしまうということで、今ある

ものを取り替えるということで、資本的価値が出るということで資本にしてあります。

ちょっと説明逆になって申し訳ございません。上の松川浄化センターのポンプのナンバー2の逆止弁交換ですけれども、これポンプ全体の中の一部の部品の交換にあたりますので、これは修繕の交換とありますけれども、更新じゃなくて一部部品の交換ということで修繕扱いということで、そういう分け方で考えております。

以上です。

○議長（黒澤哲郎） 加賀田議員。

○3番（加賀田 亮） ということは、1件1件見てその都度判断ということなんですか。

いわゆるその企業会計原則でいきますと、資本と営繕修繕費等いわゆるその費用で落とせる、PLで落とせるものとBSに載る資本的の差というのは、一つは金額ですよ。金額で10万円以上以下で決めますよね。それともう一つは、耐用年数があるものが、それによって耐用年数が半年でも1か月でも上がるもの。これに関しては、資本的支出という、そういう明確なあれがあるわけですよ。それはきちんとあったほうがいいんじゃないですか。

その都度その都度見て、そうすると担当者によって弁変えたことによって寿命が3年延びたといったら基本的に資本的支出です、ですね。それから前あるものをほぼ同じ機能のものがなくちゃ困るものをすげ替えたというのは、これは逆に言うと営業費用です、逆に言えばね。

そういうふうになりますので、そういうふうな部分でもどういうふうにちょっとやっけていくのかという、その基準というのは現状ではないという認識でよろしいんですかね。個別個別の判断ということでよろしいんでしょうか。

○議長（黒澤哲郎） 原建設水道課長。

○建設水道課長（原 高広） 議員がおっしゃったその基準のことは、わかっているつもりでございましてけれども、こういった修繕、急な故障に対してのものについては、今のところ個別判断になるところが大きいかと思っておりますので、ちょっとその辺、検討材料かなと思っております。

○議長（黒澤哲郎） 加賀田議員。

○3番（加賀田 亮） 企業会計の原則にありますように、そのいわゆる不可変の原則というのはありますよね。ですので、一つルールを決めたらめったなことじゃ変えずに何十年も運用していくというのが企業会計の原則でありますので、今すぐとは言いませんけれども、こういったものはきちっとルールを作っておくことをお薦めいたします。

そうしないと、資本を増やせばわかりますよね、そんだけ固定比率が増えますよね。ですので、企業の業績の財務体質は悪化しますよね。逆に費用にどんどんどんどん入れれば、その期の利益はうんと減りますよね。ですので、逆に言うといくらでも操作できちゃうというふうに見られかねない。ですので、ちゃんとしたルールを作って、そのルールにのっとして10年20年運用していくということが必要だと思います。

すぐじゃなくてもいいですけども、来年の予算ぐらいまでは、そういった運用ルールをお決めいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。ご答弁を。

○議長（黒澤哲郎） 原建設水道課長。

○建設水道課長（原 高広） もう一度修繕項目結構多々、上下水の関係多々出てきますので、そこら辺整理してまとめたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（黒澤哲郎） ほかに質疑ございますか。

米山義盛議員。

○2番（米山義盛） すいません、1点ですが、一般会計の16ページ、予防費です。健康健診予防接種事業費の中の委託料12番、健診情報連携システム整備事業ほかってというのは、これは今回補正ということですが、状況をご説明をお願いします。

○議長（黒澤哲郎） 加山保健福祉課長。

○保健福祉課長（加山隆浩） ご質問いただきました。

予防費の中の健康情報関連システムの整備事業ということでございます。

この関係につきましては、まず1点といたしましては、現在使用しております健康カルテシステム、こちらの修繕費。もう一つが、自治体の健診のデータを標準化するシステムがございます。こちらについても、これは当町だけではなく全国的な改修事業でございます。国からの補助をいただく中で改修していく、そういう内容の事業費でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（黒澤哲郎） 米山義盛議員。

○2番（米山義盛） そういう形で更新することによって、データの活用ですとか、住民へのデータの還元ですとか、そういった点がやっぱり何かしら改善されるということもありますでしょうか。

○議長（黒澤哲郎） 加山保健福祉課長。

○保健福祉課長（加山隆浩） ご指摘いただきましたとおり、これが健診ですとか、予防接種ですとか、そういったものの台帳管理になってまいりますので、こういったのを一概的に

管理していくシステムでございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（黒澤哲郎） ほかに質疑ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（黒澤哲郎） それでは質疑なしと認めます。

それではここで総括質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（黒澤哲郎） 異議なしと認め、ただいま提案のありました令和3年度各会計の補正予算について、審議を各常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（黒澤哲郎） 異議なしと認めます。

それでは、令和3年度各会計補正予算について、担当の常任委員会において審査をいただき、最終日に報告をお願いをいたします。

◇ 議案第15号 松川町固定資産評価審査委員会の委員の選任について

○議長（黒澤哲郎） 続いて日程第19、議案第15号、松川町固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを議題といたします。

説明を求めます。

宮下町長。

○町長（宮下智博） それでは議案の第15号をお開きください。

松川町固定資産評価審査委員会の委員の選任についてでございます。

地方税法第423条に規定する固定資産評価審査委員会の委員に次の者を選任したいので、同条第3項の規定に基づき議会の同意を求める。

記、ご記入ください。

住所でございます。松川町上片桐1244番地の2。

氏名でございます。宮澤憲司さんでございます。

生年月日、昭和29年1月12日生まれでございます。

選任理由でございますが、1期目を今、お務めいただいております。1期目の任期満了によりまして再任をお願いしたいというものでございます。

長年の行政経験の中で、高度な見識を持ち、また温厚な性格で地域からの信頼も厚く、引き続き固定資産の評価審査に適切な決定がいただけるものと考えており、適任と考えます。

令和3年12月3日提出。

松川町長宮下智博。

よろしくお願いたします。

○議長（黒澤哲郎） 説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（黒澤哲郎） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（黒澤哲郎） 討論なしと認めます。

ここで採決を行います。

議案第15号について、原案に同意することに賛成の方の起立を求めます。

（起立12名）

○議長（黒澤哲郎） 全員賛成であります。

よって、松川町固定資産評価審査委員会の委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

=== 日程第20 町長の報告 ===

◇ 報告第1号 専決処分事項の報告について

○議長（黒澤哲郎） 日程第20、町長の報告であります。

報告第1号、専決処分事項の報告について、説明を求めます。

米山総務課長。

○総務課長（米山政則） それではお願いたします。

= 報告第1号朗読・説明 =

○議長（黒澤哲郎） 説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（黒澤哲郎） 質疑なしと認めます。

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

=== 日程第 21 議長の報告 ===

◇ 陳 情 3 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の一部改正
を国へ求める意見書の提出についての陳情

○議長（黒澤哲郎） 日程第 21、議長の報告であります。今定例会に陳情 1 件が提出されております。

内容について、事務局より説明させます。

塩倉議会事務局長。

○議会事務局長（塩倉智文） それではお願いいたします。

= 陳情 3 朗読・説明 =

○議長（黒澤哲郎） 説明を終わります。

お諮りいたします。

ただいまの陳情について、担当常任委員会に審査を付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（黒澤哲郎） 異議なしと認めます。

それではただいまの陳情 3、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の一部改正を国へ求める意見書の提出についての陳情については、社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

散 会

○議長（黒澤哲郎） 以上をもって本日の会議は終了いたしました。

これにて散会といたします。

なお、一般質問は、15 日午前 9 時 30 分から行います。ご出席をお願いいたします。

午後 4 時 16 分 散 会

令和3年 松川町議会 第4回定例会
(第 13 日 目)

令和3年第4回松川町議会定例会会議録 (第 13 日 目)

令和3年12月15日(水曜日)

午前9時30分 開議

開議宣告

議事日程の報告

日 程

第 1 一 般 質 問

- | | |
|------------|------------|
| 1. 中 平 文 夫 | 2. 川 瀬 八十治 |
| 3. 坂 本 勇 治 | 4. 森 谷 岩 夫 |
| 5. 米 山 義 盛 | 6. 米 山 郁 子 |
| 7. 加賀田 亮 | |

散 会

出席議員 14名

(別表のとおり)

欠席議員 0名

(別表のとおり)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

(別表のとおり)

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

(別表のとおり)

一 般 質 問 の 質 問 事 項

令和3年12月15日

順 序	発言通告者	質 問 事 項	頁
1	中 平 文 夫	1 自治会の抱える諸事情にどう向き合う	101
2	川 瀬 八十治	1 町の現状と今後の対策は	114
3	坂 本 勇 治	1 農業に視点を置いた地方創生への取り組みについて	135
4	森 谷 岩 夫	1 令和2年度 行政評価より 特に「安心安全な住みよい暮らしづくり」について 2 通学路点検から見えるこれからの取り組みについて	147
5	米 山 義 盛	1 地球温暖化危機に対する地域で対応について問う 2 職員の働き方について	158
6	米 山 郁 子	1 農福・林福連携事業推進状況は	166
7	加賀田 亮	1 公営企業などの代表者としての首長の説明責任を問う	178

開議宣告

○議長（黒澤哲郎） 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第4回松川町議会定例会を再開いたします。

議事日程の報告

○議長（黒澤哲郎） 本日の議事日程であります。お手元に配布のとおり一般質問であります。本日の会議に説明者として理事者、各課長、局長の出席を求めています。株式会社チャンネル・ユーのテレビ生中継の許可をしてあります。

=== 日程第1 一般質問 ===

○議長（黒澤哲郎） それでは日程第1、一般質問であります。一般質問は、7名の議員より通告をされております。通告の受付順序により順次発言をお願いいたします。なお、発言者、答弁者ともに簡潔に、並びに的確にお願いをいたします。ただいまから一般質問を行います。

◇ 中 平 文 夫 ◇

○議長（黒澤哲郎） 7番、中平文夫議員。

○7番（中平文夫） おはようございます。

それではトップバッターということで、一般質問をさせていただきます。

本日は、自治会の抱える諸問題にどう向き合うかということで質問させていただきたいと思います。

自治会の抱える諸問題に寄り添い、誰もが安心してともに暮らせる持続可能な地域づくりにつなげるとして、今回新たに発足した自治会対策会議に関連する質問であります。

これは、以前、町長が、区長、自治会長会の説明の中で、令和3年4月よりモデル区、自治会による新しい仕組みスタートということで、各自治会へ拡大ということで話がありまして、それからこの課題が現在に至っておるというように認識しております。

私のほうの質問では、令和2年の9月に、これに関連して一般質問として自治会組織の将来像をどう描くかということで質問させていただきました。これは、先進地として

島根県の雲南市視察事業というのがありました。このときに、私のほうでは、3つほど提案させていただいて、その一つとして、役員の依頼やお願いする委員会の有無を含め、改善策等を行政側は検討するというようなことも提案させていただいております。

今年の6月にもまた同じように、持続可能な地域づくりをどのように推進するかということで質問させていただいております。

これは宮城県の登米市を参考にして、生田区をモデル区として位置づけし、集落支援員を設置するというようなことになっておりましたけれど、これのほうはちょっと準備不足ということで現在はできてないというようなことであります。このときにも、自治会担当職員と自治会と連携を密にしてくださいよというような提案もさせていただいております。

これのほうは、新たに発足した自治会対策会議も自治会担当職員と自治会との連携が少しずつ進んで、現在はやっているように見受けられます。また、この問題は、往々にしてまちづくり政策課だけで担当していてもなかなか進んでいかないというところがあって、町全体でこの問題をあたっていかないと進んでいかないんじゃないかなというような気がしております。

そこで、今日の質問は、今までやっていたことがどういうふうになっておるかを含めて質問させていただきたいと思います。

まず、最初に、住民サービスをする上で、区、自治会、隣組の役割はということでも最初に質問させていただきます。

○議長（黒澤哲郎） 宮下町長。

○町長（宮下智博） おはようございます。よろしくお願いいいたします。

それでは、中平文夫議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まずは、住民サービスをする上で、区や自治会、また隣組の役割はというご質問でございました。

松川町においても区、自治会、また隣組が存在しております。これいわゆる地方自治法上の地縁、地域の地縁団体と呼ばれております。この地縁団体というのは、同じ地域に住む人々が、地域に共通する課題をお互いに協力して解決し、住みよい町を築くために自主的に組織された団体ということになっております。

また、地縁団体、いわゆる区、自治会、隣組と地方自治体、我々松川町との間には、住民サービスを行う上で連携と協働による問題解決といった役割があります。例えば自治会の活動の促進やまた文書配布などの行政サービスの実施。また、災害時における生活

機能の維持などを担っていただいているのが今の現状でございます。

○議長（黒澤哲郎） 中平議員。

○7番（中平文夫） ただいま、町長のほうから、自治会は地縁団体であるということで、共通な課題を解決していく場だと。と同時に、行政からも文書配布とか、いろいろなことでお願いしているというようなことが申されておりました。

続きまして2番として、自治会の加入率、今、そのような状況では今、松川町の自治会の加入率は、例えば5年前と比較して現在はどうなっているかについて質問したいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（黒澤哲郎） 佐々木まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（佐々木 保） それではおはようございます。よろしくお願ひいたします。

ご質問いただきました自治体加入率の件でございます。最新の自治会の加入率の数値でございますが、直近の数字でお示しさせていただきますと、令和2年度末時点の数字でございますが、これ令和3年3月31日時点の数値でございますが、加入率71.49%となっております。直近の前の年の前年度対比で申しますと、2.2%下がっておりますが、ご質問いただいた5年前の平成28年度末時点と比較しますと5.88%下がっているというような状況でございます。

参考まででございますが、総世帯数をちょっとお話をさせていただきます。

先ほど申しました直近の令和2年度末時点で4,641戸ございました。松川町に4,641戸ございました。5年前とこれ比較させていただきますと、5年前の数字が4,543戸でしたので、総世帯数は逆に98戸が増えておるといような状況でございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（黒澤哲郎） 中平議員。

○7番（中平文夫） 今、お答えのあったとおり、自治会の加入率というのは下がってきていると。5年前と比較しても約6%の減ということでもあります。その一方で、世帯数は増えているということでもあります。ということは、核家族化がますます進んでいるといような状況であろうかと思ひます。

その中で、自治会の対策会議が行われていると思ひますけれど、現在行われている自治会の対策会議の進捗状況と、また住んでいる住民の皆さんにもぜひその場で考えていただきたいようなことはどのようなことがあるかをお答えいただきたいと思ひます。

○議長（黒澤哲郎） 佐々木まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（佐々木 保） それではお答えをさせていただきます。

自治会対策会議でございますが、自治会の抱えておられる問題を一つでも解決する、寄り添うということで、誰もが安心してともに暮らせる持続可能な地域づくりにつながるということで、この松川町自治会対策会議を立ち上げた経過でございます。

去る8月6日に15の参加自治会と8区会をオブザーバーとしまして、第1回目の全体会を開催をさせていただきました、この会議をスタートいたしましたところでございます。

現在は、参加していただいた自治会への個別ヒアリングを行っておりまして、これには町職員、それと自治会担当職員がお邪魔をさせていただいて、自治会へお邪魔をさせていただいて、様々なご意見をお聞かせいただいているところでございます。

会議を進めるにあたりまして、住民の皆様にも考えていただきたいということは、自分たちにまさに今、のしかかっております荷物を整理をしていただいて、負担を減らせるものはないかというようなことを考えていただきたいということを考えております。

具体的に申しますと、ご自身の自治会内において、今、行っている活動は本当にそれは必要かどうか。また、役員についてもこれは必要かどうかといったことを、自治会内に一度整理いただけないかということでございます。それがまさに自治会組織のスリム化につながるものではないかというふうに思っております。

このことは、自治会のみならず、区会においてもぜひ検討を始めていただきたいというふうにも思っております。

一方で町におきましては、行政と自治組織の役割を明確化しまして、本来、行政、町が行う担うべき事柄で、現在自治会等へお願いしている事項について洗い出しを行いまして、見直しを行う必要もあるのではないかと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（黒澤哲郎） 中平議員。

○7番（中平文夫） ただいま、住民の皆さんにもぜひ考えていただきたいという中で活動、現在、自治会で行っている活動、あるいは役員の選出についても、ぜひ自治会でできることはぜひ自治会で考えていただきたいというお話がありました。

一方で、今、行政のほうで自治会にお願いしているようなことで、何かこちらのほうでももう少し考えることがあるんじゃないかなというようなご意見でありました。その一つに、区・自治会へのあて職の件でありますけれど、これは先ほど言いましたように、去年の一般質問でもお願いして、それで行政のほうも今のあて職がどういうふうになっ

ているかというようなことで、少し分析等々をしていただいて、11月の課長会議の報告の中にも出ておりますけれど、そこら辺のところを一度質問としてさせていただきますので、発表していただければと思います。

○議長（黒澤哲郎） 米山総務課長。

○総務課長（米山政則） 今年6月の一般質問におきまして、区や自治会への町からのあて職につきまして、例えば松川町生活安全推進協議会ですとか、日赤奉仕団を例にとりまして、見直しの提案をいただいたところでございます。

議員ご指摘のとおり、代替え手段により事業を整備したりですとか、例えば設置している協議会でも最終的な目標が同じであれば、再編することも可能な組織もあるというふうに考えております。

なお、現在、条例化されたあて職以外の委員の選出につきましては、男女共同参画の観点からも、組織の長以外の選出もお願いをしているところでございます。

現在、先ほどまちづくり政策課長が申し上げましたように、自治会対策会議行われているわけですが、スリム化というような観点もありまして、そこで出された委嘱委員に関する調査結果も出てきたところでございまして、今後、それらを全体で方向性を検討していくことになるかというふうに思っております。

私たちが今、できることといたしますと、それぞれの自治会等においております個々の事業の見直しというのは可能ではないかというふうに思っております。例えば例を出して申し上げますと、総務課では例年実施をしておりました年末の防犯パトロール、こちらにつきましては青パトの実施など、代替え手段を行うことによって、今年から廃止をするということで決定させていただいたところでございます。

あて職の解消に時間を要するというのであれば、今すぐにでもできる取組ができる事業の見直しということは、積極的に行っていきたいというふうに考えております。

○議長（黒澤哲郎） 中平議員。

○7番（中平文夫） 今、お答えいただきました。

例えば青パトの件は徐々に進んで、今年は年末のパトロールは青パトで代行するというようなお話でありました。

私が考えるには、今の委員のもので今、課長が申されました条例で定まっているもの。その中で、現在まだこの条例というのは、例えば昭和の時代、古い時代にできたものがそのままになっているというものがあります。

それで前にも申し上げましたが、今の青パトのやつはそういうふうに今年はやる

というお話がありましたけれど、例えば日赤奉仕団のやつですね。前にも6月のときにもお話ししましたが、自主防災会の中にも同じような組織が現在混在するわけなんですよね。そういったところは、もう調査して方向性ということも言われておりましたけれど、もうそういう事例が出ておりますので、そういうところはもう早めに手をつけて、どうするかという方向性は出すべきじゃないかなというように思っております。

進捗状況は、今、課長が申されたように、徐々に進んでいるということは認識しておりますけれど、「前回の中で役員の依頼やお願いする委員会の有無を含めて、改善策等を行政が検討する」と。「まだまだできていないが、闇雲に組織の長にお願いするのではなく、話のできる人をお願いしている」というようなことで答弁をいただいております。

で、今、そういうものも含めて、どういうふうになっているかをもう少しこら辺のところを詳しく説明いただければと思います。

○議長（黒澤哲郎） 米山総務課長。

○総務課長（米山政則） ただいま議員話のございました、それぞれの自治会での委嘱の関係につきましては、総務課だけではございませんので、いろんな他課にわたるということでございまして、まちづくり政策課のほうでそれぞれ洗い出しを行っていただきました。その中で、先ほどもちょっと触れましたけれども、それらを全体的なものとして方向性を考えていくということでもありますので、すぐに取り込めるものはそういうことかと思っておりますけれども、今後、全体の中でまたそこら辺は検討していく必要があるかなというふうに思っています。

○議長（黒澤哲郎） 中平議員。

○7番（中平文夫） まちづくり政策課が中心になって洗い出しをして、準備をしているというお話がありました。

今、課長の最後のほうの答弁の中に、すぐできるものという話がありましたので、先ほど言ったように、もう一回条例の中でその後でできた組織等とも青パトとかそういうのがありますので、そういったところを前もって洗い出ししてもう準備しておくというのが必要じゃないかなと思いますので、政策課のほうを待たずにそういうことはぜひ進めていっていただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

それと同時に、自治会ということで今、お話しておりますけれど、これは地区館活動、地区公民館活動とか育成会事業についても同じようにあて職が多いというようなこともあり、部員のなり手も少ないという状況が現在進んでおります。

で、現在の地区館の育成会も含めて、現在、こういうような状況でどういうふうに活

動内容について、今後どのようにここら辺のことを考えて活動していくかについて質問したいと思いますのでよろしくをお願いします。

○議長（黒澤哲郎） 福島生涯学習課長。

○生涯学習課長（福島俊美） 中平文夫議員からご質問いただきました地区公民館育成会のなり手不足につきましては、活動内容の棚卸しが必要と考えております。また、地区公民館育成会の現状に合わせた目的や方向性が必要と考えているところでございます。

去る11月25日には、各地区館の館長、主事会が開催されまして、今年度の事業の展開、活動状況のことについてお話をいただいているところでございます。コロナ禍で中止となった事業もありますが、工夫とコロナ対策を講じて事業が行われ、地域の人々が集い、つながりを果たす場としての公民館活動が行われてきております。

事業等の棚卸しに向けた自治会対策会議を機会としまして、本館、地区公民館がともに働きかけを検討しているところでもございます。

また、この館長主事会におきまして、来年度への悩みや課題についても話し合いをいただいたところでございます。

2年に及びますコロナ禍で、役員の業務の内容がなかなかうまく継承できずに新役員が困惑してしまうという事態も起こっているところでございまして、前年度の役員が協力部員として残り、アドバイスをするアドバイザー制度という制度を各地区公民館が自主的に導入された公民館もございます。導入されていない地区公民館の館長さん、主事さんたちもこれはいい制度という形の中で、制度の導入をしていきたいということで、前向きな方向を示していただいているところでございます。

本館と地区館の活動内容や活動数も検討する必要があります。例えば町民運動会のあり方一つにつきましても、公民館の検討課題として考えて、期日や内容、今までの概念にとらわれずに、負担の軽減や参加者がスポーツを楽しめる場として、またコミュニティの場としていくことが大切だと考えております。

公民館の課題として、本館、地区公民館と一緒に検討してまいりたいと考えております。

地区公民館と育成会の活動につきましては、内容によりまして、お互いが同じ地区で主催、共催という形で棲み分けをされておきまして、お互いに協力しあいまして実施をいただいております。

役員のなり手不足も課題となっております。世帯の減や高齢者の多い地区や役員の選出にも苦労されている地区もございます。今までの概念にとらわれずに、地区公民館の

部員の負担軽減を図る中で、できる範囲で事業の見直し、軽減を図る必要があると考えております。

また、若い世代への公民館活動の学びや一緒になって行動することで、必要性と関心を持っていただくことが大切なことだと思っております。

このような課題がある中で、来年2月でございますけれども、毎年公民館研究集会の開催を予定しているところでございます。本館部員により、若い皆さんが研究集会のテーマを決めていただいております。「つながりを取り戻せ、地域コミュニティ。一緒に活動できる喜びをこの手に」という題を称しまして、決めていただいております。

また、この思いを大切にしまして、地域の課題を考え、ともに集い、つながり、学び、次への方向性を見いだしていきたいと考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（黒澤哲郎） 中平議員。

○7番（中平文夫） お答えいただきました。

ちょっと長くなって、うまくまとまらなかったんですけど、アドバイザー制度をとって今後やっていくというようなことも言われておりました。それで集い、つながりを大切にしながらということを言われておりましたけれど、今、発表の中で来年の2月に公民館研修会というのがあって、「つながりを取り戻せ、地域コミュニティ」というような題でやられるというような発表がありました。

これをもう少し例えばここに参加する団体とか、そういうものも含めてもうちょっとつまんでそこら辺をちょっと発表していただければと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（黒澤哲郎） 福島生涯学習課長。

○生涯学習課長（福島俊美） ご質問につきましてお答えさせていただきたいと思っております。

2月来年の2月の27日、日曜日に公民館研究集会被開催されます。この参加者につきましては、町内にお住まいの方につきましては、どなたでもご参加いただける集会被でございます。また、公民館の役員の方、議会の議員の皆様、教育委員の皆様、各種スポーツ、文化団体の皆様につきまして、ご出席を依頼させていただいているところでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（黒澤哲郎） 中平議員。

○7番（中平文夫） 聞き方がまずかったのかもわかりませんが、要はこのつながりを

取り戻せという題にした、そこら辺の根拠をちょっともう少しわかるように言ってください。お願いします。

○議長（黒澤哲郎） 福島生涯学習課長。

○生涯学習課長（福島俊美） 今回の研究集会の趣旨でございます。今回の研究集会の趣旨につきましても、これまでお話をさせていただきました町の課題ということをやはり若い皆さんも共有して考えていただいております。

その中で、今、答弁させていただきました役員のなり手不足、事業の参加者が少ない、今後の公民館の事業の方向性、課題を3つ考えておまして、その中でこのテーマが決まってきたものでございまして、またこの地域コミュニティの組織力を高めるといふ手段を若い皆さんが学んで、これからの松川町の公民館、そして地域の活動等含めまして、この手始めに手段とこの組織をどのように持続的可能な組織をつくっていきたくかを学んでいく目的でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（黒澤哲郎） 中平議員。

○7番（中平文夫） そうというようなことで、今度の2月の27日ですか、に行われるということとありますので、ぜひそこで皆さんからの意見とかそういうものをぜひ参考にして、これはまちづくり政策課のほうにもそういうようなことでまたぜひ、そこら辺の意見も吸収してやっていただければと思っております。

特に今の話の中で、部員のなり手不足とか、行事に参加が少ないとか、あるいは今後の方向性をどうするかということもここで話し合われるということとありますので、ぜひ期待しておりますのでよろしく申し上げます。

今後の持続可能な地域づくりを推進する上で、自治会対策会議の果たす役割はどういうものがあるか、あるいは地域の皆さん、住民の皆さんにぜひ協力していただきたいことについて質問しますのでお願いします。

○議長（黒澤哲郎） 佐々木まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（佐々木 保） お答えをさせていただきます。

持続可能な地域づくり、まちづくりを進める上で大切なことは、地域と町との相互理解による連携が不可欠であるというふうに考えております。

これを踏まえまして、自治会対策会議が果たす役割としては、会議を進めるにあたりまして、常に町は地域に寄り添う姿勢で。また、自治会、地域の住民の皆様は、町が全て解決してくれるものと考えてるのではなくて、地域と町が一緒になって、一つ一つ課題の

解決に取り組むことではないかというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（黒澤哲郎） 中平議員。

○7番（中平文夫） 地域と町が相互理解を不可欠ということで、寄り添って解決していくことを言われました。ただ、寄り添う寄り添うと言われても、果たしてどうやって寄り添っていくのかなというのがまだ見えてないと思っております。

それと今、話がありましたように、この問題を全てが町が解決するということは多分できないと思う。それはできないと思う。地域でやらなきゃ、地域で解決しなきゃいけない部分も全体を10とすれば4割ぐらいはあるのかなというような気がしております。

この問題をこうやって今まで長く議論しております。もう2年以上しております。で、先ほどの公民館活動のほうのやつでも、そういうようなことで最近は特にコロナ禍で人と人のつながりが希薄になっているということ、公民館活動のほうでも危惧しております。松川でも高齢者の方が自治会から脱退したり、あるいは現役世代の未加入者が増えていると。これも現実であります。そこをどういうふうに自治会対策会議の中で落としどころをどうするのかというのが、今後はもうぼつぼつ結論出していかなければいけないんじゃないかなと思っております。

で、今は、災害についても近年は、甚大な被害が非常にあちこちで急にこういうふうにはあっと出てくるということになりますと、今、町でというか、自治会で行っている自治組織というのも非常に重要になると同時に、未加入者の人たちをどういうふうにするかというようなことが非常に問題になってきております。

それで、自治会の中で高齢になったから、自分は今自治会でいろいろ役も終わったし、いろいろで自治会から抜けようという方も多くなってきております。とはいえ、私の考えに同時に、高齢者には多くの知恵と経験が非常に豊富であります。自分たちがよく高齢の方が、自分たちの若い頃ということは言われるかもしれませんが、またそういうふうにも思うかも知れませんが、今の現役世代と一緒に活動するにはどうするかということも、ぜひそういう人のお知恵を拝借してやっていくのも必要じゃないかなと思っております。と同時に、若い方もそういう高齢の方の意見を吸収して、自分たちでどういうふうにしていくかということも考えていくことが必要じゃないかなと思っております。

先日、公民館に行きましたら、教育懇談会ということで、松川町の未来を担う子どもたちのため、学校、家庭、地域でできることは何か、についてグループワーク、テーブル

記録というのがあそこに掲載されておりました。

それで参加されているメンバーを見ますと、今回、次に公民館で公民館集会のほうでやられる方と大体出席している方は同じ、ダブっているところが非常に多いです。で、取り上げる課題も、課題の名前は違うんですけど、やっぱり松川町の中でコミュニティどうするかということのその一部を教育委員会でやっておる。それでもう一つは、公民館は公民館のほうでやっておる。全体を見れば、同じようなことを違うところでやっているわけなんですよ。それは非常にもったいないんじゃないかなと思っております。そういうものを一つにして、これからは町の中で考えていかなきゃいけないんじゃないかなと思っております。

それで、委員会の中でも住民意識調査業務ということで、11月の補正に上がっておりますけれど、これについても委員会の中でいろいろの意見が出ております。そこで、私は2つのことを提案したいと思います。

先ほどの公民館の活動の部分も含めて、現役世代の公民館本館の部員の皆さんとぜひ連携をとって、まちづくり政策課だけで単独で動くんじゃなくて、そういうところの集まりとか、そういうところでもこういう自治会のこともしてもらうのも一つじゃないかなと思っております。

本館の部員の方というのは、そのネットワークというのは非常に広くありますので、そういうところも含めてぜひ連携をとっていただきたいと思っております。

2つ目として、今まで参考にする自治体が雲南市であったり 登米市ということで、もちろん参考にする目的が違いますので、別々というのはありますけれど、見ているとどうも行き当たりばったりというような感じがします。どうしても。その場その場でなんか泥縄式でやっているのかなというような気がします。

それで、現在の状況を見ますと、昔のことわざで言えば、小田原評定とか、大山鳴動してなんとかというような感があって、ひょっとするとこれ、今、騒いでいろいろやっておるんだけど、結局何もできないんじゃないかな、というような気がしております。もうぼつぼつロードマップを作っているまでに何をやるというのを決めてやっていかないと、物事は進んでいかなんじゃないかなと思っておりますので、ロードマップはぜひ作っていただきたいと。そうしないと、委員会の中でも「PDCAを回して検証しろ」という意見もありました。それには、どうしてもそのロードマップがないと、いつまでに何をやるということがわからないと、PDCAも回せないということでもありますので、この2つのことを提案しますので、ぜひ検討していただきたいと思っております。

これについて、何かご意見がありましたらお願いします。

○議長（黒澤哲郎） 佐々木まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（佐々木 保） 2つのご提案をいただきました。

最初の公民館の本館部員との連携につきましては、まさに先ほど生涯学習課長が申しましたように、このように「つながりを取り戻せ、地域コミュニティ、一緒に活動できる喜びをこの手に」ということで、本当に地域コミュニティをしっかりと考えていただいた中でのこういったテーマの提案だったというふうに認識をしております。

ぜひ、若い皆さんのご意見を一緒になって考えさせていただいて、よりよいまちづくりにつなげていきたいということでやらさせていただきたいかなというふうに考えたところでございます。

また、ロードマップにつきましても、中平議員ご指摘のように、担当課長である私の頭の中でもやっぱりいろんなことを手探り状態で今、進めておるといのは見てのとおりだというふうに思っております。

やはりきちんとした計画を立てて、この頃までにはこういった報告を出すんだということをも自分も当然ですし、皆様方にも目に見える形でお示しをしていくということは大事なことだということで思っております。それがあってこそやはり予算ですとか、いろんな施策の方向性もそこに絡めていけるのではないかと考えてございますので、その2つの提案につきましても、ただいまいただいた提案、貴重なご意見として受け止めさせていただいて、取り組む方向で考えてまいりますのでお願いいたします。

○議長（黒澤哲郎） 中平議員。

○7番（中平文夫） 2つの提案をさせていただきました。

ぜひ、大山鳴動してなんとかならんようにするためにはどうするかということで、町長にもぜひ、そこら辺の決意をお願いしたいと思っております。

○議長（黒澤哲郎） 宮下町長。

○町長（宮下智博） 私のほうからもお話をさせていただきます。

いろいろご提案、前向きなものをありがとうございます。

本当に町内の地域で自治会対策会議ということで、お互いの情報を問題意識を共有するところから始めました。やはりそこでぼやっとはわかっていたんですが、具体的にでてきたものにつきましては、やはりこの町内広くありますので、地域によって抱えている課題というのは全く違うということがわかってまいりました。その中の洗い出しで、それが地域特有の課題なのか、それとも一般的な課題なのかということの洗い出しで、

じゃあこれが町が担えるもの、これは地域が担えるものってということが今、できる状態になってきたかなと思っております。

また、先ほどご提案いただいたとおり、公民館活動の中でも研究集会で地域のつながりを取り戻せ、これはいわゆるチームビルディング、チームを作っていくにはどうしたらいいかという研修が入ってまいりますので、ぜひ生涯学習課長からも申し上げましたが、町内にお住まいの方、誰でも参加できるものですので、いろんなカテゴリーの方に参加していただきたいなと思っております。

その連携を持って、地域をいろんな側面から支えていく、そういう人たちを育てていくのが私の役目かなと思っております。

また、今定例会にも補正予算でお願いをしております住民意識調査。これにつきましても、様々なご意見もいただきました。住民の皆様とか、各地域が抱えている課題というのをこれによって明らかにしていきたいなと思っております。

また、最後にやはり、各地域を今、一生懸命担っていただいている方、だんだん年が上がってくると長老なんて揶揄されることもありますが、この皆様というのは今、うるさくなったわけではなく、本当に20代の頃からずっと支えてきていただいている皆様です。

先ほど中平議員がおっしゃったとおり、やはりそういう方たちの持っている知識というのは、私たち次の世代が吸収をしなければいけません。ですので、ぜひその方たちにも若い人たちが自治会とか区会にちょっと参加しやすいような雰囲気作りというのもお願いをしていきたいなと思っております。

それと同時に、私たちみたいに30代40代の世代にもお願いをしたいのは、ぜひ怖がらんように飛び込んでもらいたいです。入ってもらおうと意外とかわいがってもらえて、その方たちがその地域で持ってきた思いとかを吸収できる部分。また、それについて私たちはこう考えているというご意見、申し上げる部分も出てくる。そういうふうにな、下、いろんなところからこの地域を支えていくという動きがやっと動き出したのかなと思っております。その中で、役場だけではなく、地域の方だけではなく、松川町一丸となって地域を変えていく、そんな機運が今、高まってきていると思いますので、よろしくお願いいいたします。

○議長（黒澤哲郎） 中平議員。

○7番（中平文夫） もうそろそろ手探りの時期は終わっていると思いますので、整理して、スピードアップして、事に当たっていただきたいことをお願いして、一般質問を、私のほうの一般質問を終わりにします。

どうもありがとうございました。

◇ 川 瀬 八十治 ◇

○議長（黒澤哲郎） 続いて5番、川瀬八十治議員。

○5番（川瀬八十治） それでは、2番目となりますけれども、私のほうから通告に従いまして、本日は町の現状と今後の対策はについての質問をさせていただきます。

主な内容としましては、リニアの関係、また施設、コロナウイルスを質問したいと思います。

まず、初めに宮下町長就任以来、2年半以上が過ぎたかと思います。当初、町長になられるときに5項目の政策を挙げられてきたわけでございます。その間、2年間の間、どのぐらいに進まっていたのか。また、100%でないとしたら、今後の1年少々の間にどういうふうに進めていくか、まずその点をお聞きしたいと思います。

○議長（黒澤哲郎） 宮下町長。

○町長（宮下智博） よろしく願いいたします。

川瀬八十治議員のご質問にお答えをさせていただきます。

5項目の政策ということで、最初に一つ政策をお話しますと、1つ目として世代交代で活性化。停滞している松川町に新しい風を吹き込み、希望の持てる町へと前進させます。2つ目が、子育て世代が担う行政。変化の激しい社会に対応し、子育て支援に必要な施策を提案できるのはやはり子育て世代です。3つ目として、子どもが戻る町、松川。地域の良さを生かした教育環境を整え、子どもたちが戻るふるさととし、人口減に歯止めをかけます。4つ目として、高齢者が活躍できる町。リタイア世代の持つ高い能力を様々な分野で生かす機会をつくり、地域おこしと生きがいつくりにつなげます。5つ目、住民主体のまちづくり。集会や対話の機会を増やし、住民の声を町政につなげる仕組みをつくることで、住民主体のまちづくりを目指しますのこの5つを挙げてあります。

1つ目の世代交代で活性化の話についてでございますが、大変先ほどから中平議員のお話の中にもありました。まずは町内で数多くあります委員会、これが大変充て職とか自治会長、区長さんが多かったという実例がございます。その中で、男女共同参画の観点も持ちながら、充て職ってところの見直しに着手をしております。

で、この理由としましては、実は私も町内の若手農業者の会の会長をやった経験もあって、委員会に参加するようになって、やっと町がやっているということが見えてきたというところがございますので、今まで様々担ってきていただいた方たちからご意見を

いただくと同時に、まだそういう世界に飛び込んでない人たちをこういうところに入れていくということで、世代交代を活性化させていくという取組でございます。

2つ目として、子育て世代が担う行政の話でございます。

具体的には、今年から子育て世代包括支援センター、これはセンターという名前ですが、建物ではなく、子育て世代の人たちがどこに行けばいいかといういわゆるワンストップ窓口というような形を設けました。

で、これと同時にまた「おひさま」、子育て支援センター「おひさま」に何回か通いまして、若い世代のお母さん方を中心ではございましたが、子育て世代の方たちとの話し合いをして、それをなんとか結びつけられないかという取組も行っております。

具体的に少し変わってきたものに関しましては、「おひさま」の遊具の更新とか、また設備をよくするというようなところにつながったりとか、あと子どもが小さいときに乳幼児検診にまいります、役場の駐車場の枠が狭くて、昔ながらの枠だったので、やはり子どもを連れての乗り降りが大変厳しいということで、今年、役場庁舎内の駐車場のマス、ラインの引き直し等にもつながっております。

それから3つ目、子どもが戻る町松川についてでございますが、現在、教育委員会中心にはなっていないと思いますが、地域全体で育てたい子どもの将来像というのを共有しようという取組が始まっております。これは、保育園、小学校、中学校それぞれがなんとなく子ども像というのは共通してないんじゃないかという思いから始まっております。また、それを支える地域の方々というのは、転勤とかもございませんので、地域の方たちと一緒に松川の子どもたちをこういうふうに育てたいという方向性をそろえるということで、地域全体で子どもが戻ってくる町、松川に向けて、地域の良さを生かした教育環境を整えるということにつながると信じております。

4つ目として、高齢者が活躍できる町の話でございますが、この中でやはり地域で支える子育てってという、先ほどのその1個前の3つ目の話の中でつながってきておりますのが、松川でフリースクール認定をしておりましたNPO法人とか、「てらこや松中」などで、いわゆる今まで活躍していただいて、一旦引退された方たちに子どもたちに向かって教育教えていただけるというようなつながりに始まっております。

また、5つ目の住民主体のまちづくり、集会、対話の機会を増やすというところがまさに今、一つ前の中平議員のお話の中にありましたが、自治会対策会議というものに着手をいたしました。コロナ禍でちょっと集会や対話、一回激減をしておったんですが、そういう中で、地域の皆様と地域のことを役場が考えるのではなくて地域の皆さんが考

える、それを一緒に役場がサポートするというようなつながりに今、変え始めてきたところでございます。

残り1年と少しという任期でございます。本当に松川町で30年40年続いてきた仕組みを少しずつ変化、進化させていくために、これからも全力で邁進していきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（黒澤哲郎） 川瀬議員。

○5番（川瀬八十治） ただいま、町長の政策5項目について、詳しく説明いただきましてありがとうございました。

任期中、まだまだやることがいっぱいあるかと思っておりますのでしっかりお願いしたいと思っております。

それでは、リニア工事について質問させていただきます。

10月からリニアの残土の運搬が始まりまして、約2か月になるわけでありまして。その間、昨年からずっと住民説明会をしてきたわけでありまして、その中でいろんな要望、安全対策についてあったわけだと思います。運搬開始になりまして、町の関係、またJRの関係のほうでどういった対策ができて、運搬が始まったのか、そこら辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（黒澤哲郎） 小沢リニア対策課長。

○リニア対策課長（小沢雅和） 川瀬議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、住民の皆様方からいただきました安全対策の中にできない事業もありましたけれども、少なくとも短期間でできます範囲の安全対策はしっかりと実施をさせていただきました。

3路線ありますので、それぞれの報告をさせていただきます。

まず、松川インター大鹿線ですけれども、下澤建材店さん前の交差点につきまして、神護原神社のほうから来まして、県道に出づらいというようなご要望ありましたので、カーブミラーの位置を動かしまして見やすくしたということがあります。なおかつその交差点におきましては、白線を引きまして、あと横断歩道の手前をカラー舗装を実施したという形をとっております。

また、七杉神社前の交差点と東浦の交差点へ車止めのキングポストを設置をいたしました。

続きまして、古町境の沢線につきましては、国道へ出るところのカーブミラーが当初

ありましたけれども、これを大型のカーブミラーに変更しまして、これが1枚のみでありましたので右左両方見れる2枚に増やさせていただいております。

それから古町境の沢線は、神護原神社の下の交差点の部分、ここに横断歩道が薄くなっておりましたので、これを引き直しをしまして補修をしたわけでございます。それから横断歩道の手前をカラー舗装を実施をいたしました。それからもう少し上に上がっていきますと、大草線の交差点があるんですけれども、その1か所に車止めの安全ポストがなかったものですからそこにはキングポストの設置をした状況でございます。

それから、鶴部線に関しましては、鶴部の交差点の付近でありますけれども、蓋のない開渠の側溝があったものですから、そこを蓋付きの側溝に20mほどですけれども、変更をさせていただいております。また、そのところをカラー舗装を実施をしました。

それからカーブミラーが大分古くてくすんでおりましたので、その更新と、あと新たに1か所新設をしたわけでございます。それと歩行者が歩く砂利道となりますので、そこをコンクリートの舗装を実施したわけでございます。

それでは工事に関しましては、発生土運搬までには全て完成をした状況でございます。

住民の皆様や関係者の皆様には、緊急工事ということでございましたけれども、ご理解ご協力いただきましてありがとうございます。

以上でございます。

○議長（黒澤哲郎） 川瀬議員。

○5番（川瀬八十治） 今、安全対策について、路線ごとに説明いただきました。ありがとうございました。

今、走っている台数は25台、各ルート25台というわけではありますが、これ実際、運搬開始してから住民、沿線の方々から苦情等新たに発生したかどうか、その点についてお聞きします。

○議長（黒澤哲郎） 小沢リニア対策課長。

○リニア対策課長（小沢雅和） JRによりますリニア発生土の運搬に関しましては、10月の25日から運搬が発生が始まりました。

苦情ということでもありますけれども、運搬車両のステッカーが見つらい、そのような苦情もいただいております。それに関しましては、すぐにJR東海へ報告しまして、対応をしてほしいというような要望をいたしたところでございます。

町の方では、電話の受信や来庁者の方の報告の様式を作成しまして、日付、相手方、受信内容、対応内容をその都度、記入しているようにしております。また、裏面には、運搬

の経路図をつけておりました、そのどこら辺というような形で、場所もわかるようにはしてあります。

今後も報告される苦情等につきましては、JR 東海と一緒にしっかり対応していきたいと思っております。

今現在は、上新井の交差点、国道の交差点までは 50 台で、そこから 25 台 25 台に分けるようになっております。また、東浦の交差点になりまして、また 50 台になってインターに向かっていくというような形になっております。

来年からまた増えていきますので、ダンプが増えるとまた苦情等が多くなるのかなと思いますので、しっかり対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（黒澤哲郎） 川瀬議員。

○5 番（川瀬八十治） 新たな苦情等問題が発生した時点で、早急な対応をお願いしたいというふうに思っております。

今、3 ルートの説明ありました。このルートでありますけれども、新たに今、工事が行われるところ、洞新線、そして護岸線、これについて、どのようになっているのか。実際はまだできてないかと思っておりますけれども、土地交渉等含めた内容について説明をいただきたいと思っております。

○議長（黒澤哲郎） 小沢リニア対策課長。

○リニア対策課長（小沢雅和） 洞新線と護岸線の改良工事の進捗状況はどうだというようなご質問いただきました。

正直言って少し遅れている状況でございます。洞新線に関しましては、国道との交差点協議、これが終了すれば中心線が決定しますので、設計書の作成に進めるというような現在、状況でございます。

護岸線に関しましては、平石橋から松川橋まで、この間を今現在、将来的なことを考えまして、全線に及んで計画をしている状況でございます。その何ヶ所かを局部改良するというようなそのような予定でございます。

内容につきましては、どちらも町道の幅員を 7 m で 2 車線化という形で計画をしている状況でございます。

土地交渉に関しましては、洞新線に関しましては、新設部分がございます、地権者の皆様方への交渉を行っている状況でございます。

護岸線に関しましては、一番狭い箇所の方へは、交渉をさせていただいてい

るところでございます。

どちらも協力していただきますよう、現在はお願いをしております。

以上でございます。

○議長（黒澤哲郎） 川瀬議員。

○5番（川瀬八十治） 今、洞新線の件で話がありましたけれども、国道へつなげるという構想で今、土地交渉もされているということでもあります。これが実際、開くようになって、洞新線がまっすぐになって直線になったときに、以前の説明会では、誘導員を設置ということで安全対策はされるようになっておりましたけれども、まだ先の話であります、もしというか、運搬が終わってからの対応としたら、どんなような安全対策がとれるのか。信号等が必要ではないかなというふうに思っておりますけれども、その点についてのお考えをお聞きします。

○議長（黒澤哲郎） 小沢リニア対策課長。

○リニア対策課長（小沢雅和） 洞新線の改良のことですけれども、まず洞新線というのは、松川インター大鹿線の下小松川橋南の交差点から上に上がっていきまして、途中で左に曲がって、富士森の国道の交差点に行くのが今現在の洞新線ですが、そこを曲らなしにまっすぐ国道の小松川橋につなげるのが、今現在の計画でございます。

新しい洞新線の国道との交差点に関しましては、非常に危険な交差点、カーブの中での交差点になりますので、将来的には信号機が必要ではないのかなというふうには考えてはおります。

今現在とも警察と協議をしておりますけれども、いろんな条件がついてまいりますので、これら一つ一つクリアして、設置に向けて働きかけを行いたいというふうに思っております。

○議長（黒澤哲郎） 川瀬議員。

○5番（川瀬八十治） 私も今、申し上げたように、信号機が必要ではないかというふうに思っておりますので、続けての交渉をお願いしたいと思います。

次の質問になりますが、松川の右岸でありますけれども、鉄橋付近についてであります。

ここを拡幅というか、改良して、まっすぐ開くような整備計画を多くの町民の方から望まれているところであります。以前、JR東海さんにおかれては、非常に難しい工事だということで、短期的にはできないというふうに思っておりますが、時間がかかってもぜひこの計画は進めたいというふうに思っておりますが、その点について考

えをお聞きしたいと思います。

○議長（黒澤哲郎） 原建設水道課長。

○建設水道課長（原 高広） お答えさせていただきます。

片桐松川右岸の平石橋から国道 153 号までの間は、町道 284 号線と申します。総延長は約 1 km あります。この路線の特に運動公園テニスコート西の JR 飯田線の鉄橋部分は幅員が狭くてクランクとなっており、町道の懸案事項の一つであると認識しております。このクランク解消を含めた道路拡幅の実現に向けて、現在関係機関であります片桐松川の床固め工事を実施しております国の天竜川上流河川事務所と河川管理者であります県の飯田建設事務所と協議を実施しているところでございます。

以上であります。

○議長（黒澤哲郎） 川瀬議員。

○5 番（川瀬八十治） ぜひ、今、町道を使って運搬されております長年にわたり町道をおるわけでありませけれども、町に対して何か形を残すという点でも、これは本当に必要な工事だと思いますので、ぜひお願いをしたいと思います。

次に、今、リニアの発生土で町外ということでありませけれども、町内の利用活動、利活ということでありませけれども、現在、前河原道路の工事についての残土利用は聞いておりますけれども、それ以外、町としてどのようなところがあるか、そこら辺を報告できる範囲で結構かと思っておりますのでお願いいたします。

○議長（黒澤哲郎） 小沢リニア対策課長。

○リニア対策課長（小沢雅和） リニアの発生土を利用したどこか松川町の町内の発生土利用の現場はあるかというようなご質問をいただきました。

今現在のリニア発生土を利用した計画につきましては、先ほど議員申していただきましたとおり、前河原道路がございませ。それ以外にも現在進めている状況でございまして、前河原道路よりはちょっと多く入るようなところが進んでおります。

この場所と利用計画などに関しましては、ちょっと今現在、この場では言えませんけれども、本当に近いうちにご説明をさせていただいて報告をしたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（黒澤哲郎） 川瀬議員。

○5 番（川瀬八十治） 運搬計画、令和 5 年度くらいまでしか出ておりません。その後については、できるだけ町で活用していただいて、町内、町道を通るんであれば町内へ活用できるようにしていただきたいなというふうに思っておりますので、この点についてもよろ

しく早急に検討いただきたいというふうに思っております。

それで、先ほどの護岸線の件でございますけれども、先ほど右岸のほうも広がったりいろいろすると、護岸線については左右、一車線というくらいの細い道でありますけれども、両方が通れるということになると、国土強靱化、この計画についても非常にメリットがあるんじゃないかというふうに思っております。十分に利用できるように整備をしていただければいいかなというふうに思っております。

それで、この利用して、土地の確保、工場誘致に向けて、何かお考えがあるか、そこら辺についてお聞きしたいと思います。

すいません、元へ行きます。

残土の問題であります。利用の関係で先ほども申し上げましたように、県道上片桐停車場線のほうの話であります。以前、県道飯島飯田線上片桐バイパスが進んでいないということで、停車場線のバイパスという話になったんですが、この件につきましてはどういうふうになっているのか、町長にお聞きしたいと思います。

○議長（黒澤哲郎） 宮下町長。

○町長（宮下智博） ありがとうございます。お答えをさせていただきます。

発生土を活用して、県が県道上片桐停車場線バイパスという計画がありました。その中で、松川大橋から上片桐バイパスへ接続するという計画のことだと思います。

8月25日の県による説明会の後、少し難しい部分出てきておりますので、今後については長野県と今、話し合いをしている最中でございます。

○議長（黒澤哲郎） 川瀬議員。

○5番（川瀬八十治） 長野県と調整しておるということでありますが、非常に地元の皆さんから反対ということがありまして、非常に無理じゃないかというふうに私は思っております。

それでこれから進めていく中におけるあのバイパス工事については、保育園、小学校、また松川高校、さらにいろんな施設があつて、地元の安全対策ということで非常に価値のあるバイパスだというふうに計画があつたわけですが、それが進まない以上、その安全対策についてはどのように考えられているか、これについても町長にお聞きしたいと思います。

○議長（黒澤哲郎） 宮下町長。

○町長（宮下智博） 安全対策についてのご質問でございます。

思い浮かべていただきますと、上伊那からあの道を来ますと、どの車もT字路のどこ

るで航空電子のほうに曲がっていくという現象が起きております。これはその先が通行止めとか、細くなっているということが皆さんわかっているからだと思います。そのせいで川瀬議員おっしゃるとおり、保育園、小学校、高校、あの辺の近くに交通量が結果として増えているという現状になっております。

この安全対策というのは、あの道は2車線で歩道もございますが、それ以上のこととなりますと、やはり通行量を減らすということが第一でございます。そのためにも本線バイパス、いわゆる橋を渡って大島側にわたるという本線バイパスのほうを今も強く早期着工を要望しておりますし、少し動きが出そうなところになってきているというのが今、現状でございます。

○議長（黒澤哲郎） 川瀬議員。

○5番（川瀬八十治） 今、町長のほうから本線のほうって言われましたけれども、おそらくまだ先の話であります。私の言っているのは、今現在を安全対策をお願いしたいということでありまして、こちらのほうも早急に考えていただきたいというふうに思っております。

それでは次の質問にいきます。

計画通りにいきますと、リニアは2027年に開通ということですが、若干延びるかなというふうに思っております。

町として、開通後に向けてどのような構想があるのか。ハード面、ソフト面、何でも結構でありますので、ありましたら説明をいただきたいと思っております。

○議長（黒澤哲郎） 佐々木まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（佐々木 保） お答えをさせていただきます。

議員申されましたように、リニア中央新幹線の開通を控えておるわけでございますが、開通後の最大の可能性は、東京・名古屋・大阪のこの3大都市圏が一時間程度で結ばれるということで、人・物・金が引き寄せられるいわゆるスーパーメガリージョンが形成される点であるということで、新たな価値観の創出のチャンスと捉えております。

今後、本格的な人口減少を迎える中で、この3大都市圏、約7,000万の人口と言われる地域と当地域がつながるといことは、大きな価値がございまして、経済的な発展ですとか、社会的課題の解決を一体的に推進していく視点が重要になるものと考えてございます。

このメガリージョンの効果を最大限発揮していくためには、町単独ではなくて北部5町村、あるいは飯田下伊那地域といった広域的なビジョンとの推進が必要でございます。

て、現在、下伊那北部5町村に飯田市を含めました6市町村において、北部リニアまちづくり構想というものの策定に取り組んでいるところでございます。

また、南信州広域連合におきましては、北部・西部・南部地区の各ブロックにおいてまとめられましたこのリニアまちづくり構想をさらに吸い上げまして、リニア効果を地域振興に生かすビジョンの策定にも取り組んでいるところでございます。

北部リニアまちづくり構想の策定は、令和4年10月を予定しておりますけれども、その中で松川町として取り組んでいくことは、この地域の持つ資源、ポテンシャルを発揮。現在、取り組んでおります具体的には3Mプロジェクトですとか自然に優しい農業といったものがございしますが、発揮したりですとか、経済、社会、環境といったものを一体的に考える価値の創出に取り組んでいくことが非常に必要であるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（黒澤哲郎） 川瀬議員。

○5番（川瀬八十治） 大きな構想の説明ということでありましたが、町のほうでは工業団地等を使って、要するにその高森・伊那等は、今、工業団地へ運搬されているわけです。松川町は、そういった工業団地として利用するような土地があるかどうか、そこら辺についてまずお聞きしたいと思います。

○議長（黒澤哲郎） 田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中 学） 町内にあります既設の名子原工業団地、生田工業団地内には現在のところ造成済みで、すぐに企業誘致できます場所はございません。

企業の進出の相談があった際には、町内にある私有地で、規模感や希望場所に合った交渉の可能性がある土地について情報提供をしまして、地権者や近隣住民との調整をしながら進めているという現状でございます。

過去、景気低迷の影響で塩漬けになってきた工業団地の事例が全国的にもあります。当町では、造成した工業用地を行政のみでは保有してこなかったという状況でございます。

○議長（黒澤哲郎） 川瀬議員。

○5番（川瀬八十治） やはり工業団地として提供するような土地がないということであります。以前、町へ企業さんが土地を紹介してくれて言ったときにできなかった現状があって、よそへ行かれちゃったというような内容があります。

これで、先ほどの質問のどこへ戻るわけではありますが、護岸線については、残土を埋

め立てて、十分に広い場所があるかと思えます。そこら辺の利用をされて、工場誘致に向けての考えはいかがでしょうか。これは提案でございますけれども、もしお答えできるようにしたらお願いしたいと思えます。

○議長（黒澤哲郎） 田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中 学） ありがとうございます。

護岸線沿いの土地は、ご質問の用地のとおりで、町としましても企業誘致が期待できる場所と考えております。

護岸線も含めまして、片桐松川沿いには議員がおっしゃるとおりで、開発の余地があると思えます。

また、既に製造業等を企業が点在しており、団地が形成されつつあります。団地化できれば、関連企業の誘致や企業間の連携など、相乗効果が生まれます。実際に松川町商工会からもそうした要望をいただいているところでございます。

町では、企業誘致の引き合いがあったとき、すぐに紹介できる場所、大きな面積でなくても起業できる場所や地元企業が増設できる、そんな場所を持ちたいという気持ちがございます。商工会や民間事業者らと連携をしまして考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（黒澤哲郎） 企業誘致、大切だと思えます。やはり雇用も生まれてきますし、町の活性化にもつながっていくんじゃないかと思えますので、早急に考えていただきたいなというふうに思っております。

それでは、次の質問にまいります。

施設関係ということで挙げてありますので、元気センターでございます。

この元気センターについては、建設委員会が立ち上げまして、今後のスケジュールについて等含めまして、解体も含め、いろいろまだいろいろ説明をいただきたい部分があるかと思えますので、全体を通して説明をいただければと思っておりますのでよろしくお願ひします。

○議長（黒澤哲郎） 加山保健福祉課長。

○保健福祉課長（加山隆浩） それではスケジュール等につきましてご質問いただきました。

元気センター（仮称）でございますけれども、このことにつきましては、現在、土地の上にあります建物を取り壊して、新たに建設をしていくという計画に伴いまして、今年度については建設予定地の地質等のボーリング調査を実施しております。

続きまして、施設の建設設計につきましては、プロポーザルの実施要領に基づきまし

て、公募型のプロポーザルの実施広告を行いました。また、松川町の業者選定におきまして、一次審査を行ったところでございます。

このプロポーザルの一次審査におきましては、参加表明をいただいたのが9社からございました。一次審査におきまして、実務実績、また技術経験などを提出された調書によりまして、機械的に評価いたしまして、その中から6社を選定した状況でございます。

一次審査で選定されました6社におきましては、二次審査に向けた技術提案書の提出をいただいております。

今後につきましては、技術提案書の審査、またプレゼンテーションを行い、またヒアリングによる審査、こういったことで二次審査を実施していくと、こういった予定でございます。

二次審査で選定されまして、契約を結んだ設計者、これ企業でございますけれども、こちらとはしっかり関係者と協議をいたしまして、町民の意見を反映させながら今年度中に基本設計をまとめていくと、そういった計画であります。

プロポーザルで提案されました技術提案書がそのまま設計案になるというわけではございませんので、この点についてはご理解をいただきたいと思っております。

既存建物の解体につきましては、来年度から設計に着手しまして、本体の工事を実施する計画でございました。少しでも早く整備事業を進めるということを念頭に、現在、解体設計に取り組んでいるところでございます。本年度中にアスベストの調査、こちらを含めまして、解体設計を完了していく、そんな予定でございます。

したがって、解体費用にこういったことにつきましては、年度末をもって算定がされてくると、そういった計画でございます。

また、解体工事から建設工事を進めるにあたりまして、建設予定地の埋蔵文化財の発掘調査、こういったものが必要になってまいります。既存建物の解体ができ次第、県への申請を実施してまいります。

令和4年度からにつきましては、実施設計に着手をいたしまして、併せて既存の建物の解体工事を予定しておるところでございます。また、令和5年度におきまして、建設工事に着手し、完成を目指していく、そんな計画でありますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（黒澤哲郎） 川瀬議員。

○5番（川瀬八十治） この内容ですけれども、かなり遅れるなというふう感じたところであ

りますが、実際は当初、改築ではなく改修というところから始まったのが改築になったところで遅れるかなというふうに思っております。

この金額によりますと 6,500 万円ぐらいで解体までを計算、当初はしておったところではありますが、しっかりとその倍ぐらいの金がかかるのではないかなというふうに言われております。ここら辺については、また新たな説明をいただければ結構かと思えます。

次であります。

今、計画表をいただきましたけれども、しっかりと計画表が遅れているというふうにあります。以前 10 月からスタッフの増員を考えておるということで話をいただきました。この件についてはいかがな状態か、説明をいただきたいと思えます。

○議長（黒澤哲郎） 米山総務課長。

○総務課長（米山政則） スタッフの増員ということでご質問頂戴しております。

総務課といたしましては、まずは保健福祉課のマネジメントが必要と考えておりました。10 月 1 日付けで育児休業から復帰した職員を高齢者係へ配置をいたしまして、新たに係長を据えまして、兼務となっておりました係長職の解消を行ったところでございます。

元気センターの事務に従事する職員ということで、12 月 8 日から 1 名増員をさせていただいたところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（黒澤哲郎） 川瀬議員。

○5 番（川瀬八十治） 私が聞いたのは、10 月からだったのが何でかなというところがあったわけであります。

以前、そのお答えの中では、元気センターを進めていく中に必要ではないかなということですので、高齢者係だとかそこら辺の増員については聞くところではございません。その点について、もう一度答弁いただきたいなと思えます。

○議長（黒澤哲郎） 米山総務課長。

○総務課長（米山政則） 元気センターに関して申し上げれば、スタッフの増員というのは 10 月 1 日からはできなかったわけでございますけれども、住宅供給公社のほうにも支援をお願いしておりますし、そういった中で全体の職員を調整する中で、今回補充をさせていただいたところでございます。

○議長（黒澤哲郎） 川瀬議員。

○5 番（川瀬八十治） いずれにしても、10 月というのは約束はできなかったということで判

断いたします。

それで今、人事、総務課長の話していただきましたけれど、9月以降、職員の配置が今、言われました。報告については、この松川町の組織表については、9月1日までしかありませんし、その後については議会のほうにも何にも報告がございません。

ここら辺については、どういうお考えがあったのかお聞きいたします。

○議長（黒澤哲郎） 米山総務課長。

○総務課長（米山政則） 配置表のことですかね、職員の。

すいません、またそちらにつきましては、お配りをさせていただきたいと思います。

お願いいたします。

○議長（黒澤哲郎） 川瀬議員。

○5番（川瀬八十治） その配置表をお配りすることじゃなくて、9月にあったのがなぜ議会に報告がないんですかということだもんで、そこら辺をお聞きしたいと思います。配置表はいつでもいただければ結構であります。

○議長（黒澤哲郎） 米山総務課長。

○総務課長（米山政則） 異動が9月にあったのにその報告がなかったということですか。すいません、もう一度お願いします。

○議長（黒澤哲郎） 川瀬議員。

○5番（川瀬八十治） 10月、要するに今、私が質問してやっと答弁いただいたわけですね。9月1日に要するに配置換えがあったわけですよ。それ今、私が10月から増員していただけたというところに対して質問したら、9月から高齢者係へ入れた。また、12月の8日から補充するという答弁であったんですが、それを聞いておるんじゃないかと、なぜ9月になるのが今の説明なんですかということなんです。

○議長（黒澤哲郎） 川瀬議員。

○5番（川瀬八十治） 何でかという、議会の人たちは例えば今度係長が1名今、10月から増えたっておっしゃいましたよね。いろんな意味で対応していくにわからないわけですよ。

実は社文のところでこの間、係長、私のほうで説明のほう、お願いしたんですけれども、社文の方たちは10月の18日に係長から説明いただいたんで、ある程度というかわかっているんですけれども、総務産業建設常任委員会の方たちはわかっていないんですよ。

そういうので対応ができるのかという意味でお聞きしたんですね。

○議長（黒澤哲郎） 米山総務課長。

○総務課長（米山政則） すいません、今、毎月 25 日頃のスケジュールで、議会の皆さん方へ情報共有というようなことで、ポスティングをさせていただいております。その中で異動につきましては、記載をさせていただいたつもりでございますが。特になかったですか。

○議長（黒澤哲郎） 川瀬議員。

○5 番（川瀬八十治） そういうことであつたとすれば、ちょっと私のほうが確認できてなかったという部分もありますので、再度これは私のほうで確認をさせていただきます。

それでは次のほうへ建設の関係であります。

先ほど令和 5 年度からでないといけないということでもあります。令和 5 年度になりますと町長、町長任期が終わって新たな町長選になるわけですけれども、その間に町長の任期中には元気センターはできないということで確認になりますけれども、いいですか。そこら辺の答弁をいただきたいと思います。

○議長（黒澤哲郎） 宮下町長。

○町長（宮下智博） お答えさせていただきます。

先ほど川瀬議員からもおっしゃっていただきましたが、検討当初の大まかな整備計画スケジュール案の中では、既存の建物を利用した改修スケジュールをベースとして検討を進めてきたという経過がございました。また、令和 3 年 2 月の議会にて、既存の建物を取り壊して新たに建物を建設するという方針を確認をさせていただいたところです。

このことから、令和 3 年度において、県の住宅供給公社、いわゆる第三者機関への支援をいただく中で、具体的な業務の精査、また詳細な事業実施スケジュール計画等をお示しをしたところですが、順調に進んだ場合でも確かに完成予定、令和 5 年度末という見込みに今、現在なっております。

その中で進めてはまいるんですが、今も随時精査をする中で、できる限り前倒しできるものはというような形で進めておりますので、一日も早い完成と運用に進めてまいりますというのが、私の今の認識でございます。

○議長（黒澤哲郎） ここで川瀬議員、お諮りをしたいと思いますが、持ち時間もまだ残っておりますけれども、トイレ休憩等を取りたいかと思いますが、いかがでしょうか。ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（黒澤哲郎） ご異議がなければ、ここで休憩を取りたいと思います。

11 時 10 分まで休憩としたいと思いますけれども、よろしく願いをいたします。

休 憩 午前10時58分

再 開 午前11時10分

○議長（黒澤哲郎） 時間となりましたので、会議を再開いたします。

ここで総務課長より答弁の訂正の申し出がありましたので、答弁をさせます。

米山総務課長。

○総務課長（米山政則） 先ほどご質問の中の人事異動の関係に关します情報提供の关系でございます。

私、ちょっと勘違いをしております、議員おっしゃるとおり、9月1日付けの異動は情報提供ということでさせていただいておりましたけれども、10月1日以降の異動につきましては、情報提供のほう、させていただいておりませんでした。

答弁のほうは、訂正してお詫びを申し上げます。

やはり私どもも緊急性を考慮いたしまして、年度内、中途の時期に異動をかけることがございます。そうした部分につきましては、その都度、情報提供をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

○議長（黒澤哲郎） 川瀬議員。

○5番（川瀬八十治） その件につきましては、了解いたしました。

次の質問にいきます。旧青年の家の件であります。

以前に第1期長寿命化工事と第2期リノベーション工事ということで計画の説明をいただきました。

これ、スケジュール表によりますと、9月に県と協議。また、予算要望が10月というふうになっておりました。こちら辺について、説明をいただきたいと思います。

○議長（黒澤哲郎） 田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中 学） 願いたします。

青年の家のあと利用のことについてでございます。10月の8日に長野県の文化財生涯学習課と予算要望に関する事前協議を行い、施設のあと利用の方向性に関すること、施設の整備内容等につきまして、確認をしたところでございます。

長野県と確認しました事項については、11月の2日の議会全員協議会にてお示しをした運営、整備に関する計画のとおりでございます。

令和4年度は、第1期工事の実施年度として、損傷が激しい屋根部や劣化の著しい外壁、屋外の給排水管や電気設備等の長寿命化工事を実施する予定でございます。

第1期工事が完了後、第2期工事としまして、内装改修やネットワーク環境整備など、実際の運営を見据えた中で、必要となる機能強化改修工事を実施する予定でございます。

また、10月15日には、長野県へ来年度の補助金の協議を行いました。補助金要望額は、県との覚え書きに基づきまして、補助金上限額から交付済み額を差し引いた残額1億3,878万円となります。

今後の予定としまして、サウンディング市場調査を1月末まで実施し、運営整備計画等に関して、意見徴収や運営主体の候補の可能性の調査を実施してまいります。

以上であります。

○議長（黒澤哲郎） 川瀬議員。

○5番（川瀬八十治） 今、9月10月についての計画、説明いただいたわけですが、この第1期の長寿命化工事について、今、課長のほうから1億3,878万円ですか、説明ありましたけれども、当初、私たちのほうへ説明いただいたのは1億6,251万円ということでもあります。

1億3,800万円以上になってしまうこの内容ですが、やはり工事の内容6項目あります。それについての予算を示すべきではないかというふうに思っておりますが、その明細金額の示すべきではないかということをお願いしたいと思っております。

○議長（黒澤哲郎） 田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中 学） このことにつきましては、12月8日の委員会におきまして、工事内容、概要書において説明をさせていただいたところでございます。

長寿命化工事としまして、現時点で想定される事項を中心に整理をさせていただいております。

なお、実際の工事の内容等は、設計業務を発注した後に受注業者、受託業者との協議によりまして決定をする予定でございます。

工事内容の検討にあたっては、リニューアルの施設利用を考えながら、できるだけ経費を抑えて、適正な工事規模となるように検討をしております。

よろしく申し上げます。

○議長（黒澤哲郎） 川瀬議員。

○5番（川瀬八十治） 適正の金額が1億6,251万円ということですが、リノベーション工事の金額が以前お聞きしたけれども、まだわかっておりません。これがいくらになるのかによりますけれども、足していくらになるのでしょうか。

また、辺地債を使ってやると言っておりますけれども、いずれにしてもこれは借

入金になります。1億4,700万円以上を使って、それだけいいのかどうなのかという判断があるかと思えますけれども、その点について、リノベーション工事も含めた金額、そこら辺がわかれば教えていただきたいと思えます。トータルでどのくらいになるか、予想で結構でありますので。

○議長（黒澤哲郎） 田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中 学） 現在、リノベーション工事のほうにつきましては、まだ金額のほうは算出してございません。

そんな中で担当としましても、工事費のほうは抑えていきたいという考えは当然ございます。

今回、あくまでも概算工事費ということで、検討をしていくにあたりまして、まずマックス、やっぱり必要の部分を数字としましてお示ししまして、皆様からのご意見を参考に、今後経費のほうを抑えられないか、しっかり精査をしていくつもりでございます。

また、新年度につきましては、詳細な実施設計のほうをやっていく予定でございますので、その中でしっかり協議をしまして、また議会の皆様からもご意見を賜りながら固めていきたいと思っております。

お願いいたします。

○議長（黒澤哲郎） 川瀬議員。

○5番（川瀬八十治） まだこれは決定ではないということでもありますので、今後について注視していきたいと思えますけれども、大金を投入することは難しいのではないかとこのように私は思っております。議会のほうもまだ検討段階でありますので、コメントはないかと思えますけれども、個人的にはそんなふうに思っております。

これもスケジュールに沿っていきますと、どうしても第2期のリノベーション工事まで進めると、かなりのとこまでがかかるということでもありますので、くどいようですけれども、これも町長の任期中にはないということで確認だけではありますが、それで結構ですよね。答弁をいただきたいと思えますが、

○議長（黒澤哲郎） 宮下町長。

○町長（宮下智博） 答弁させていただきます。

以前お示したスケジュールでやっていく中では、私の任期中ということにこだわるのではなく、今、サウンディングを行っている中で、実際に主体となっていただける方と相談しながら、とにかくやらなきゃいけないからやるのではなく、そういう担っていただく方が地域の皆さんのためにどういうことができるかということを確認しながらや

っていくということに尽きます。

よろしく願いいたします。

○議長（黒澤哲郎） 川瀬議員。

○5番（川瀬八十治） それでは、最後の質問になります。新型コロナウイルス関係でありますけれども、今、第3回目のワクチンに向けて、関係の方、動かれていると思います。

このワクチンの接種方法について、2回目に対してと3回目はどうなっているのか。また、年齢の範囲等も含めて、具体的に説明をいただきたいなと思います。

北部5町村との関連がありますので、そこら辺を踏まえて説明いただければというふうに思っております。

○議長（黒澤哲郎） 加山保健福祉課長。

○保健福祉課長（加山隆浩） それでは、ご質問をいただきました新型コロナワクチンの追加接種、3回目の接種についてでございますが、原則といたしまして、8か月を経過した後からの接種、そういった形になります。

ただし、国におきまして、前倒し接種が検討されておりますので、北部5町村での調整、また県に対しても集団接種会場の設置ですね、こういったことについてもお願いしている状況でございます。

下伊那北部5町村につきましては、自院接種を実施する医療機関の従事者につきましては、12月から接種が始まります。そしてそれ以外の医療従事者につきましては、来年1月から順次実施していく、そんな形で今、進めているところでございます。

また、予約の方法ですけれども、北部5町村との調整を現在行いながら協議を進めているところでありますけれども、65歳以上の方につきましては、事前に予約方法等の意向調査を実施させていただいております。接種の日時、また接種会場、ワクチンの種類について、いつでも、どこでも、どちらでもよい方を対象といたしましたおまかせ予約というふうに言わせていただいておりますけれども、こちらの予約方法を導入をするなど、新しい方法についても調整をしているところでございます。

また、小児用の5歳から11歳の接種につきましてご説明をいたしますけれども、国において検討はされてはおるんですけれども、5歳から11歳のこれファイザー社のワクチンになりますけれども、12歳以上用のファイザー社ワクチンとは、濃度や接種の量、こういったものが異なりまして、専用のワクチンということになってまいります。早ければ2月頃からということが言われておりますけれども、医療機関や接種医との調整が大変重要になってまいります。現時点では、詳細な内容は示されておられませんので、今後

検討がされていくというふうに考えております。

一つの医療機関で複数のワクチンを今回は取り扱えるようになってまいりました。ですが、ワクチンの種類もファイザー、また武田モデルナ、また今言った小児用のファイザー、こういったことで非常に数も多いものですから、間違い接種の恐れも大変危惧されるところでございます。

接種の計画の組み立てが煩雑になったりとか、医療機関、また行政事務の負担も増えてくるのが現在、想定されているところでございます。

又、1回2回の接種のワクチンの接種割合が概ねファイザーが約9割、またモデルナが1割という状況がございます。現在、想定されております3回目のファイザーとモデルナのワクチンの供給量につきましては、概ね半々ということが言われております。このことから、ワクチンの種類が1回目2回目の接種と異なる方が多く出てくることも念頭におきまして、混合接種ですね、こちらについても調整をする必要が出てまいります。ぜひともこの混合接種につきましては、ご理解をいただくようによりしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（黒澤哲郎） 川瀬議員。

○5番（川瀬八十治） このワクチン接種については、今、新たなオミクロン株とかいろいろ含めて大変だと思います。ワクチン接種、さらには今、国会のほうで話題になっております臨時交付金についても現金、クーポン等々で特にここら辺は忙しくなるかと思っておりますので、ぜひ人員を配置していただいて、しっかりとしたコロナ対策をお願いできればなというふうに思っております。

そして、この町長にお聞きしたいと思っておりますけれども、令和4年度の予算編成の書類、私いただきまして読まさせていただきましたけれども、今まで質問してきた内容の中でいろんなところに関連しておるかと思っております。そこら辺について、改めて町長の予算編成についての思いをお聞きしたいと思っておりますが、よろしく申し上げます。

○議長（黒澤哲郎） 宮下町長。

○町長（宮下智博） お答えさせていただきます。

現在、町の中では、令和4年度の当初予算編成に向けての作業が進んでおります。その中で、予算編成方針としまして、人の関係との再構築と育てる政策をさらに重点化していく、加速化していくということがございます。

今回の話の中、様々なところが、地域の皆様を育てていくという、言い方がちょっと

あれなんですけれど、人が育つ町というふうにするための予算編成を行っていくというところでございます。

今回の川瀬議員の質問、いろいろ多岐にわたっている中ではございますが、特にコロナという観点からいきますと、コロナのこのいわゆるパンデミックを経験したその経験をどうやって地域の皆さんを守る防災に生かしていくかという観点も一つだと思っております。

その中では、やはり自助、共助、公助なんてよく言います。自助というのが、一人ひとりがまちづくりに取り組む、そういう意識を持つということ。又、共助というのは、隣近所で力を合わせて取り組んでいくということ。公助というのは、今まで役場がやってきたことでございます。

この中で、自助と共助をどうやって私たちが促していくかというところが、やはり人を育てる、人のつながりを再構築していくというところにつながっていくと思います。

いわゆる避難所にみんなが集まるというのが避難という固定概念を少し変えていく。それがやっぱりパンデミック、パンデミック下の災害の対応というところでございますので、いわゆる個別避難計画の策定。いろんな地域にお住まいの方が、実際に今、自分が水害が起きたとき、地震が起きたとき、どこが危ないかというところを地域の皆様一人ひとりに確認していただくということが、いざというとき、何も考えずに避難所に集まるのではなく、これは親戚の家に行ったほうがいいのか、これは家の2階で待機したほうがいいのか、そういうようなことの判断ができるように予算策定の中で、地域を守るためにやっていくというところが一つの例かなと思っております。それが育てるということと、人のつながりの再構築というところだと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（黒澤哲郎） 川瀬議員。

○5番（川瀬八十治） ありがとうございます。

最後にお聞きしようと思ったところまで深く答弁いただきました。ありがとうございました。

今、異常気象等も含めて、災害、先ほども災害については話がありました。コロナも含めての災害、全て災害に強いまちづくり、そして住民が安心、安全して住める町つくるために残りの任期中をしっかりとお願いしたいなというふうに思っております。

お願い、要望をしまして、私の長時間いただきまして大変ありがとうございました。

これにて私の一般質問を終了いたします。

ありがとうございました。

◇ 坂 本 勇 治 ◇

○議長（黒澤哲郎） 次に、9番、坂本勇治議員。

○9番（坂本勇治） それでは通告に従いまして質問させていただきます。

国内はもとより、長野県内を含め、松川町においても、大小様々な災害が毎年のように発生しています。

町内の長野県の管轄の道路においては、ほぼ復旧しているかと思いますが、河川についてはいまだ着工すらできてない箇所が何か所もあります。

平成25年12月に国土強靱化基本法が施行され、平成28年3月に長野県でも強靱化計画が策定されています。

当町において今年3月に、松川町国土強靱化地域計画が策定されております。計画の概要や詳細とともに、個別事業箇所も町のホームページに載っているわけですが、そこで質問ですが、この町の計画の趣旨や位置づけ、目的や計画の期間について。又、計画の検討プロセスの中で想定している松川町での起きてはならない最悪の事態をどのように設定しているのかについて。又、その設定を克服するために、目指すべき将来の松川町の姿を踏まえて、計画書の4ページにある策定手順の5つのステップに従ってお答えいただければと思います。

○議長（黒澤哲郎） 宮下町長。

○町長（宮下智博） よろしくお願いたします。坂本勇治議員のご質問にお答えをさせていただきます。

私のほうから、まず国土強靱化のお話させていただきます。

国土強靱化計画につきましては、大規模自然災害に対するこの地域の脆弱性をあらかじめ認識するとともに、その克服に向けて行政のみならず、町民、関係機関が一体となって地域の強靱化に取り組むということによって、町民の生命や財産、暮らしを守るということを目的に令和3年の3月に策定をいたしました。

松川町では、最上位計画であります第5次総合計画改訂版において、その基本方針に安心安全な住みよい暮らしづくりというのを掲げ、政策大綱では災害に強い地域づくりを位置づけているところでございます。

この地域に過去では、三六災害はじめとしまして、災害による多くの水害や土砂災害というの発生しておりまして、これらを教訓にあらゆる災害に対する備えというのが重

要でございます。被害を最小限にとどめられるよう、常に準備をしていく必要があることから、この国土強靱化計画というところに結びつけております。

細かい計画の内容については、課長のほうから答弁をいたします。

○議長（黒澤哲郎） 米山総務課長。

○総務課長（米山政則） それでは、私のほうから若干細かい部分の説明をさせていただきます。

まず、この国土強靱化地域計画の計画期間でございますけれども、本年度令和3年度から7年度までの5年間というふうになっております。それから策定段階におきまして、5つのステップを踏みまして作業を進めたところでございます。

まず、ステップの1ということで、こちらにつきましては目標の明確化ということがございます。これにつきましては、人命の保護ですとか、町の重要な機能の維持、それから町民の財産や公共施設の被害の最小化。それから迅速な復旧復興という5つの目標を設定したところでございます。

で、今、申し上げました基本目標を踏まえまして、ステップ2といたしまして、最悪の事態を設定をしたわけでございます。これを7つの分野に分類をいたしまして、さらに起きてはならない最悪の事態ということで、例えば施設の倒壊ですとか、住宅の密集地の火災による死傷者の発生。それから長期にわたる孤立集落の発生ですとか、行政の機能低下等の5つの事態を想定したところでございます。

この25の事態を想定した、起きてはならない最悪の事態につきまして、ステップ3で課題の洗い出しをいたしました。

次に、そのステップ3での課題を踏まえて、ステップ4として最悪の事態に陥らないためには、日頃からどのような予防策を講じていくのかの検討。例えばハザードマップによる啓発活動ですとか、護岸工事、堰堤などの実施など、具体的な対応の検討を行ったところでございます。

最後、ステップ5の中で、そういったいろんな対応方針につきまして、それを優先順位をつけまして重点化を行っていくということでございまして、これは影響の大きさですとか、緊急性の2つの視点から、優先すべきものを12項目挙げまして、そういった最悪の事態に陥らないための重点項目に位置づけたということでございます。

お願いいたします。

○議長（黒澤哲郎） 坂本議員。

○9番（坂本勇治） ただいま説明いただきました。

目標すべき松川町の姿ということではありますが、ただいま説明した中で期間が5年間ということでもあります。個別事業箇所をちょっと見ますと、160ヶ所以上あったかと思えます。ここら辺で国や県から採択全部はされていないでしょうけれども、そういったものが実際にできる可能性と申しますか、事業の内容や国の状況によっていろいろ変わってくると思います。町長自身、そこら辺をどの程度まで把握できているのか、お答えいただきたいと思えます。

○議長（黒澤哲郎） 宮下町長。

○町長（宮下智博） お答えさせていただきます。

ちょっと可能性というのは、答弁のしようがないところもあるんですが、現在、完了着手した事業が161のうち今、34事業というふうになっております。これが21.1%なので、5年間このまま進んでいくという話だと確かに手はつくんですが、それは大小様々ございますので、少しでも多く進めたいというところが、おそらく各町村持っているところだと思います。

ただ、やはり懸案事項というのは様々ございますので、精いっぱいリストアップしているというのが現状ですので、全てが5年間のうちに手がつくというのは、正直ちょっとそれは安直かなと思っております。

○議長（黒澤哲郎） 坂本議員。

○9番（坂本勇治） 全て考えられるものを挙げて160以上ということでもありますので、当然全部できるとは思っておりませんが、ただ、この個別事業箇所の内容を見させていただくと、確かに国から示された対策事例に沿って町の箇所、事業を当てはめた感じが読み取れます。

確かにこれも補助金をもらいながら事業を進めるということは大事なことだと思いますけれども、町の安心安全とともに、町の発展を目指したビジョンとか、戦略的な事業というのがちょっと見当たらないのかなという気がしております。その点をどのようにお考えか、町長にお聞きしたいと思います。

○議長（黒澤哲郎） 宮下町長。

○町長（宮下智博） お答えをさせていただきます。

この国土強靱化計画、当初にお話をさせていただいたとおり、やはり地域を強靱化していくというのが目的でございますので、少し地域の発展というところは確かにこの計画ではなく、どちらかというと総合計画のほうに持っていかなければいけないことだと思っておりますが、その関連付けが必要だと思っております。その関連付けの中では、

インフラの整備というようなところが、この国土強靱化計画と町の発展というところにつながるところだと思っております。

○議長（黒澤哲郎） 坂本議員。

○9番（坂本勇治） 確かに国土強靱化というと、災害に向けた、ということがあるかと思いますが、当然前の以前の一般質問で言わせていただきましたけれども、松川の東西を結ぶ重要な路線というと松川インター大鹿線しかない。その他もある中で、もしその道路が何かあったときには当然通れなくなる。逆に考えると、そういった強靱化の施設ができれば当然工業とか、そういった発展につながると思うので、そこら辺も踏まえた中でもう一度ちょっと発展に向けてつなげれる構想といたしますか、ビジョンというのがあるのかどうかお答えいただきたいと思えます。

○議長（黒澤哲郎） 宮下町長。

○町長（宮下智博） お答えさせていただきます。

先ほどの話の中で、やはり総合計画というところでお示ししているところがありますが、坂本議員が今、ご質問いただきました東西を結ぶ道路というところにつきましては、一つは片桐松川沿いの護岸線等の道路かなと思っております。

その中で、やはりここ30年の懸案事項でございます運動公園上のクランクの解消に向けて、今、全力を尽くしているというところが一つ、町内の安心安全な道路造りというところにつながると思っております。

○議長（黒澤哲郎） 坂本議員。

○9番（坂本勇治） また、路線については、後ほどお聞きしたいと思えますけれども、先ほど聞いた中で、起きてはならない最悪の事態というところがあったわけですが、その想定というのがちょっと先ほどの答弁だと甘いような気がしております。

例えば39年前の五八災という災害のときも、倒木と土砂で中央道も通行不能になりました。国道も構造物も倒壊や崩壊により、至るところで通行止めになった経過があります。町内でも倒木や土砂の崩落をはじめ、通常では大丈夫だと思われている道路脇の擁壁やのり枠等も地震や豪雨により、あるいはまた同時に起こることもあり得るかと思えますけれども、こういった状況が重なれば、いつ、どこでこういった災害が起こるかわかりません。また、そういう想定される私が土木の専門家として見ると、結構至るところにあるかと思えます。

そこら辺を松川インター大鹿線ですら通行止めになり得る気がしますので、起きてはならない最悪の事態というのをいくつか例を挙げて、特に国道・県道を含めた町の幹線

道路の場を場所を示していただいて、そこが仮に災害になったときに対処方法も含めて、もう少し説明をいただければと思います。

○議長（黒澤哲郎） 宮下町長。

○町長（宮下智博） 通告の中にない中ですので、私がこの今、思いついたことで話すという形になってもよろしいですかね。

たくさんその示している中で、特にハザードマップというのを中心に今、見ておりますので、具体的な場所で申しますと、例えばここ数年起きております天竜川沿いの増水により浸水区域というのが示されております。あれは、今年の令和3年3月にお示しをしましたハザードマップというのは、1000年確率というのをもっております。今までは100年確率、100年に一回起こるだろう事態というのを想定しておりましたが、さらに今回、厳しい想定をしております。

その1000年確率の中では、やはりこの地域が雨によっての水害が起こるということはある程度山奥での砂防等が進んでまいりましたので、今回も三六災害を例に挙げますと、三六災害よりも雨量が多かったにもかかわらず、その三六災害と同じような災害は現在起きておりません。ところが、新しいリスクとしてわかってまいりましたのが、ほかの地域での雨による増水が、ここで雨が終わってから起こるというようなことが、今回、想定されてきております。これが具体的に申しますと、上流地域でのダムでの緊急放流、またさらに上流の諏訪湖での今回、内水氾濫が起きましたので、そのような水門を開けたことによる緊急放流による浸水というのがハザードマップから読み取れます。

その中では、やはり個別避難計画というのが今後やっていけばいいかなと思っておりますが、今、お示ししているのは避難所の設営をして、避難所にわたっていただく。そのお示しするタイミングをいち早く出すというようなところが対応かなと思っております。

また、土砂災害警戒区域、いわゆるレッドゾーンも今回、はっきりと示されております。そのレッドゾーンにお住まいの方は、リスクが上がってきた段階で早めの避難を個別に呼びかけるということができるようになりました。今までは、各地域の皆さんにざっくりと雨が降ってきておりますのでということが言えておりましたが、今回のハザードマップの策定において、レッドゾーンにかかる家というのが特定されますので、その家にまずかなり早い段階でこちらから避難を呼びかけるといったような対応が考えられます。それが起こってはならない事態と、それに対する対応の一例でございます。

○議長（黒澤哲郎） 坂本議員。

○9番（坂本勇治） 町長、先ほど通告にないと言いましたけれども、町内の危険箇所を把握し

ているかということで通告してあるつもりです。そこら辺、把握していただきたいなど思うんですけれども、今の答弁で三六災を例に挙げていただきましたけれども、道路のことで先ほどから聞いているつもりだったんですけれども、道路がどっかで寸断されたときに迂回路をどういうふうにするのかっていった想定ができていくかどうかってというところをお聞きしたかったんですけれども、想定してないということなのかな。

町内で何が起きるかわからないという、その災害の想定というのを、そこら辺が起きるはならない最悪の事態という、全てをあらゆることを想定することによってその対処というのが考えなきゃいけないかと思うんで、そこら辺も含めてまた答弁があればお願いしたいと思いますけれども。

今年の10月3日に「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」というのが、内閣官房国土強靱化推進室から出ています。それによると、予算額も非常に大きくなっていますし、それに合わせた町の見直し対応ができていくのか。先ほども言ったように、町の計画は、今年の3月にできているわけで、それから新たにこういった通達が出ているわけなんで、そこら辺に見合った見直しというか、そういったものに対応できているかどうか、今、どんな状態かお聞きしたいと思います。

○議長（黒澤哲郎） 宮下町長。

○町長（宮下智博） すいません、国の予算の増額に対して、町の今、増額ということは現在策定はしておりませんが、その中でこの加速化対策で行われておりますのは、今回、災害が大変続いておるために砂防のダム等が大変埋まってきて、効果が落ちているというようなところがございます。それは緊急浚渫というような形で、増えた予算を使わせていただきながら浚渫、土砂をくみ上げて、さらに効果をもう一回戻すというような形で使わせていただいているというのが、緊急加速化対策の予算に関わる町の使い方と把握をしております。

○議長（黒澤哲郎） 坂本議員。

○9番（坂本勇治） これ見えます。これいろいろ例が出ているんですけれども、その例えば先ほど言った町の今、いろんなところに危険なところがあると。それははっきり言って小さい、今現在わかっていることかなと思うんだけど、それをいかにもっと発展的に危険を回避して、細かい言い方すると今、出しているやつというのは、町で本来やっていかなきゃいけない中のものが全部上がってきておるような気がするんですけれども、町全体を見たときにもっと強靱化できるはずだというものがないってということかな、災害復旧工事って元に戻すだけという工事が多い。その数が上がってきているだけ。もっと

ここが壊れるということは、もっとほかにも弱いよねってという、もっと大規模な工事になるために国からお金をもらおうよという形になってないような気がするんですよ。

で、そこら辺、新しく予算付けされて、今までの強靱化の予算じゃ足りないからということを出されたということは、それに合わせてそれをいかに町に合わせて申請し直すかということか、大事なところをもっと今まで 100 万円でできたところをじゃあついでにもう 200 万円 300 万円申請してきちんと直していこうよってという、そういうことだと思うんで、それ自体ができてないという理解でいいのかな。

ちょっと答弁だか質問を変えますが、風水害での危険箇所の把握という、町全体がどのくらい危険なところがあるかというのを誰が見ているのかということもあるんですけども、現在の時点で把握できているのが多分 160 か所プラスアルファというところかなという気がしているんですけども、先ほどハザードマップも新しくできたわけなんだけれども、更新されたんですけども、ハザードマップに載ってない箇所。

で、三六災の話もさっき町長言われましたけれど、三六災の町内の発生した状況というのは、天竜川の水位が増えたから起きた災害じゃないんですよ。全て生田の土砂が福与に流れ出して、当然生田の中も崩れていますので、そういった土砂が流れたことによって人家が流されたり、農地が流されたりしながら、その土砂が下まで降りてきて、埋まっているという状態がこの地区なんですよ。もっと下流にいくと、増水したことによって災害が起きたところもありますけれども、そこら辺、諏訪の水が解放されて水が増えたくらいで、おそらく災害なんか起きません。それよりはやっぱり山から崩れてきた土砂が天竜川に近いところでどこでたまるかということが問題なわけなんで、そこら辺の認識もきちんとしてほしいのと、専門家、ある程度土木に精通した人ってというのが職員で何人いるのか。そういった人が現場を見て、どこが危ないかという判断をしないと、おそらくわからないんじゃないかなという気がするんで、そこら辺も含めて職員いるんですかね。

○議長（黒澤哲郎） 米山総務課長。

○総務課長（米山政則） 風水害の危険箇所の把握の件について、まずお話を申し上げたいと思います。

先ほど来ちょっと出ておりますけれども、県がとりまとめたデータを基にしまして、土砂災害警戒区域ですとか、土砂災害特別警戒区域が示されましたので、それに基づきまして防災ハザードマップのほうは改訂版を3月に策定をしまして、改めて危険箇所の把握を行ったところでございます。

また、総務課の危機管理係も建設水道課と連携をいたしまして、業務中の見回りですとか、現場対応時、それから治水対策として実施しております国や県の工事を通じまして、危険箇所を随時把握しているところでございます。

それからやはりその今、具体的に例を出されました生田地域の関係でございます。こちらにつきましては、先日も生田3区の要望の中で、生田地区で地区のハザードマップの作成を行ってきたいというようなお話がございました。その中で、やはりその作成にあたっては支援、何らかの行政の支援というところを要望をされております。

地区のハザードマップにつきましては、それこそその過去の歴史ですとか、今までの経験をされた方のそういった声を交えながら、今後、作成が進められることが望ましいかなというふうに思っております。

そうした中で、やはりそこをどういうふうに専門的な知識を結びつけていくかというところは、私たち行政もそうですし、建設事務所等の応援も一緒にいただく中で、一緒になってそこら辺は進めていけばいいんじゃないかなというふうに考えているところでございます。

○議長（黒澤哲郎） 坂本議員。

○9番（坂本勇治） 専門家に対しては、なかなか難しいのかなと思いますし、建設事務所のアドバイスもいただきながらというのはわかるんですが、時間もなくなるんで、生田の山の花崗岩がどうのという説明は省きますが、ハザードマップに載っている、確かに載っている範囲に入っているところはいっぱいあります。

今、地元の経験している人からってということがありましたけれども、三六災からもう60年余たつわけで、その山の地質、花崗岩が主だと思えるんですけども、今、ここ数年、去年の災害も今年に入ってもうちちょっと雨が降ると土砂とか砂が流れて出て、井水だとか河川に流れ込んでいる。その現場をたまたま私も何箇所か見の中で、おそらく三六災以前にはなかった箇所ってというのが災害になりかけている。そこら辺の安全をきちんと守るために、町がどこまで把握できるのかなというのを心配しているんで、あまりにも小さいようなところは多分町では出し切れないんじゃないかなと思っております。

当然生命、財産を守るために町は地元にもきちんとやっていかなきゃいけないかと思っておりますけれども、そのひとつ提案ですけれども、その砂出しだとか、砂を出さなくても山から土砂が出ないようにする構造物だとか、非常に小さいものでも大丈夫だというような箇所もありますので、それほどかからないようなところは資材の提供だとか、ある

いは専門分野、専門業者でないとできないような部分も多分あるかと思しますので、そういうところに対して補助金を出す制度とか、そういったものっていうのもきちんと作っていただいて、町でできない分は地元でも有志でやってくれよ、ってというような形というのはぜひ作っていただきたいなと思うんですけども、その辺、お答えいただければと思いますが。

○議長（黒澤哲郎） 原建設水道課長。

○建設水道課長（原 高広） お答えします。

三六災、五八災という大きな災害が過去にございましたが、最近というか、今年の7月豪雨、また今年も4回の5月、8月、また9月、10月の短期集中豪雨というのがございました。

これには1級河川のほかに小さな沢の、私たち普通河川と呼んでいますが、そのほか、用水路の越水、洗掘、倒木、土砂堆積等の被害がたくさん生じました。

応急工事につきましては、町内業者にお願いして実施をしたところではありますが、根本的な工事が必要な箇所も多々あります。

今後、緊急性を考慮しまして、普通河川については緊急自然災害防止対策事業等の起債事業や町単の河川排水工事、また用水路につきましては地元も関係しますので、地元と調整しまして、農地耕作条件改善事業や町単の土地改良事業で対応してまいりたいと思います。

それから、町議申されました原材料支給という制度もございますので、それも地元によく使っていただいて、簡単な修繕等は地元をお願いする場面も出てくるかと思えます。

以上であります。

○議長（黒澤哲郎） 坂本議員。

○9番（坂本勇治） そこら辺も資材の提供だとか町で全てやるというのは難しいかと思うんで、そういうのをきちんと広報して、地元施工というあれもありますけれども、前の年に要請して次の年の予算に入れてもらうというようなことかと思えます。

もっと時期を早く、こんなことになってこうにしないとまたもっと悪くなるよというようなところは多分いっぱいあると思うんで、そういったところも含めて柔軟に対応できるような政策というのをぜひお願いしたいと思います。

先ほどの都市計画の関係も含めてなんですけれども、国土強靱化の中にも都市計画道路整備というのにも入っていますので、そこら辺も含めてやってもらいたいと思いますし、先ほど孤立化しないというようなこともありました。例えば西山の増野から大沢北部だ

とか、生田でいえば峠だとか柄山といった地区というのは、孤立しやすいのかなという気もしておりますし、そこら辺の孤立集落をつくらないための都市計画というものも考えていってもらわなきゃいけないと思うんですが、そこら辺の想定というのはどのくらい計画ができていて、当然国や県にある程度大きな金額になれば、国や県とともに着実に進めてもらわなきゃいけないと思いますので、そこでお聞きしますけれども、全体の都市計画の構想というのを、今現在、考えているのかどうか。また、考えているのなら概要をお答えいただきたいと思います。

○議長（黒澤哲郎） 宮下町長。

○町長（宮下智博） お答えをさせていただきます。

町全体の道路整備と都市計画の話でございます。

全体の道路整備とか、また緊急輸送道路に指定されている国道 153 号や主要地方道松川インター大鹿線につきましては、国道 153 号は町の南北を結んでいる広域的にも重要な基幹道路となっております。これにつきましては、令和元年度に隣接する飯島・中川・高森と連携をしまして、国道 153 号伊那バレーリニア北バイパス改良促進期成同盟会を発足をし、リニア駅にアクセスする高規格な道路整備としまして、また災害対策を含めてその実現に向けて周辺町村と連携を図り、国県へ要望をしているところでございます。

また、主要地方道松川インター大鹿線は、東西を結ぶ重要な基幹道路でございます。

この町には、坂本議員おっしゃったとおり、東西を結ぶ基幹道路というのは、この松川インター大鹿線のみであることが指摘をされておまして、懸案事項の一つということで認識をしております。

災害時の代替え道路の必要性を考えますと、東西の基幹道路の整備というのはやはり必要だということで、この計画の中で考えております。

○議長（黒澤哲郎） 坂本議員。

○9番（坂本勇治） 先ほどの川瀬議員の質問の答弁の中にも護岸道路という構想があるということでありました。また、全体のリニアに絡めたまちづくりという中では、北部5町村だとか、南信州だとかという大きな全体としての流れというのは大事だと思っております。

ただ、松川町としては、こういう構想でこういうふうにしたい。おそらくほかの町村は、全てそういう計画があって、それを北部5町村だったり、南信州広域連合だったり、みんなと一緒にやるためにはうちはどういうことができるという、そういったビジョンや構想があって、意見を出し合って、じゃあそこはうちでやるからこういうところはう

ちでできないところはそっちでやってくれってというような打ち合わせ、調整になるのかなあという気がしているんで、今、この松川町にそれがないような気がしてしょうがないんで、そこら辺も含めて、松川町自体の構想を今、作っておかないと、もう先に行つてどんどん遅れていっちゃう気がするんで、そこら辺、何か案というか、ほかの町村との協議ですってという答弁だけではなくて、町としての考えというのをぜひ示してもらいたいと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（黒澤哲郎） 宮下町長。

○町長（宮下智博） お答えをさせていただきます。

ほかの町にあって我が町だけはないという計画は、何の計画を示しているのかちょっと私もわかりませんが、今回、策定しているのは、北部ですりあわせをしていくというような形で、リニアが来るということがきっかけとなりまして、まちづくりの構想というのはそれぞれがフル規格で全部用意をして投資をしていくのではなく、どの町村がどういうことを担っていけるのかという、本当に原点に戻つての計画を立てています。

その中ではやはり各町村のすりあわせとか、それぞれの思いというのが出てきてまいります。具体的な書いた計画という形ではなく、それぞれ今、すりあわせをして、若手の職員とかまた高校生、中学生からも意見を上げながらやっている。それがまさに坂本議員おっしゃるとおり、今、立てるべき計画、今この機にやるべきことだと思つて取り組んでいるところが現状でございます。

○議長（黒澤哲郎） お諮りします。

12時を経過いたしました。坂本議員の持ち時間あとわずかでございますので、継続したいと思つていますが、よろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（黒澤哲郎） それでは坂本議員、続けてお願いをいたします。

坂本議員。

○9番（坂本勇治） おなかへっているのだからです。

今、町長言われた例えば高森は、リニアの残土を使ってあの工業団地を広げたりとか、天竜川の河川敷じゃないな、堤防の外に新しい施設を作ったりとか、そういった構想をどんどん作っているじゃないですか。

松川町として、先ほど住民からとか、若い人たちから意見を募つてこういうことをしていく。今じゃないと思うんだよね。もう遅い。リニアが開通するのなんかもう十何年前からわかっていたことで、やらないよりはいいかもしれないけれども、今じゃないと

思うんですよ。それをリーダーシップもしとるんなら、町長が「私はこうやります。それに対して意見ください」ってというくらいのことをしていかないともう間に合わないんですよね。順調にいったらもう6年後。6年でじゃあ何ができるんだって。構想もできなきゃできるわけじゃないですか。

先ほど田中課長の答弁で、護岸道路についても商工会から言われていると。商工会から言われていただけじゃなくて、やはりそういうところを町として見つけて、その工業系が入れるような団地ができそうなところだとしたらまず道路を開けて、じゃあ見てくださいってというくらいのことをしていかないと、工業だったって来てくれる企業だったって入ってこれるわけがない。じゃあ大型道路がすれ違えるような高森の工業団地のような道路をあそこを開けるといふくらいのこと言ってもらって、それを提案していけば多分JRもオッケーしていたらいいんですよ、商工会の情報からすると。それを蹴ってたまたまちょっとした道路改良、あり得ないと思うんだけど、それこそこういう国土強靱化、災害、国も出てくる、出してくれるというところにいかにこうつけて、JRも含めて、県も含めて、お金をもらって整備して、町の将来をつくってかなきゃいけないと思うんですよ。それを他町村と協議してじゃなくて、松川町がやらなきゃならないことをぜひやっていただきたいと思います。

時間がないので質問は終わります。答弁があればお願いします。

○議長（黒澤哲郎） 宮下町長。

○町長（宮下智博） ありがとうございます。

坂本議員のおっしゃること、最もものところがあるかなと思っております。

やはり松川町、以前からガイドウェイヤードを上片桐で作りたいというお話があったりとか発生土を活用して、生田の地域でというところが頓挫してきたというような歴史がございます。

おっしゃるとおり、確かに10年以上前からわかってきたところが、ほかの町村ではうまく進み、松川では進まなかったというあとを引き継いで私もやっております。

その中で、少しでも前に進めるために、地域の皆様とお話し合いをしながら進めているというのが今の現状でございますので、全速力でやっていくというのは坂本議員おっしゃるとおりでございますので、これからも全力で邁進をまいります。

○9番（坂本勇治） 終わります。

○議長（黒澤哲郎） ご協力ありがとうございました。

それではただいまより昼の休憩といたします。

13 時再開ということですのでよろしくお願いいたします。

休 憩 午後 0 時 0 5 分

再 開 午後 1 時 0 0 分

○議長（黒澤哲郎） 時間となりましたので会議を再開いたします。

◇ 森 谷 岩 夫 ◇

○議長（黒澤哲郎） 10 番、森谷岩夫議員。

○10 番（森谷岩夫） それでは今回は、行政評価についてお聞きをしたいというふうに思います。

ご存じのように、町の総合計画は、第5次の改訂版が令和元年に出されまして、議会でもこれを承認をしております。

この計画は、令和2年度から5年度までの4年間、この間に松川町民の様々な面における幸福度をいかにあげていくかと、このことによって町をよくしていくと、そういう施策を達成するために設けられておると、そんなふうに理解をしておりますが、今回この令和2年度の行政評価の報告を先般、報告書をいただきました。非常にその分厚いもので、雨降りにばらばらっと読んだぐらいで、なかなか大変な量であります。まず今回、令和2年の行政評価が出たということで、この行政評価の手法についてどういうやり方でやっておるかお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（黒澤哲郎） 宮下町長。

○町長（宮下智博） ありがとうございます。

それでは、森谷岩夫議員の質問にお答えをさせていただきます。

令和2年の行政評価が出たということで、この行政評価の方法についてということでご質問をいただきました。

最初にこの行政評価の目的についてでございますが、松川町行政評価実施規則第1条及び第2条に、松川町の先ほどおっしゃってございました総合計画で定めるまちづくりの将来像を実現するために、施策の必要性、有効性、効率性、公平性、その他必要な観点により評価を実施するものとされております。

今までの行政評価というのは、事業の進捗状況の管理、いわゆるアウトプットを中心に実施をしてまいりました。ただ、本計画の第5次総合計画改訂版からは、事業の実施をしたかどうかということよりも、もう一歩進んで、総合計画に定める目的にどれだけ

近づくことができたかという、いわゆるアウトカムと呼ばれるんですが、そういう観点からの評価を行うことと変更をいたしました。

こういう評価方法に変えたことによりまして、職員が事業を何のために、どこに向かって実施するかということを改めて考える機会にもなっております。

よろしく願いいたします。

○議長（黒澤哲郎） 森谷議員。

○10番（森谷岩夫） 今、町長からご説明をいただきましたけれども、お話にありましたように、これまでのものについてはどのくらい進んだかと、そういう進捗状況が主だったというふうに今、お話もありました。

今回、令和2年度からは、施策の効果や成果、これを中心に評価していくということになったようでありますけれども、令和元年度の行政評価と比べてどういうことが明らかになったか、担当課長からぜひお願いをいたします。

○議長（黒澤哲郎） 佐々木まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（佐々木 保） 森谷議員のご質問にお答えをさせていただきますけれども、先ほど町長も申しましたように、これまでの行政評価の手法ですと、いわゆる職員によるここまでの計画に対して、それにどこまでできたかというようなことのみ趣旨で評価をしてまいりましたけれども、今回の第5次総合計画の改訂版からの評価、いわゆる令和2年度の評価からは、さらに一步踏み込んで、基本的な方針の実現に向けた課題に対しまして、どう取り組んできたか。また、次年度への施策の展開をどう進めるのか。また、目的達成度という新たなくくりを設けまして、4段階によります評価でさらに見える化をして評価を行ったというところが変わった点かということで考えてございます。

○議長（黒澤哲郎） 森谷議員。

○10番（森谷岩夫） その評価の方法でありますけれども、目的達成度の認識がどうかということだと思っただけけれども、その職員が自分で評価をして、ちょっとどういうふうにやっておるかわからんけれども、例えば担当を係長が自分の係の中を総括して評価をして、じゃあ課長がそれをこういうことかと、そういうことにするんだと思っただけけれども、職員の評価というのは。

で、そのときにそのお話があるように、4段階で評価をしておるんで達成したものは4点。それから80%以上なら3点か、50%以上なら2点と、こういうようなことで評価をされるというふうここに書いてあります。

その4年間のうちの事業でありますので、令和2年度というのはあと3、4、5とあと3年間ある。要するに総合計画の改訂版の中で4年間でという最終目的に達するまで4段階でいくと、こういうことだと思うんだけど、その2年度というその初年度というのは非常に大事なものだと思うんだけど、これを見せていただくと、結構そのもう到達点に、2年度の事業としては到達点に達しておるのが結構ある。

で、この評価をすることはもちろん、自分たちの仕事のでき具合等もきちっと把握していかにかいかなので、大変大事なことだというふうに思っておりますけれども、問題はその評価をしたものを町長がきちっと見て、どうだこうだということにして、令和5年度の目的に向かってこうだ、ああだという、そういうことができておるかどうかということをお聞きをしたいんだけどね。

○議長（黒澤哲郎） 宮下町長。

○町長（宮下智博） お答えさせていただきます。

目的達成度のお示しの仕方というようなところでございますが、初めにまず森谷さんおっしゃるとおり、担当課が自己評価を行います。それを理事者に対してレクをしまして、全体を通して私たち側からもコメントを入れたりとか、修正を行ったりをしております。その修正をした上で、さらに今度は客観性を確保するためということで、住民の意見及び専門的な見地からの意見を反映させるということで、第三者評価としまして、松川町行政評価委員会による審議をいただいた上で、やっと確定をするという形になって、その確定したものを議会の皆様にご報告をさせていただいているというところが、今の現状の仕組みでございます。

なので、評価の中で私も見て、今回も結構直したところもでございます。

○議長（黒澤哲郎） 森谷議員。

○10番（森谷岩夫） 全般的に申し上げておってもなかなかわからないので、この基本方針の中の4番目に安心で安全な住みよい暮らしづくりという項目があります。前段のそれぞれの議員の皆様のお話もお聞きしておる中で、非常に関連したことが多く出されておりますけれども、この安心で安全な住みよい暮らしづくりの令和2年度の目標として、目的達成が45.8%、それから80%以上が45.8%、全部で24の主要事業があるんですが、そのうち22は結構でございましたという評価なんだ。

それぞれ職員の皆様、一生懸命精励されておるんで、この評価がおかしいということをおっしゃるんじゃないんだけど、ちょっとその私の感じておる感覚の中では、とてもそこまではいっておらんのではないかと、という気がするんだけど、今、お話が

あったように、町長がレクをして、自分の考えのほうへ導いていくというようなお話もありましたけれども、令和2年のものをやっぱしきちっと評価をして、令和3年の仕事になると思うんだけれども、その評価をするのがもう3年の事業を半分ぐらい終わったあとでやっておるわけだな、どうも。

で、中間でやったりいろんな方法でやっておると思うんだけれども、どうもきちっとその次年度に生かされて、それが令和5年の最終のどこまでいくに段階的にうまく調整ができておるのかというようなそういうところがちょっと見えんというふうに思うんで、これでいくとさっき申し上げた4番目は、もう9割の余、達成をしておるんで、数字とすりゃ素晴らしい数字だけれども、ちょっとまた後ほど申し上げるけれども、そういうものってというのは担当課が一生懸命やったでその数字になったということももちろんあるんだけれども、事業自体のその要するに町民からの要望なり、その幸福度を追求するにこうしてほしい、ああしてほしいという町民の意見、そういうものをきちっとくみ取って、一つの事業に、施策に組み立てると、これは職員の一番大事なことだと思うし、それが能力だというふうに思っておりますが、そういうのとやっぱしうまく合っておるのかなという気がします。それどういうことかという、町民のどうも感覚としても9割も結構であります、そうならんと思うんだけれども、その評価の方法をもう少し考えるというようなことも含めて、あと3年間あるんだけれども、どんなふう感じておられるか。はっきり言えば私はいちゃもんをつけておるんで、とてもその本音を言っておらんとそんなふうにしておるけれども、いかがでありますか。

○議長（黒澤哲郎） 宮下町長。

○町長（宮下智博） ありがとうございます。

森谷議員ご指摘の4番の安心で安全な住みよい暮らしづくりについての評価が、具体的に言うと高すぎるのではないかなというようなお話をいただきました。

確かに4段階のうち一番最高の4、目的達成というところが11、3が11、2が2つ、1が0というような形になっております。

確かに今のいずれ将来的にこういうふうにしていきたいというものを描くのが第5次総合計画改訂版ですが、そこには確かに今、達成していないという中で、初年度の取組としては、概ねよかろうというようなところがちょっと多いというようなご指摘をいただきました。そのご意見は、粛々として受けなければいけないなと思っております。

ただ、確かに私たちがヒアリングをする前には、高すぎて下げたものもございしますが、低すぎて上げたものもございしますので、やはりそういうところがもう少し厳しく見たほ

うがよかろうというようなご意見だったかと思えます。

やはり例えば、町内の河川一斉清掃みたいなところは、ヒアリング前は4で上がってきておったんですが、やはりコロナ禍ということで、ほとんどできてないけれど、4というのはおかしいだろうということで2に下げたりとか、そういうようなチェックはもう少し厳しくやってもいいのではないかというご意見と伺いました。

なかなか私も一回お示しをして、行政評価委員会からもお墨付きをいただいた状態ではございますが、行政評価委員会の中でもやはりそのようなご意見がいただいております。もう少し厳しく見たほうがいいんじゃないかという話がありました。

それと同時に、もうちょっと早く出せないのかという話もございましたので、やはり冒頭申し上げたとおり、評価の仕方を少し変えたというところがありましたが、今回、その段取りができましたので、来年度にはもう少し早い時期に行政評価委員会を開催しまして、具体的にもう少し早く出るようにという形で進めていきたいと思っております。

できれば、9月議会の決算とともに示したほうがわかりやすいだろうということも庁舎内でも調整をしておりますので、次年度もう少し早く出せるようにという取組に向けていきたいなと思っております。

評価がもう少し厳しいほうがというところは、私もご意見として受け止めましたのでありがとうございます。

○議長（黒澤哲郎） 森谷議員。

○10番（森谷岩夫） 今、町長が申された外部委員、これのことも今、お話がありましたけれども、実質には充て職で選ばれておる皆様が評価をしていただくということなんだけれども、各種団体から9名、それから個人的な法人といいますか、それが3人、公募委員が2人、学識経験者1人とこういうふうな中で評価をされておる。

で、もちろんこの総合計画を作る段階の折にも、いろんな皆様からヒアリングしたりして作ったんで、そういうときにもう参画した皆様がやっぱしメインでおるといふふうに思っておるけれども、その行政の仕事というのはかなり区だとか自治会に依存しておるし、影響もされるんだけれども、そういうところのその代表者なり出身の者がここに入っておらんというのはどういうことだったか、ちょっとそのあたりを課長わかったらお願いしたいと思うけれど。

○議長（黒澤哲郎） 佐々木まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（佐々木 保） 森谷議員からご質問、ご指摘いただいた件でございますが、まさに今、森谷議員おっしゃっていただいた自治会、区会の関係者というのは、こ

の行政評価委員会には入ってございません。一方で、各団体、いろんな多種、町内の各種他種団体からの推薦を全部で15名のうち12名を団体推薦をいただいております。

そういった面からして、いろんなその専門分野からにわたります観点から、この評価書を見聞いただいて、評価をいただくということで、今回の行政評価委員会を選ばせてもらっております。

任期でございますが、2年任期でございますので、現在の方の任期が令和4年、来年の10月31日まででございます。その際に、また改選になってまいります。森谷議員からいただいたご意見も私も今、踏まえまして、また改めて改正のときにはそういったことも検討させていただくということでお願いをしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（黒澤哲郎） 森谷議員。

○10番（森谷岩夫） よろしくをお願いをしたいと思います。

先般というか前段で中平議員がご質問されておたけれども、ああいうことというのはほとんど区長だとか自治会長の範疇じゃわからんことが非常に多くて、その社協の役員だとか、あるいは女団連の会長だとか、もちろんそういう人はそういう人なりに意見もあるけれども、実際にそれを携わったことないんで、やっぱりそういう方が評価を全般にわたってするというのもちょっとおかしいなと私は思っております。

それでもう一つは、これ本来は、議会がもうちょっと権能を発揮してやらにゃいかん仕事だというふうに思っております、それぞれの施策について予算もつけて、3月に上程をしてもらおう。令和3年度はこれでいくぞと。それぞれ予算を見たり、事業も聞いたりしてそいじゃこれでいくかということで議会も承認をするんだけど、その終わった結果という言い方はないんだけど、1年たってみてどれだけできておったかというのは、比較的その割と軽く考えておる部分があるんじゃないかと。私自身も反省をしておりますけれども、現実問題としてはそのものをきちっと評価して、次の年へということが前提なんで、今、町長からお話があったけれども、9月頃まで出していただいて、今回私、今日申し上げたのは、もう12月に予算をこれから組んで、次年度の事業始まるということなんで今回申し上げたんだけど、そういう過程をきちんと踏んでいかんと、なかなかその仕事というのは詰まっていかなというふうに思うんで、ぜひお願いをしたい。

それで、前段もあったけれども、我々ももちろんそうでありますけれども、町長の任

期も4年ということだでな。だで、4年の間にやっぱし一定の方向もつけたり、こういうことだぞということがないと、次の任期のときに完成しますじゃちょっと駄目なんで、政治や行政というのはそんな悠長なものじゃないと思うんで、やっぱし4年間なら私どももそうでありませけれども、初めの2年間ぐらいで、大方の段取りもつけて、後半の2年間で実現に向かって一生懸命やるというのが一番理想だというふうに思います。

そういうことをやっぱし姿勢として、町長がいつも持っておって、その職員に示さんと、こんな言い方をしちゃいかんけれども、日々流されておる部分が本当あって高い目標を持ってこの4年間でここまでいかにやいかんぞという、それがちょっと今、見ておる中ではこれいろいろ全部見せてもらったけれども、ちょっと薄いんじゃないかというふうに思っております。

そういうことがあるんで、今、申し上げたようなことをぜひ基本的な見地ということでお考えをいただいております。

それで具体的な話をちょっと申し上げるけれども、政策大綱の中にさっき申し上げた安全安心のことがあります。その中にやっぱし3月の一般質問のときに申し上げましたけれども、その災害に強い地域づくりということから言うと、マップを作ったりいろんなことはしておるんだけど、全体からいくと先を見た投資というのは非常に少ないというふうに思います。縦線の話もありました。3月の折にも私は申し上げたけれども、その災害になったときにどうするかという観点でそいじゃ道はどうするということ、なかなかそこが食いつかんと。

先ほども答弁をお聞きしたけれども、片桐右岸あたりを言うと今、交渉して検討、検討しながら交渉しておるとこだという原課長の答弁もあったけれども、いつまでに大方のその目安を立てて、ここらあたりになりゃ大方のことはわかりますよと、そういうことでないと、いろいろ申し上げても検討して、今交渉しておりますというきりで、いつまでにどうなるのよという話はない。

そうすると議員はいっぺん言ったことをいつまでもいつまでも言っておらんらん。根っからできんな、根っからできんなと言うんじゃなくて、こういう理由で5年かかるとか、これで10年かかるとか、それだっていいんだけど、答えだ。そういう部分というのもっと大事にして、やっぱし自分のやっておる仕事がどこまで行ったら達成度になるんだということをやっ肝に銘じてお願いをしたいと思う。

今、申し上げた右岸のことは、天上も入って相談もしておるようだけれど、どこでどのぐらいのことになるんだか、課長わかったらちょっとお答えをいただきたい。

○議長（黒澤哲郎） 宮下町長。

○町長（宮下智博） お答えをさせていただきます。

おそらく今、片桐松川の右岸の話だと思います。その中でやはりあれ、30年40年の懸案事項ではございましたが、今、本当は言えればいいんですけど、具体的にある程度時期が示れそうな交渉ができてきておりますという発言でちょっととどめさせていただきたいなと思っております。

実際に今まで全く動かなかったのが動き出したということが紛れもない事実でございますので、ちょっと近いうちにお示しができるように調整をしてまいりたいなと思っております。

あそこの関係は町だけではなく、河川管理者の県とまた天竜川上流河川事務所が砂防事業者としての天竜川河川事務所。また、あの場所に関わっているのは、JR飯田線の橋もございましたのでそことの調整を踏まえた上で、もう少ししたらある程度の時期がお示しできるよう段階に来ましたというところが今、答えられる精いっぱいの答弁でございます。

○議長（黒澤哲郎） 森谷議員。

○10番（森谷岩夫） 今、それを申し上げたのはどういうことかという、その災害復旧やいろいろを一生懸命やることは当たり前の話、当たり前。早く一日も早く元の生活に戻す、それはいいんだけど、それとは別に先のことをどうするかという話が全くない。

この計画の中を見てもほとんど入っておらん、そういうことが。

私はそれが非常に不満で、せいじゃその護岸線なら護岸線、あるいは右岸をどういう目的でどの程度までにこれを開けるでだなど。それがさっき言った国土強靱化へもちゃんと引っ付いてくるんだけど、そういう観点がないもので、ここの道を舗装にすりゃいい、どうだこうだとかいう話しかもうならん。

誠に残念だと思うけれども、町長が今、お話があったように、30年も前からやっておるわけじゃなくて、前段の理事者というのはあんまり考えがなかったというふうに私は思います、はっきり。

で、片側右岸を、あるいは左岸を一つの起爆剤にしてぜひ頑張って、その災害にも強い道路整備というのをやってほしいと思います。

それでは、それについてちょっと決意をちょっとお聞きしたい。

○議長（黒澤哲郎） 宮下町長。

○町長（宮下智博） ありがとうございます。

強いお話をいただきました。やはりそういう気運が高まってきたということも一つの原因かなと思っております。

ちょっと私の記憶が間違っていたらすいません。平成30年にもやはり水害があり、このところは毎年夏に水害が起きているという状況で、そういうことが声高々に言えるようになってきたというのも現状かなと思います。

その中で、やはり実際、町の脆弱性というところが見えてきているところがありますので、そこについてはこれを機運として表明していく。また、強く要望をして、いつまでにというところが私たちも計画を立てていくそのチャンスだと捉えてこれからもやってまいります。

ありがとうございます。

○議長（黒澤哲郎） 森谷議員。

○10番（森谷岩夫） そいじゃ次をお願いいたします。

通学路の点検から見るこれからの取り組みということでもありますけれども、9月の全協でこども課から合同点検をすると、要望箇所が報告されております。29日に現地調査をスタートしたと、そんなふうではありますが、どんな様子だったかまずお聞きしたい。

○議長（黒澤哲郎） 下井こども課長。

○こども課長（下井昭二） ご質問いただきました通学路の安全点検の結果の状況を報告させていただきます。

通学路における合同点検につきましては、ご承知のとおり、本年6月、千葉で下校時に起きました児童が関わる事故を受けまして、全国一斉に緊急点検を行いました。それに合わせて長野県、また松川町でも小中学校の保護者や教職員から通学路の登下校における危険箇所を拾い出していただきまして、それを警察署、県の道路管理者、また交通安全の担当等現地の点検をさせていただいたところを議会のほうに報告をさせていただいたところでございます。

点検の内容から見ますと、一番は登校や下校時の車両の速度の抑制対策や横断歩道の設置なんかが主な対策内容であったり、歩道を設置したり、そういった部分のハードの面の整備対応が主な内容と点検内容となってきました。

この警察署や県からの指導の中では、そのハード面で整備はかなり時間がかかってくるので、そのハード面の整備が行われる、完了するまでの間、子どもを守る安全対策として学校での安全教育ですとか、地域で行う見守り活動、また対策が全然とれない箇所もありますので、そういったところは通学路を変更して対応いただくといった指導をい

ただいておるところでございます。

○議長（黒澤哲郎） 森谷議員。

○10番（森谷岩夫） 県の教育委員会がまとめてこの間、新聞に報道があったけれども、松川はそのときのものを見ると危険箇所が40個あるという1対策が必要な箇所は36個ということだった。

今、課長からご報告があったけれども、私ども見ておってもなかなか危ないところがたくさんあるんで、今、課長がその対策としてお話があったけれども、それはもう昔からやっている。もちろんやっているけれども、今はその子どもはいっくら注意しておいても交通事故に遭っちゃう。そういうことを言うてるんで、その交通安全教室だとかそれはもちろん大事な、大事なけれども、物理的には要するにきちっとした道を造っておかにかんということだもんで。はっきり言うと、歩道もないような通学路がいっぱいあるわけだ。で、そのことを早くやると、早くやる。60億円の予算の中で方々にお金はいるけれども、このことは最優先だったという、そういうことで執行部に頼んだりということはしておらんの、そこらあたりは。

○議長（黒澤哲郎） 下井こども課長。

○こども課長（下井昭二） この点検結果、点検の対策会議、2回ほど設けておりました。県の関係する道路については県のほうに要望をしていく。また、数量ですとか、その事業費なんかは県のほうに報告を併せていただいております。

また、町道に関するものにつきましては、町の道路管理者のほうで計画を立てていただきまして、県を通じて国のほうへ要望をしていただいております。現在、県と町、また警察署で関わる部分、それぞれ予算、計上を国のほうに要望していただいております。

○議長（黒澤哲郎） 森谷議員。

○10番（森谷岩夫） ちょっとそれじゃ納得できんけれど、仕事としてそれをやらにかんことだもんでやるんな、誰だって。だけど、そうじゃなくて、こっちの仕事よりこっちのほうの方が大事だぞと、子どもの安全のほうの方が大事じゃねえかというような観点がないと、なかなかその道なんてできん、要するに歩道が。

私は、一番その個別なところを言っちゃいかんけれども、その町道名子原中央線というのがある。原田の伊那食品の前の道だ。あれはお粗末の道で、あそこを子どもが一番通っている。あの道を一番通るの。いって見ておりゃわかるで。

しかもその車道も狭いし、歩道も何にもない。しかも私の知っておる限りじゃあれが

一番通るな、中学生が。

ああいうところを放ったらかすんじゃなくて、自分で行って見て、ここはどうしても大事だで先に手をつけてもらわなきゃ困るとか、そういう感度が課長にあってもらわんとちよっと困る。どうかな。

○議長（黒澤哲郎） 下井こども課長。

○こども課長（下井昭二） 議員さんご指摘のとおり、現地それぞれ出向きまして、全箇所担当課と要望を確認しながら、いつまでにとという部分については担当課のほうで考えていただくようお願いをしておるところでございます。

特にご指摘の箇所につきましては、道幅も狭い上に歩道がつけづらいということで、北側の細い町道を使って、あの通学路にしたほうが、より安全に通学が安心してできるという警察のほうからの指摘もありますので、そういった部分で回避できる部分については、学校を通じて通学路の変更等していただく中で、併せて担当課のほうへ強く要望して、早めに歩道ができるようなそんな対応を進めておる現状でございますので、ご理解をいただければと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（黒澤哲郎） 森谷議員。

○10番（森谷岩夫） あんまり理解ができんけれど、一生懸命やっておって進めておるといふことなんでよしとするけれども、本当恥ずかしい話で、歩道がないんだ、歩道が。

昭和31年の9月に上片桐と大島が合併して、そのときに平石線という道を造ったわけだ。その幹線だって歩道のないところがまだいっぱいあるんだに。しかも今言った中央線原田の、あれだって言ってみりゃ上片桐から大島の学校へ来たり役場へ来たりする重要な道な。それだって歩道がなくてこればっかな。

そういうそのことを、要するに担当の課の課長もそうだし、それぞれの担当がいつも見ておって、ここはどうもあぶねえじゃないかと。で、議員やいろいろにわーわー言われてからやるなんて最低なんだ、はっきり言って。自分でいつも見ておって、ここは予算をしたほうがいいのか、そういうことをきちっと判断をしてもらおう。それがやっぱり仕事だと思うんで、ぜひお願いしたい。それは町長がどれだけ指導力を発揮できるかということだもんで。

で、その今、私は特別1か所申し上げたけれども、それ以外のところも結構あるんで、教育長なり教育委員会が、実際のそのお金を握っておるほうへどういう働きかけをして早く作ってもらおうかということな。町長も理解してくれにやなかなかできんと思う。そ

こらあたりがどうもうまくいっておるかどうかわかんけれども、根っから進まんなどいうふうに思っておるんで、教育長、ちょっと一言お願いいたします。

○議長（黒澤哲郎） 小平教育長。

○教育長（小平順一） それでは、森谷議員さんのご質問に答えさせていただきます。

ご指摘のとおり、危険なところ、急な通学路というのはたくさんあるというのは私も把握をしております。ただ、実際に自分の目で全てのところを見たわけではないので、実態をまず把握しながら、それから担当の課とまた協議しながら、危険なところについては早急に対応していただくようお願いしたいと思っていますし、町長さんとも話しているんですが、場合によっては今、課長からもあったように、通学路を変更すること。そのためには、その新しい例えば歩道だけの通学路、そういうところを今の町道、狭い町道を広げるということは、相当なその投資が必要になりますので、新しい通学路だけの道を造るとか、そんなことも今後検討していきたいなというふうに考えています。

以上です。

○議長（黒澤哲郎） 森谷議員。

○10番（森谷岩夫） 教育長は、いいご提案だったんで期待をしております。

ただ、その一般の生活道路としても今、私が申し上げた道というのは重要な道なんで、歩道ぐらいいは造って、上片桐の衆もここ通ってくんぐらいな話じゃないと、もう31年から65、6年たっておるら。何にも改良ができておらん。ぜひ、お願いいたします。

町長一言、造るって言ってくれりゃいいですので。

○議長（黒澤哲郎） 宮下町長。

○町長（宮下智博） ありがとうございます。

私も保護者としての気持ちもあります。なんとか新しいというか、子どもたちの今の実態に即した安全な道を造るということはお約束をさせていただきます。

お願いいたします。

○10番（森谷岩夫） ありがとうございます。

◇ 米 山 義 盛 ◇

○議長（黒澤哲郎） 次に、2番、米山義盛議員。

○2番（米山義盛） それでは、一般質問、通告要旨に基づいて2点にわたって質問させていただきます。

まず、第1点は、地球温暖化危機に対する地域での対応について問うと掲げています。

先般、イギリスで COP26、地球温暖化枠組み条約に対する締約国会議の会合が行われ、岸田首相も参加されて演説されました。

火力発電に固執するという一方で、化石賞という賞を2回目受賞されたようです。

CO2の上昇が地球温暖化を非常に異常な豪雨とか災害が急ピッチで進んできています、2050年カーボンニュートラル宣言ということが取り沙汰され、2030年までには地球の平均気温を1.5度以内に抑えるということが国際的に合意されて、それへの取組が各国で行われることが今後取り組まなければならないかと思えます。

環境省のホームページなんかを見てみますと、そのカーボンニュートラル宣言を2030年度に46%削減目標を決定し、各部門でCO2の削減に取り組むことを進めようとしている中であります。

松川町におきましても、第5次総合計画改訂版が行われて、そこにはこういった環境、地球温暖化問題についての取組がどのように反映されているのか。第5次改訂版が策定されてからそのあとにこういったカーボンニュートラル宣言ということも取り上げられてきていますので、こういったことについての町としての対応を答弁をお願いします。

○議長（黒澤哲郎） 宮下町長。

○町長（宮下智博） ありがとうございます。

米山義盛議員のご質問にお答えをさせていただきます。

町の第5次松川町総合計画改訂版の中に、環境問題のアプローチを再定義する必要もあるのではないかというご質問でございました。

確かに現在、地球温暖化の影響と考えられる気温上昇とか集中豪雨など、自然に与える負荷というのは町内でも増加をしている状態でございます。松川町の中では、35度以上の猛暑日が令和3年は豪雨の影響などで6日間でしたが、令和2年は15日と日数がやはり最近、増加傾向に来ております。

この第5次総合計画改訂版の中では、基本施策の自然エネルギーの活用とエコライフの普及啓発で、エネルギーの有効利用と二酸化炭素削減のため、自然エネルギー利用システムを推進するとともに、エネルギーの節約や効率化を図るとしております。

また、環境分野の個別計画、第4次松川町環境基本計画の中では、地球資源であります自然エネルギーについて、地域の環境及び町民に配慮して、利活用を進めるとともに、脱炭素社会の構築を目指すとしております。

現計画につきましては、年度ごとに達成状況や課題、次年度への施策の展開方針について行政評価を実施しておりますので、次期計画の策定について活用をその都度してま

います。

○議長（黒澤哲郎） 米山議員。

○2番（米山義盛） 当然そういった総合計画の中にも盛り込みながら、再生エネルギーの活用ですとか、CO2削減へ向けた取組を町内外で取り組んでいくということが、今後重要だというふうに思います。

自然再生エネルギーへの転換途上ということで、先般、松川町町内においても新しいえんまん発電所とくだもの里発電所という水力発電所が2基起動いたしました。そのほかにも太陽光パネルが町内にもあり、大規模、各家庭への、家庭の屋根へのパネルの設置等、かなり進んできているかと思えます、この10年の中で。

そういう中で、松川町の町内でどれくらい電力が必要があり、その自然及び再生エネルギーによる発電量がどれくらいあるのかということで、おわかりになれば答弁をお願いしたいと思います。

○議長（黒澤哲郎） 池上住民税務課長。

○住民税務課長（池上 徹） それでは、私のほうからお答えいたします。

まず、自然エネルギー発電の状況でございますけれども、電力会社に確認いたしましたところ、令和2年度の実績では町内の太陽光発電の契約件数につきましては1,055件、契約出力は約27,000kwでございます。

一方、1年間の使用した販売電力量でございますけれども、約36,000mWhとなっております。メガワットアワーといいますのは、1,000kWhとなります。

また、今、お尋ねの中でも、県企業局で2つの水力発電所のお話が出てきましたが、こちらにつきましては今年の3年の4月から運転をしております。県企業局に確認しましたところ、4月から11月までの実績では約1,500mWhの発電ということでございます。

また、町内の電気需要量に対します自然エネルギー発電量の比率ということでございますが、こちらも電力会社の確認いたしまして、昨年1年間令和2年度の町内の供給電力量につきましては約100,000mWhで、町内の総発電の販売電力につきましては、太陽光発電のみでございますけれども、販売電力量につきまして早く36,000mWhでありまして、これに自家消費分につきましては、把握できないので含めておりませんけれども、この今申し上げました数字を全て町内で消費されたと仮定した場合につきましては、需要のおよそ36%を自然エネルギーでまかなっているというような計算になります。

よろしく申し上げます。

○議長（黒澤哲郎） 米山議員。

○2番（米山義盛） ありがとうございます。

地産地消というふうな言葉が食べ物ばかりでなく、エネルギー、電力についてもそういったことが今後追求されていくことになるのかなというふうな気がします。

全国的な状況では、大手電力会社に負うところが多い状況の中で、日本の制度でもその自然エネルギー、再生エネルギーの発展というようなことが今後やっぱり地球温暖化に合わせてまた、脱炭素に向けても取り組まれる必要があるだろうと思いますし、そういう点でも大きな国の全体の電力供給システム、電力関係のやっぱり業界のほうのその自然再生エネルギーへの転換というふうなことが表明されて進められていくことが求められているかなと思います。

今、町内の電力の中で、自然及び再生エネルギーへの比率が36%というようなお答弁いただきました。今後、やっぱり環境省が進めていく2050ゼロエミッション、ゼロカーボン宣言に向けて、松川町でもそういった自治体が全国に県内14自治体、県も含めて、下伊那では飯田市と高森町がこの2050年、カーボンニュートラル宣言を掲げています。今後、こういった自治体が増えていくかと思います。

松川町も名乗りを宣言し、環境問題への取組を強めていっていただきたいと思いますので、今の段階でのご答弁がありましたらお願いします。

○議長（黒澤哲郎） 宮下町長。

○町長（宮下智博） お答えさせていただきます。

現在、松川町においては、米山議員おっしゃる2050年CO2排出実質ゼロ表明自治体に県内の14の中に松川入っておりませんが、現在は令和2年の3月に長野県の気候非常事態宣言、2050ゼロカーボンの決意というところに賛同をしております。

町で表明するには、ただ表明するだけではなく、実効性のある施策が必要であると考えておりまして、総合計画の時期の策定に合わせて言及をしております。

また、当面は、第3期の松川町役場地球温暖化防止実行計画の策定を今、予定をしておりますので、役場の事務及び事業に関して、温室効果ガスの総排出量を削減を目指してできることから取り組んでまいるといのが、今の状況でございます。

○議長（黒澤哲郎） 米山議員。

○2番（米山義盛） 既にそういった向けての宣言はできていませんが、その向けての取組が進められているということが表明されるというふうな受け止めました。

続いて2番目の項目です。町職員の働き方についてということでお願いします。

先だって、飯田市の市役所にまいりましたら、地方公務員の安全と健康というこうい

う雑誌があるのを見まして拝見して、その最初のところを見ますと、自治体職員の長期休病、病休者の状況ということでグラフが載ってまして、10万人あたりの長期病休休職者の数が2,780人と、令和元年度ですが、全国平均で最高となっているということで、このグラフを見ますと平成25年ぐらいから徐々に上がってきていて、平成29年、30年、令和元年と上ってきて、令和元年では今言いました2,708人という状況が今、全国に見られているというふうに言われています。あと、学校の教職員の長期休業者の数もちよっと実数はちょっと今ここでは述べられませんが、増えているというふうなことをお聞きしています。

松川町の町職員及び学校教職員の中で、そういった長期病休者というのがどれくらいおられるのかわかればお願いいたします。

○議長（黒澤哲郎） 米山総務課長。

○総務課長（米山政則） 松川町の職員における休職者でございます。精神疾患によるものということでございますけれども、今年度につきましては正規職員、それから会計年度任用職員含めまして2名でございます。

また、昨年度につきましては1名といった状況になっております。

お願いいたします。

○議長（黒澤哲郎） 小平教育長。

○教育長（小平順一） それでは、学校関係の休職者、療養休暇取得者については、現在のところ、私が聞いているのは1名です。

学校関係のほうは、学校安全衛生委員会等で、常に職員の健康についてはチェックをして予防には努めていると思っております。

以上です。

○議長（黒澤哲郎） 米山議員。

○2番（米山義盛） 状況わかりました。

今、教育長の答弁にもありました職員の安全衛生委員会、これも多分町役場職員の中にもあるかと思えます。どんな機能をされているのか。

1、2名というふうなことで、そんなに多くはないと思えますけれども、それぞれの事情でいろんな個人のプライベートな問題にも関わることもあったりで、非常にやっぱり複雑な、まあいろんな公にできない部分もあるかと思えますし、それでも職員の皆さんが気持ちよく自分の思いを大事にしながら、それぞれ気持ちよく働けるだけの環境整備というのは、職員全体、学校全体にやっぱり取組が求められているし、特にその個人

の思いを尊重しつつ、とはいえ全体で取り組む仕事ですので、そこら辺がやっぱり非常に難しい部分があるかと思えますけれど、そこら辺の職員の働く安全衛生活動について、町ではどうなっているのかをお聞きしたいです。

○議長（黒澤哲郎） 米山総務課長。

○総務課長（米山政則） 町で取り組んでおります労働衛生活動につきまして、私のほうからご説明を申し上げます。

町では、私、総務課長、委員長といたします職員衛生委員会を組織しております。主に感染症対策ですとか、健康診断の実施、それからストレスチェック、新入職員のメンター制度、リスクアセスメント、ヒアリハットですけれども、そういった取組を行っているところでございます。

特にメンター制度につきましては、平成 29 年度から取り組んでおりまして、新入職員が職場でわからないことですか、不安に思っているようなこと、そういったようなことを先輩のメンターから気軽に助言ですとか、相談できる場となっております、そういう取組によって早く職場に取り込めるようなそんな制度として活用ができています。

また、労働安全衛生法の改正によりまして、平成 27 年の 12 月以降から 50 人以上の労働者がいる事業所ではストレスチェックの実施が義務づけられたわけですが、先日も、管理職を対象にいたしまして、ストレスチェックの結果ですとか、その活かし方、そういったことについて認識を共通化させたところでございます。

やはりストレスチェック、メンタルヘルスというところにつきましては、職場の生産性の維持・向上ですとか、職場の活性化というようなものに大きく影響しております。

ストレスチェックをやることによりまして、職員のメンタル不調を未然に防止するといったそんなような取組を行ってきておるものでございます。

○議長（黒澤哲郎） 米山議員。

○2 番（米山義盛） ありがとうございます、答弁。

ストレスチェック、職員のストレス、そういったことに関わって松川町森林セラピーということで、清流苑近辺の里山が、非常にやっぱり森林セラピーは基地として登録されています。

職員のメンタルを維持する意味で、森林散策とか森林療法、結構やっぱりその山や自然の中に入っていきることが非常にやっぱり極めて効果のあることだということで、そういった講演会を取り組んだこともございますけれど、松川町、ちょうどおよりの森、

清流苑ありまして、森林セラピストも何人かおられるということで、そういった点ではそういうところを活用した研修、ストレス、対応研修とか、自然の中での自分自身を見つめる研修とか、そういったことも極めて効果があるように思いますので、取り組んでもらえればというふうな思いもいたします。

あわせて、ほかの点ですが、町の職員、途中で退職されていくケースというのものもあるかと。定年まで行かずにね。いろんな状況があるといろんなことをちょっとお聞きしたりしています。

あわせて、今日、非常に非正規職員が増えてきています。そういう中で、全体の町の職員の中で非正規職員と正規職員との比率の差とか、あるいはその年齢構成的なそういった点での様子及び町内に住んでいる職員の方が何人ぐらいおられるかというふうなことも含めてご答弁いただければと思いますが、お願いいたします。

○議長（黒澤哲郎） 米山総務課長。

○総務課長（米山政則） 申し訳ありません。

正規、非正規雇用の状況でございますけれども、正規職員につきましては、現在145名。理事者と県からの派遣職員も含めて145名ということになっております。

それから会計年度任用職員につきましては、201名ということで、こちら清流苑も全て含めておりますけれども、12月1日現在の状況でございます。

それから全職員、それから年齢構成的にどうかということでございますけれども、全職員、正規職員で申し上げますと145名のうち20代、30代がほぼ50名ずつ。それから40代が28名、50代が20名、60代が3名というような状況になっております。

あわせまして会計年度任用職員につきましては、20代が9名、30代が34名、40代が49名、50代が58名の60代が44名、70代以降が7名という形でございます。

それから町内の居住者でございますけれども、正規職員全体では53.1%、それから会計年度任用職員では54.7%でございます。

正規職員の状況ですけれども、やはり年齢が若くなるにつれて、やはり町外の居住者が多くなっております。これは、正規職員30代が結婚後に転出をしたりですとか、あるいは社会人採用を最近増えていますので、そういった関係で町外からお願いをすることにもございますので、比率としては若い年代の職員ほど町外の勤務が多いという状況でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（黒澤哲郎） 米山議員。

○2番(米山義盛) 詳しく答弁いただいております。

確かに全体として202人というふうな会計年度任用職員がいるということで、町民から見ればその違いというのはなかなかわかりにくいところでもありますし、同じような仕事をやられているのか。

町の一行政の推進側からは、推進する立場からは、その職員の非正規職員と正規職員と当然区別されて任用されていると思われませんが、この同じ仕事が、違う仕事をやっていると言いつつも、住民から見れば住民と接して同じ行政サービスを提供して下さる職員の皆さんということでは同じだというふうに思われます。

このいろんな経費の関係、行政の経費の関係でそういった会計任用非正規職員が増えてきているということ。会計任用職員によって人件費を減らすという、そういったような指標もあるように思われると思いますが、地域の町行政を進めていく上で住民と一緒に住んで住民のもとで住民サービス、住民の生活、福祉の向上のために町の職員の皆さん、学校の先生方も含めてですが、取り組まれているという中で、やっぱり継続して仕事をしたいという働く側の意欲とか思いとか、そういったようなものがその会計年度職員という形の非正規職員ということで、どういうふうなのか。そういうことで、基本的なところから言えばなかなか難しい部分はあるかと思いますが、同じ継続して住民サービスの向上のために取り組まれる職員の皆さんの職責、地位の向上というふうな観点からすれば、非正規職員が多くなったほうがいいのではないかというふうな思いが私にはあります。そこら辺も含めて、ご答弁いただければと思います。

○議長(黒澤哲郎) 米山総務課長。

○総務課長(米山政則) 正規職員についても、会計年度職員につきましても、目指す思いというのは一緒かというふうに思っております。

そうした中で、やはりその生活のスタイルと言いますか、仕事のスタイルといたしまして、やはり会計年度職員として働くという方法も一つの選択肢かというふうに思っております。もちろんその会計年度の職員の方が、正規職員に採用という形で私どもも窓口を設けておりますので、そういう場合には採用試験を受けていただいて正規職員になっていただくという、そういったこともございますので、それぞれのスタイルに応じて働いていただくという、そんなことでよろしいかと思っております。

○議長(黒澤哲郎) 米山議員。

○2番(米山義盛) 確かに町の職員採用の各時期に会計年度任用職員の採用についての公募もありますし、正規職員の公募についても聞くことはございます。

松川町の会計年度職員として働いて、もっとこの町の仕事に関わりたいたいという、そういう意欲を持った方々がやっぱり正規職員という形で採用されて、松川町町民の福祉や向上、いろんなサービスのために頑張ってもらえるということは非常にやっぱりありがたいことだというふうに思います。

町民の仕事や生活全般に関わって、様々な仕事に従事されていくだろうというのが、町の職員の皆さんです。公務員として全体の奉仕者であると同時に、人間らしく働きたいと願う労働者であるということは当然です。

町職員としてのチームワーク、よく安心して日々働ける環境調整に町の、町長自身も就任されたときに日本一働きやすい職場を目指すということを掲げられて、その印象が非常に強く、私にも印象に残っています。

そういったところから考えて、やっぱり松川町の職員の皆さん、また自治体の職員、自治体労働者として、やっぱり非常にただ個別個人の思いだけでなく、国、地域、県、地域それぞれのところでの取組、仕事がやっぱり法律や憲法に基づいて行われている仕事であります。そういった仕事のそういう特殊というか、その仕事も本質的なやっぱりところをしっかりといろんな形で理解、学習してもらって、日々の仕事に従事してもらいたいと思います。

以上で一般質問を終わりにします。

◇ 米 山 郁 子 ◇

○議長（黒澤哲郎） 次に、4番、米山郁子議員。

○4番（米山郁子） それでは、私の質問をさせていただきます。

今回は、農業と福祉、それから林業と福祉の連携事業についてお伺いいたします。

全国的に人口構造の急激な変化がある中で、ますます高齢化が進んでおりますが、現在の日本の農業を支える平均年齢は67歳と、かなり高齢化し、加速が止まりません。

私たちの食生活を支えている農業従事者の担い手不足が長期課題となっております。全国的なことであり、松川町においても農業や林業の労働力の不足が深刻な状態となっております。

一方では、障がい者も人口の7.4%の方がおり、やはり増加傾向にあります。福祉の分野では、障がい者の就労意欲が高まっており、障がい者が職業を通じて生きがいを持ち、自立した生活を送ることができるよう求められております。

このような背景から、農業、林業の分野と福祉分野、両分野の課題を解決する取組と

して進められているのが、農福連携と呼ばれる分野でございます。担い手不足対策、働き手の確保として非常に期待されているわけでございます。農業、林業と福祉が結びつき、地域が活性化できることが望ましいと考えられております。

ここで伺いするのは、農業・林業を活用した障がい者支援について、松川町としてのお考えをお聞きいたします。

○議長（黒澤哲郎） 宮下町長。

○町長（宮下智博） ありがとうございます。

それでは米山郁子議員のご質問にお答えさせていただきます。

農福、林福の連携事業の推進状況についてのお話の中で、農業・林業を活用した障がい者支援についての考えということでございます。

松川町におきましても農業従事者の高齢化、また担い手不足というのは同じように深刻な問題となっております。その結果として遊休農地や耕作放棄地の増加を招いているような状況でございます。

一方、当町の障がい者の人口に占める割合、先ほどおっしゃっていられましたが、令和3年11月末で7.1%と微増の傾向でございます。

農林福連携は、農林業の担い手の確保という面から確かに一定の効果は認められておりますし、また障がいをお持ちの方にとっても、障がいのある方にとっても社会参加や生きがいづくりにつながる有益なものと感じております。

特に人手を必要とする農業の手伝いというのは、障がいがある方がすることで、障がい者が地域を支える存在に変わり、地域の人たちと交流する機会が増えるというふうにご考えております。

○議長（黒澤哲郎） 米山議員。

○4番（米山郁子） 第6期の松川町障がい福祉計画では、その他の方策として農業連携は障がい者などが農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参加を実現していく取組であり、農福連携に取り組むことで、障がい等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性があり、町では福祉の面だけではなく、農業面などからもこの取組を支援していく。今、町長がおっしゃいましたが、支援していくというふうになっております。

そこで、具体的にお伺いしたいわけですが、先ほど町長おっしゃいましたように、松川町で障がい者手帳を持っておられる方が7.1%。昨年、私令和2年度の調査し

か見ておりませんが、912名いらっしゃいます。

その中で、今後、その福祉計画にも載っているように、農業を活用した障がい者就労について、その支援をどのようにされてきたのか、今の現状をお聞きいたします。

○議長（黒澤哲郎） 加山保健福祉課長。

○保健福祉課長（加山隆浩） ご質問いただきました。

まず、農業分野でございます。障がい者の就労についてですけれども、このことにつきましては、大変様々な形態があると認識しております。松川町におきましては、障がい者施設の取組といたしまして、まず農業を行っているそういった施設がございます。

また、障がい者の就労支援サービスを行っている事業所の中で、一事業所ではございますけれども、農地の所有、適格化法人を持つ株式会社を立ち上げまして農福の連携を行っているところがございます。

若干でございますけれども、内容をご紹介させていただきたいと思っておりますけれども、内容といたしましては、リンゴやニンニクの栽培などの農業を行いまして、障がい者、利用者でございますけれども、この特性に合わせた作業ができるように、内容を細分化することによりまして、働く方たちのできることを割り振ること。また、負担の少ない得意な作業を担当するようにするなど、利用の負担の軽減に努められているということでございます。

農業の面では、耕作ができなくなったり、近隣に耕作者もいなくなったりして、農地を遊休農地となってしまうような可能性がございます。土地を賃借いたしまして、荒廃の防止にもつながっているということで認識しているところでございます。

行政からの金銭面等の直接的な支援というものは実際行っておりません。ですけれども、間接的な支援といたしまして、この事業所におきましては農福アワード2020 こういったところへの応募をする際に、推薦書の作成などの事務的な支援を実施をしたりですとか、あと販売の拡大のための町内の郵便局、ふるさと小包の活用ですとか、姉妹都市であります蓮田市の郵便局にもチラシ等を設置をいたしまして、関東圏の顧客の取組にご協力をさせていただいている、そんな実情がございます。

よろしく願いいたします。

○議長（黒澤哲郎） 米山議員。

○4番（米山郁子） 今、お伺いしました。

私もその取り組んでいらっしゃる1社、先日前日お伺いしてまいりました。その中で、その1社もやはり有機農業に取り組まれておりまして、今回、松川町としては有機野菜を

提供していただきたいというところなんです、なかなか提供してくれるところが少ないとお聞きしております。

この1社提供してくれていらっしゃるんですが、その障がい者の就労施設と連携して収穫率を高め、学校給食への供給率を高めていったほうがよいのではないかというふうに思うわけですが、その点いかがでございましょうか。

○議長（黒澤哲郎） 田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中 学） ただいま、学校給食への提供という面からご質問をいただきました。

町が、有機栽培に取り組む際に福祉施設でも野菜栽培に取り組んでいるということをお聞きしまして、学校給食への提供はできないかと確認した経過がございます。1つの施設では、既に販路があり、難しいということでありました。もう1つの施設につきましては、障がい者の就労サポートをする支援員が手一杯のため、施設内での野菜づくり以上のことはできないというようなことでもございました。

一方、町内の農福連携をやっている先ほど出ました農業法人でございます。現在は、果樹栽培等一部野菜で有機栽培をやっております。現在、タマネギ作りのほうも始めていただいております、まだ学校給食への提供まではいってないんですけど、今後、少しずつ量が増えれば学校給食への提供も考えられるかと思っております。

学校給食への有機食材の提供は、昨年度が約2.4tでございます。今年度の供給量が約4tの見込みでございます。

町では、今後提供できる農産物の収量と品質をよりよくして、栽培品目についても増やしていきたいという予定でございます。そのためには、ただいまご指摘いただきましたように、農福連携も含めて、生産者を増やすことと、あと栽培技術を高めていく必要があると思っております。

有機農業での野菜の栽培方法につきまして、マニュアルを作成して、共有をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（黒澤哲郎） 米山議員。

○4番（米山郁子） 今、ご答弁いただきましたが、なかなか農福連携という状況で進まないというのが現実でございますが、その松川町と障がい施設との連携における課題には何が
あるかと思いでしょうか。その点についていかがでしょうか。

○議長（黒澤哲郎） 宮下町長。

○町長（宮下智博） 私のほうからお答えをさせていただきます。

松川町における農福連携の課題という面でございます。やはり需要と供給のバランスが今、松川町の中ではあるのかなと思っております。

全国的に農福連携と申しますと、やはり野菜栽培に従事されている障がいをお持ちの方というのが多くございます。こういう場合ですと、施設栽培を通して、1年中仕事があるといった中で、雇用の確保ができております。現在、松川町、果樹産業がたくさんございますので、そうしますと季節雇用という面では一時的に大きな量の仕事というのを生み出すことはできるんですが、果樹栽培、どうしてもいわゆる農閑期という仕事の無い時期がございますので、その時期の雇用の確保というところが、松川町の農福連携の課題かなと私は考えております。

○議長（黒澤哲郎） 米山議員。

○4番（米山郁子） 農福連携なんですけれど、松川町の課題ということで、通年を通してなかなか仕事がないということでございますが、少しでもちょっとした時間でもやはり連携していただくのが本当かなというふうに思うわけです。

先日、シルバー人材派遣の方と面談させていただいた中で、その松川町は非常にリンゴ、果樹農家での売り上げが2,000万円以上ということで、近隣町村でも高額な反面、公共事業としてシルバーセンターに依頼している金額が非常に低いという結果をご報告いただいておりますが、なかなかその農福連携の取組等の情報提供ができてないんじゃないかなというふうに私思うわけで、7月に安曇野市に視察に行ってみまして、そこは三郷やすらぎ空間施設ってところなんですけれども、安曇野市で指定管理を募集したところ全く応募がなくて非常に困っていたという施設でございます。その施設が、新たに全く障がい者の雇用を手がけていなかった農業法人の会社さんが、そこを使ってA型事業所として農業みらい農園を設立していただいて、で指定管理をお願いして営業されている場所でもございました。

その今現在8名雇用されていますが、順次増やしていくということで、農業体験や市民農園も受け入れて、そば打ち体験も実施されております。

以前は、指定管理者の以前の指定管理者の方は、飲食業を専門とされていた方なので、やはり行政の考えていたその施設の使い方、目的から逸れてしまっていたという点もあって、今度、そのA型の事業所として市の施設をうまく使っていただいたよい事例ではないかというふうに思っているわけで、その農福連携といってもいろんな使い方が私あると思うわけです。

そこで、ここの障がい者の計画にきちんとうたっているわけですから、ぜひとも取り組んでいただきたいわけですが、その今のこの町長が言われただけでは、ちょっともう少し課題はあるというふうに思うわけで、これから今後の方向性とあと施策としてのお考えがあるようでしたらちょっとお聞かせ願いたいわけですが、いかがでしょうか。

○議長（黒澤哲郎） 加山保健福祉課長。

○保健福祉課長（加山隆浩） それではご質問の中のまずシルバー人材センターの業務のことにつきまして触れていただきました。

この実績につきましては、議員さん申されたとおりでございます。当町の状況につきましては、他の構成市町村と比較いたしましても、一般の家庭の方、また個人農家の皆様からの依頼が非常に多いという状況がございます。大変たくさんのご協力をいただいている、そんな状況がございます。

反面、公共事業としての依頼は少ない状況ではございました。

現在、町でも宿直の委託なども随時委託をする中で、徐々に増えてきている、そんな状況でございますので、ちょっと付け加えさせていただきます。

それで、障がいの関係でございますけれども、障がい者の自立ですとか就労支援につきましては、就労に結びつくのはまだまだ少ないのが現状でございます。多くの障がいを持つ皆様方は、福祉施設、また支援事業所等に通いまして、そこで福祉的な就労に携わっていただいておりますのが現状でございます。

福祉的な就労につきましては、障がい者の支援のこれは要と、そういった認識でおります。

例えば農業以外の発注といたしましては、例えば企業の皆様からのお仕事をいただいたりですとか、あるいは施設で製造された製品を購入していただく、そういったことで障がいのある方に働きたいという願いを叶えていただくことも非常に大切なことではないかと、そのように考えております。

また、社会に対して責任を果たしていく、そういったことも今後活動としての重要な位置づけを持っていると、そういうように認識をしているところでございますが、国の優先調達法に基づいた法整備をされているところでございまして、障がい者の製作品ですとか作業所等の利用を、今回につきましては例えば役場の中の課長会議の中でも情報の共有をさせていただいておりますのが現状でございます。

また、それ以外には、町から発注というような例えば議会の音声の文字起こし、こう

いった議会議事録の作成ですと、例えば福祉施設の周辺の園庭の草刈り作業、こういったことを現在お願いしている現状もございます。

今後、福祉施設や支援事業所等の情報交換、これは議員さんがご指摘いただいたとおり、非常に大切なものと認識しております。

必要とする情報などの共有に今後も尽力していきたいと、そういうふうを考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（黒澤哲郎） 米山議員。

○4番（米山郁子） 確かに各施設さん、本当に非常に努力されていて、私も工賃調べましたけれども、高い工賃をお支払いになっている事業所さんがございます。

しかしながら、なぜ農林にこだわるかというのは、外で働くということなんです。中で仕事をいただいて働くだけじゃなくて、やはり外で働くということは、非常に特に精神障がい者の方には特に効果が現れていることを私はお伺いしているわけで、もっと外に出ていただいて、活躍していただきたいという私は思いがございます。

そこで、長野県には、セルフセンター協議会という組織がございまして、地域連携促進コーディネーターが仲介し、障がい者就労施設と作業内容や賃金などを調整してくれております。特に農家さんにおきましては、時給ではなく、出来高で工賃が支払われるようなことをお伺いしております。

仕事に関しましても、農業就労チャレンジサポーターが必ず同行して、常に作業工程を確認してくれておりますのが現実でございまして、私の知り合いの長野市にある施設では、ブルーベリーの収穫や大豆の収穫などで、障がい者の方が活躍しておられます。

そういったところで、農業経営者と障がい者のお互いの不安を解消するためにも、ぜひとも障がい者の農業就労体験会みたいなものを開催していただけることを提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（黒澤哲郎） 田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中 学） ただいま障がい者農業就労体験会を提案いただいたところであります。

現在、先ほどから出ております一法人でございまして、現在、この法人は農福 JAS の認証を受けましてやっております。これは全国第 1 号の取得で取組を行っておるということでございます。

今後、この法人、またあるいは別の法人が町内におきまして、障がい者の皆さんが研

修を行うようなそんな取組をちょっと計画してみたいと、そんなような話も聞いておるところであります。

それから農福連携の取組につきましては、やはり今、議員おっしゃっていただきましたように、NPO 法人の県のセレクトセンター協議会のコーディネーターさんのような役割が大切かと思っております。

やはり障がい者施設と農家、農業法人等々、その双方のニーズを確認していただきまして、作業内容ですとか労働条件、それから作業工程での動向、そんなような調整をしていただければ、障がい者の農業就労体験ということを計画することは可能だと思いますし、一緒にそういうところと協力しあってこのような体験会というものは開くことは可能かと考えています。

お願いします。

○議長（黒澤哲郎） 米山議員。

○4番（米山郁子） ぜひ、体験会を研修も行っていただきまして取り組んでいただきたいというふうに考えます。

次に、林福の取組についてお伺いいたします。

今度、森林環境税、国民1人1,000円で2024年度以降、国が個人の住民税に上乗せして徴収し、私有林の面積や林業従事者などに応じて、市町村に配分するという事は決定されております。年間620億円ですね、非常な財源になっているわけで、その中で市町村は間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や復旧、啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならないというふうに示されておるわけでございまして、林福では長野市の浅川地区で放置された森林整備や里山資源の利活用として、浅川地区では長野県の森林づくり県民税を活用して取り組まれておるわけでございますが、松川町として森林計画を立てられていると思うんで、その中で林福連携体制づくりはされているのかどうかをお伺いいたします。

○議長（黒澤哲郎） 田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中 学） ただいま、林福連携のことにつきましてご質問いただきました。

林業のこの施業というものが農作業とは異なりまして、現場が急傾斜で危険箇所が多いわけです。また、その作業内容につきましては、チェーンソーですとか刈り払い機を使う安全講習受講が必須の機械を使用することが多いわけです。一般的には、障がい者の就労継続支援に向けた業務ではないと言われております。

しかし、町内の福祉事業所においては、薪の製造販売をしまして成果を上げている事

業所も一方ではございます。

また、森林組合のほうに現在の状況をお聞きしましたところ、これまで林福連携の実績はなく、今後もちよっと足場の悪い刃物を使う仕事のため馴染まないのではないかと、そのような事例も今のところ聞いてないんですけれど、「原木椎茸の食菌ですとか、収穫なら可能ではないか」と、そんなようなことをご返事もいただいております。

森林環境税につきましては、令和元年度からスタートした森林経営管理制度、これを町が実施する経費の財源として活用する予定でございます。森林所有者に適正な経営管理をしてもらうために対象森林の絞り込みですとか、意向調査、また現地調査、それから経営計画に基づく森林整備に充てていくという予定でございます。

現在、昨年からなんですけれど、この意向調査のほう、とっておるところでございます。

また、担い手育成の面からも、財源となりますので、林福連携につきましては民間事業者ですとか、森林組合とマッチングできないか研究していきたいと思っておりますし、森林経営計画、先ほどの森林経営管理計画、この中にもこれからアンケート等に基づいて作成するわけでありまして、そんな中にこの林福連携ということも考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（黒澤哲郎） 米山議員。

○4番（米山郁子） 今回、林福でお伺いしたわけですが、その森林計画がR元年からは取り組んでいらっしゃるみたいなんです、私あまり森林計画について報告があんまりなかったような気がいたしております。

清流苑のボイラーのときにもテスト、材料を使ったボイラーで何百万円もお使いになってテストされましたけれど、コストに見合わないということで、その計画もなくなっておりますし、またその町全体を含めた森林環境整備という計画がきちんとされていないのもどうかと思いますが、今回の林福とは関係ないので、そのところはぜひ今後進めていただきたいというふうに思うわけでございます。

次の質問に移りますが、松川町として障がい者の法定雇用率についてなんでございますが、2021年の1月1日より雇用率0.1%引き上がりまして自治体では2.5から2.6%になっておりますが、松川町の現状はいかがでしょうか。

○議長（黒澤哲郎） 米山総務課長。

○総務課長（米山政則） 雇用率の松川町の状況でございますけれども、実雇用率2.8%という

ことになっております。

よろしくお願いたします。

○議長（黒澤哲郎） 米山議員。

○4番（米山郁子） 目標を達成されておりまして、非常にうれしい限りでございますけれども、これからの障がい者の雇用の働き方ってという点で、変わってきている。世の中が変わってきているというふうには思うわけですが、町長その辺について、松川町のその働き方についてお考えがありましたら伺いたしたいと思います。

○議長（黒澤哲郎） 宮下町長。

○町長（宮下智博） それでは、これからの障がいをお持ちの方の働き方雇用の仕方についての私からのお話をさせていただきます。

まずは、やはりいろいろ先進事例がございます。大きな市とか県庁が多いですが、一般的な公務員の人事配置というところから少し外れて独特な取組をされている方が多いなと思っております。

今回、障がい者差別解消法というのがございまして、合理的配慮、要は障がいをお持ちの方に対して負担が重すぎない範囲で対応するように事業者に求められております。この中から、今、庁舎内にも試験的に行っておりますのは、軽作業に従事していただくという形がいいのではないかとということで、今、試行をしているのが松川町の現状でございます。

軽作業、具体的なことを申しますと、庁舎の管理、いわゆる定型的な管理でございまして、あとは資料の編纂などといった軽作業を今、お願いをしていただきながら今、取り組んで試験的にどうしていったらいいかというところを課長会議等で共有しながら進めているところが、今の松川町の現状と今後の方針でございます。

○議長（黒澤哲郎） 米山議員。

○4番（米山郁子） ぜひともこれからオフィス、就労オフィスはそこがまとまったオフィスになっていて、そこで軽量作業をどんどん進めていくというような形態になっていくようでございますし、また岐阜の教育委員会でも障がい者の雇用促進を図って、学校現場でも活躍されているような話を伺っております。

働き方も徐々に変わってきてはおりますので、取り組んでいただきたいと思うわけで、なぜこの質問をしましたという点で、元気センター建設に向けて、以前、課長のほうから「障がい者の雇用に役立てたい」ということでお話を伺っておりましたので、今後もその方針には変わりがないのかどうか、ちょっと確認させていただきたいんですが、い

かがでしょうか。

○議長（黒澤哲郎） 宮下町長。

○町長（宮下智博） では、私のほうからお答えをさせていただきます。

（仮称）元気センターでは、障がい者雇用も検討していきたいという方針でございますが、検討の方針は変わりはありません。

元気センター（仮称）の整備計画を策定しまして、基本方針で示されておりますが、いわゆる地域共生社会の実現を図り、国が推進する生涯活躍の町の考え方を融合させ、地域の特性を生かしながら、交流、居場所、活躍と仕事、健康づくり、住まいの一体的な実現を目指したまちづくりの実現というのを目指しております。

この中の活躍と仕事という分野においては、障がい者就労の場の確保としまして、カフェの運営とか販売コーナーへの出品、遊休農地を活用した農産物の販売などを視野に入れまして、障がいをお持ちの方の就労に向けての機会の提供など、支援事業の展開を図るとしております。

また、大きく掲げております地域共生社会の実現に向けてでございますが、重層的支援体制整備事業、いわゆる様々なニーズ、今、複雑化しておりますので、その複雑化した支援のニーズに対応するため、介護や障がい、子育てなどを一体的に捉えまして、相談の支援とか参加の支援の機能強化を図り、人のつながりをつくる場所として、包括的な支援体制の構築を進めてまいるといのがこの方針の中でうたわれていること。この方針は、今も変わりありません。

○議長（黒澤哲郎） 米山議員。

○4番（米山郁子） ぜひとも雇用の場がなかなかないわけでございますので、町としてぜひ取り組んでいただきたいわけで、先日、駒ヶ根市の JOCA へ議員と行政の方々で行ってまいりまして、ウェルネスという健康増進スポーツ施設では、やはり2名の障がい者の方が雇用されて従事されておりました。

働き場所によっては、本当に生きがいを持って働いていただいております。

今回、こういう農福連携について質問させていただきましたのは、先日、松川町議会では、北部ブロック町村議会として、県へ就労継続支援事業への支援強化ということで、要望書を提出しておりましたので、今回、福祉連携についても質問させていただいたわけでございます。

長野県の障がい者の方の工賃は、B型で月平均 15,070 円でございます。A型では

85,414円でございます、なかなか障がい者手当をいただいても生活していくにはやっ
とでございます、少ないぐらいでございますので、なんとしても雇用のその工賃アッ
プに協力していただくようにすべきではないかというふうに考えるわけでございます。

そしてですね、障がい者の皆さんと一緒に仕事をしていくことによって、人に優しい
職場をつくっていくことは、やはりこのような取組ができているかどうかということ
でございます。町長が目指す明るい職場も、このような共生社会の中で人に優しい職場づ
くりということが大事かというふうに思うわけで、その点いかがでございましょうか。

○議長（黒澤哲郎） 宮下町長。

○町長（宮下智博） ありがとうございます。

やはり障がいをお持ちの方を雇用するという事で、人に優しい職場になり得るの
ではないかという米山議員のご指摘、大変私もそのとおりだと思っております。

私たち行政職員、今の役場職員はやはり町内の本当に様々な分野の皆様とお話をしな
がら対応をしていく日々が続いております。その中で、やはり大事なものは、人と人のこ
とを考えて接すること、また人の相手の気持ちになることというところがやはり原動力
となってまいります。

これからも松川町役場の職員の皆さんが、やはり人に優しい職場となるその一助とな
るというお考えもよくわかりましたので、今、確かに法定雇用率上は守られております
が、今後ももう少し働きやすい働き方、今後も研究しながら進んでまいりたいと思
います。

ありがとうございます。

○議長（黒澤哲郎） 米山議員。

○4番（米山郁子） ぜひともいろんなこの時代によって、仕事のあり方というのは、障がい者
だけではなく、私たちも考えていかなければいけないというふうに思っております。ぜ
ひともよろしくお願ひしたいものでございます。

時間は多少残っておりますけれども、本日はこれにて私の一般質問を終わりにさせて
いただきます。

○議長（黒澤哲郎） お諮りいたします。

ここで休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（黒澤哲郎） それでは、ただいまより15時まで休憩といたします。

休 憩 午後 2 時 4 5 分

再 開 午後 3 時 0 0 分

○議長（黒澤哲郎） 時間となりましたので会議を再開いたします。

◇ 加賀田 亮 ◇

○議長（黒澤哲郎） 3 番、加賀田亮議員。

○3 番（加賀田 亮） それでは、通告に従って質問させていただきます。

公営企業などの代表者としての首長の説明責任を問うということでございます。

ここで言うその公営企業などという表現は、いわゆる町が資本を提供して、その事業体に対して最高の権力と責任を持っているというふうな意味でございますので、株式会社だとか地方公営企業法による企業だとか、そういうふうな意味ではございません。あくまで町が、首長が権力を持っているというふうな定義でございます。なおかつ収益企業であるという意味でございます。

例として、清流苑、チャンネル・ユーを挙げております。この責任者となることの町長がこれのトップに就いているということに対して、問題意識はどんな感じなのかなと言うことをまずお聞きしたい。

よろしく願いいたします。

○議長（黒澤哲郎） 宮下町長。

○町長（宮下智博） ありがとうございます。

それでは加賀田 亮議員のご質問にお答えをさせていただきます。

首長が清流苑やチャンネル・ユーと今、例示をされましたが、責任者となることの問題意識についてでございます。

例えば清流苑公営企業会計に移行するにあたって、管理者という話が昨今ございます。この中では、管理者を置かないという形で、結果として町長が今、いわゆる最高責任者という形で進むという話でございます。

今後の検討材料としては、管理者の設置については、移行後 3 年間の検討段階を経て、住民の皆さんの合意形成とか、持続可能な組織体制を議論した上で、管理者設置については判断をしていくという状況で、今の段階で何か問題があるとは思っておりません。

また、株式会社チャンネル・ユーの代表取締役についても、町長である私が就いております。これは、チャンネル・ユーの持ち株を町が 90%、商工会と JA がそれぞれ 5%ず

つ出資して、株式会社として発足した平成14年当初から町長が代表取締役として選任され、現在に至っているという状況でございますので、こちらについても何か問題があるという認識は持っておりません。

○議長（黒澤哲郎） 加賀田議員。

○3番（加賀田 亮） 特に問題意識は持っておられないという答弁でございました。

いささか思うところがございますが、それは後にしましょう。

例えばですけれど、じゃあチャンネル・ユーの問題にしまして限定して考えてみますと、チャンネル・ユーの公益性、公共性というものですか、これに対しては首長はどういうお考えで代表取締役としてどういうお考えでおられるのか、その辺をちょっとご説明いただけますでしょうか。

○議長（黒澤哲郎） 宮下町長。

○町長（宮下智博） それでは、答弁させていただきます。

チャンネル・ユーの公益性についてでございます。

こちらは、やはり行政の第三セクターといった形のチャンネル・ユーでございます。行政から発信する情報というのを音声のみならず、映像としてもわかりやすく住民の皆様も全員ではなく、加入者への皆様、おそらく町内今、70%の加入者の皆様に、発信がでるということが一番大きな公益性だと感じております。

○議長（黒澤哲郎） 加賀田議員。

○3番（加賀田 亮） それでは、繰り返しになりますけれど、公益性事業体と実質的には。公益法人のようなものだという理解でよろしいでしょうか。

○議長（黒澤哲郎） 宮下町長。

○町長（宮下智博） 町の出資をしている第三セクターとしてのチャンネル・ユーでございます。

○議長（黒澤哲郎） 加賀田議員。

○3番（加賀田 亮） それが答弁ということでございますね。

それでは、そういう第三セクターというふうな意味では、公益性は十分にあると私は思います。町の出資も90%、代表取締役も町長ということであれば、当然その公益性は担保されていると。そうでなければ1月の臨時会で億単位の補助を出した説明がつかせし、そのときにはそう断言されておりました。「公益性がある」と。ですので、その答えがもう一度聞きたかったんですけども、1月に聞いておりますので結構です。

さて、その公益性の高いチャンネル・ユーで町長の部屋という番組が放送されてお

ます。あれの放映目的を教えてください。

○議長（黒澤哲郎） 宮下町長。

○町長（宮下智博） 町長の部屋という番組は、主にIターンの方にインタビューをすることによりまして、地域の皆様、チャンネル・ユウのターゲットとなっております皆様は、主に昔から松川町に住んでおられて、比較的高齢の方が多くの方たちです。その方たちに対して、松川町の良さというのを地域外から来た方の視点から語っていただいて、その良さを認識していただくというのが、町長の部屋ってというのを始めたきっかけでございます。それが目的でもございます。

○議長（黒澤哲郎） 加賀田議員。

○3番（加賀田 亮） 番組の趣旨は、大変結構だと思います。

私が一番奇妙に思ったのは、MC 役っていうんですかね、司会役が町長自らやっておられると。その目的について教えてください。

○議長（黒澤哲郎） 宮下町長。

○町長（宮下智博） どんな方がMC 役というのいろいろ考えたんですが、やはり町長である私が、町内でいえば年齢の若い若輩者でもございますので、私が実際に聞きに行くということで、地域の方により関心を持ってもらえると思ってそのようにして私が行っております。

○議長（黒澤哲郎） 加賀田議員。

○3番（加賀田 亮） 今の町長の答弁でありましたら、私は何も町長である必要はないんじゃないかなと思っております。例えば中学生や高校生が聞き手役になってもいいと思いますし、同じような移住の若手の農業者であったりとか、商工業者であっても結構だと思っております。

町長というのは、プライベートはもちろんあるとは思いますが、ああいうふうにはブラウン管を通せば公人でございます。公人が、ああいうふうな形で非常に露出の多い、しかもインタビューとは言いながら町長がかなり語っておられる。ああいうふうな番組構成は、私は正直いかなものかと思っておりますが、今のように町長でなくてほかの人が出るというふうなことについての検討のプロセスを教えてください。どうしてその上で町長になったのか教えてください。

○議長（黒澤哲郎） 宮下町長。

○町長（宮下智博） 加賀田議員おっしゃるとおり、いろんな人が聞けばいいかなと私も思います。ただ、検討プロセスの中で一番最初にインタビューをした方がアカモズの研究を

されている大学院生の方でした。その方、実は本当に町を離れる寸前でしたので、その段階ではすぐに行くには私が行ったほうが早いなという形で始めております。それがスタートでございました。

○議長（黒澤哲郎） 加賀田議員。

○3番（加賀田 亮） 百歩譲ってもチャンネル・ユーのインタビュアーが行けば十分済むと思います。毎週ニュースを読んでいる3人のキャスターの方もいらっしゃいますが、なぜ彼らじゃなくて町長なんでしょう。

○議長（黒澤哲郎） 宮下町長。

○町長（宮下智博） 先ほども申し上げたとおり、私町長としてのやはり発信力というものもございまして、私が行っております。

○議長（黒澤哲郎） 加賀田議員。

○3番（加賀田 亮） 一つお聞きします。

町長としての発信力、公人としての発信力というのは、例えばリニア問題について、今、町はこういう交渉局面にあっている。こういう問題を抱えているというふうな説明責任を行政の立場からするというふうな意味ではよくわかります。ただ、あの町長の部屋というのは、どちらかという一種の民放で言う徹子の部屋に近いのかなという感じがしておりますけれども、どちらにせよあまりその町長がどうしてもやらなきゃいけないという必然性は私は感じませんし、いかがなものかなと思っております。

この企画そのものは、チャンネル・ユーがやりたいというふうな形で言ってきたんですが、それと町のほうから持ち込んだんですか。

○議長（黒澤哲郎） 宮下町長。

○町長（宮下智博） 先ほど一番最初に申し上げたとおり、なんとか地域の皆様に松川町の良さをわかっていたきたいといういろいろ試行錯誤する結果、じゃあ移住してきた方たちに動画でインタビューするというのがいいかなと思ひまして、私のほうから提案をしております。

○議長（黒澤哲郎） 加賀田議員。

○3番（加賀田 亮） チャンネル・ユーという会社は、非常にこのいわゆる政治に関わることを私から見れば、ちょっと必要以上にナーバスになっております。

例えば我々議員が何かのイベントに参加したときにも当然チャンネル・ユーは取材に来てニュース流します。ただ、もうはっきりと意図的に議員が映っているシーンはことごとくはカットしています。ほんの一瞬、後ろ姿ぐらいは映しますけれども、議員がア

ップしたりとか、インタビューに答えるというシーンはきちんとカットされています。

それは、我々議員がそういう露出することによって選挙活動と受け取られかねない、それを恐れてのことです。それは私、チャンネル・ユーに聞いて確認いたしました、町長はそういうふうなことに懸念は感じませんでしたか。

○議長（黒澤哲郎） 宮下町長。

○町長（宮下智博） 全く気になっておりませんでしたし、議会の皆様をカットしているというのは、私はすいません、不勉強で存じ上げておりませんでしたので今、これは初めて聞きました。

○議長（黒澤哲郎） 加賀田議員。

○3番（加賀田 亮） チャンネル・ユーの姿勢というのは、またこれからだと思いますけれども、基本的に私どもには公職選挙法というのがありまして、その143条かな、それから151条、そこにケーブルテレビを含んで選挙活動ととられるそういう露出は駄目だというふうに書いてあるわけですね。ですので、チャンネル・ユーもそこを一生懸命守ろうとしてそういう露出を避けているわけですね。ただ、それを町側からその企画を持ち込んで、しかも法令のリスクを全然ヘッジしていないというふうな状況でございますが、それについていかがですか。

○議長（黒澤哲郎） 宮下町長。

○町長（宮下智博） 反問なら反問で時計止めていただいて結構ですが、公職選挙法の何条っておっしゃいましたか。ちょっともう一回お願いします。

○3番（加賀田 亮） 143、それから151の5です。

○議長（黒澤哲郎） 宮下町長。

○町長（宮下智博） お答えさせていただきます。

これは選挙運動の禁止でございますので、ちょっと今回は全く抵触しないかなと思って、私は把握をしておりますが、よろしいでしょうか、お願いします。

○議長（黒澤哲郎） 加賀田議員。

○3番（加賀田 亮） 選挙運動期間中でない選挙運動ととられる恐れがあるというふうな意味です。そういう解釈になっていますし、現にこれで問題になったよその自治体の事例もございます。

このことは、もう水掛け論なので結構です。

ただ、少なくともチャンネル・ユーがそういう体制でいる中で、公選法のリスクも考えずに町長がいわゆる公的な報道、公的なお知らせ以外であのような形で出演されるの

はどうかと思っております。

で、そこからちょっと発展してご質問させていただきますが、チャンネル・ユーがそのいわゆる公選法を気にしたいと思えますけれども、いわゆる政治的な例えば討論会とか、そういうことにもわかり消極的だという話を聞いております。それは、町長の方針でしょうか。

○議長（黒澤哲郎） 宮下町長。

○町長（宮下智博） 討論会とかに消極的というのは確かに、私が選挙に出るときもチャンネル・ユーに断られた経緯がございますので、別に私の方針ではなく、放送審議会の皆さんの方針というふうに聞いております。

やはり加賀田議員が懸念しているとおり、そういうふうにご利用されるということを恐れるためには、チャンネル・ユーにはそういう執行機関とは別に放送の内容を審議する機関がございます。そちらのほうの方針と聞いております。

○議長（黒澤哲郎） 加賀田議員。

○3番（加賀田 亮） これは、私が15期のときにお世話になったときにもずいぶん研究いたしましたし、町民の団体でも研究されている団体がございます。

で、選挙期間前であればいわゆる立候補予定者ということで、公開討論会オッケーですし、現にやっていますんでね、ほかの市町村で。それをテレビの電波に乗せることは何の問題もないはずですし、先ほど町長が言明した、1月に言明したように、なんといってもチャンネル放送は公共ですからね。ですので、町民の選挙への関心、町政の関心が薄いと嘆くのであれば、チャンネル・ユーをぜひ積極的に活用して、例えば1年4か月後の町長選挙と補欠選挙がございますね。こういったところでは、早速そういう公開討論会を一回だけじゃなくて、町民の皆さんが何回も見れるように、3回4回やるなんていうことも、今の町長であればできるはず。なんていったって最高権力者なんですから、チャンネル・ユーの。

お考えを。

○議長（黒澤哲郎） 宮下町長。

○町長（宮下智博） ありがとうございます。

大変いいご提案だと思いますし、それはまた理事会にて諮れるのではないかなと思いますので、次の理事会で少しそんなような議論を始めるタイミングかなと思っております。

ちょっとすいません、反問権としてお伺いをしたいんですが、いわゆる候補予定者が

その前にやるのは結構だというおっしゃる加賀田議員のお話と、その私が出るということが公職選挙法の選挙期間外の選挙活動と見なされる恐れがあるということは、ちょっとミスマッチなのかもしれませんが、ちょっとそこの説明をお願いいたします。

○議長（黒澤哲郎） 加賀田議員。

○3番（加賀田 亮） 今、町長、反問権とおっしゃられた。ちょっと先にそのことについて、また私のほうからも質問いたします。

何を根拠に私に対して反問権を使うんですか。その根拠を示してください。

○議長（黒澤哲郎） 宮下町長。

○町長（宮下智博） 松川町議会基本条例の7条の2だったと思いますが、そこに反問権認められておりますのでお話をしました。

○議長（黒澤哲郎） 加賀田議員。

○3番（加賀田 亮） 町長、反問権というのは、議会基本条例に定めたり自治基本条例に定められるのが普通です。ただ、実際に運用するには、その要綱を作って、こういうパターンなら聞いていいというパターンをきちんと規約を作って運用するのが普通です。我が町にはそれがありません。

なぜ、反問権を使おうと思ったんですか。

○議長（黒澤哲郎） 宮下町長。

○町長（宮下智博） ちょっとおっしゃる意味がよくわからないんですが、条例で反問権が定められているところは、反問権を使うことができると私は認識しておりますし、もしそれがまずいのであれば、議長によって止められなければいけないということがありますので、議長の許可を取って反問権使わせていただいております。それは今までからも一緒でございます。

○議長（黒澤哲郎） 加賀田議員。

○3番（加賀田 亮） 馬の耳に念仏だというふうには理解しておりますけれども、こういう理解でぜひしていただければと思います。

反問権というのをうたうのは、議会基本条例でうたっています。これは国法でいう憲法のようなものです。憲法で基本的人権は保障されていますが、では具体的にどんな基本的人権なのかということは細かく民法、刑法、いろんなところに載っていますよね、それによって実際運用されるわけです。

町長が持つ反問権も、反問権としての権利は認められています、憲法で。ただ、反問権にも種類があります。聞き取れなかったのもう一度教えてほしい。もしくは、あなた

から逆に提案をしてほしい。いろんな反問権の種類があるんですね。これのどれを使えるのかということは、どこの反問権を使っている町村は、きちんと規約とか要綱を作って定めております。その範囲でないとどんなことも反問できちゃう。わかりますか。

ですので、反問権は、憲法で規定されているけれど、それを実際に運用する規約なり要綱が必要なんです。それはまだ我が町では作っておりませんので、反問権はあるけれども、まだ実際に運用はできないはずです。ただし、今回は、町長、せっかくのお問い合わせなので答えさせていただきます。時計が止まっておりますので。

申し上げます。町長が、町長の部屋という番組で出演されていること、これは町長だけですよ。町長の対立候補は出られませんよね、選挙で争う予定の。ただ、選挙前に公開討論会をすることは、立候補予定者を聞いてあらかじめ届けてあるということ为前提にしてやりますので、候補者全員にとって公平ですよ。ですので成り立つんですね。ただ、現状の町長の部屋は、この選挙期間じゃない期間に町長のみが露出を増やして、いわば選挙活動の一環ととられかねないわけです。で、その他の例えば次の町長選に出ようと思っている人には、そのチャンスすらないわけですよ、町長の部屋という番組なんだから。その部分で法に抵触してしまうという判断がとられています。

これでよろしいでしょうか。

○議長（黒澤哲郎） 宮下町長。

○町長（宮下智博） ありがとうございます。

ちょっと私が町長の部屋の中で、例えば私がやってきた実績の強調とか、今後についての抱負のようなものを語っているとやっぱりまずいのかなと思うのですが、私はあくまで行政としての広報として出ておりますし、おそらくそういう認識でおりますので、公職選挙法の関係は関係ないと今も思っておりますし、今後もやらなければいけないという義務感を持っておりますので、その辺は見解の相違なのかなとはおもっております。

○議長（黒澤哲郎） 加賀田議員。

○3番（加賀田 亮） ちょっと確認してみます。

それでは町長が違法性はないということで、今後も町長の部屋続けると今、おっしゃったんですか。明言ください。

○議長（黒澤哲郎） 宮下町長。

○町長（宮下智博） 続けたいと思っております。

ただ、その中で、今、加賀田議員からもご提案もいただきました。例えば子どもたちが行って聞いたりとか、そういうのはやはりいいやり方だなと思いますので、そういう方

法も考えながら今後もやっていきたいなと思っております。

○議長（黒澤哲郎） 加賀田議員。

○3番（加賀田 亮） 町長が、首長の権限でやられるとおっしゃることでありますので、これ以上私ごとやかく言う筋合いではございませんが、とにかくきちっと選挙管理委員会なり各全国の事例をよく調べていただいて、町長、町長が施政の方針の演説したらそれは一発アウトですよ、一発アウト。本当にすぐにお縄です。

そうじゃなくてそうじゃないけれども、ああいうふうな形で20分なり30分なりずっと半分以上町長が露出しているわけじゃないですか。ご存じのように、視聴者というのは映像から受けるイメージ多いですよ、すごく。それが選挙運動になっているという判断を全国でされているわけですよ。ですから全国の市町村の方々に、いわゆる地元のケーブルテレビとか、公共放送での露出は徹底して控えて、SNSとかああいう場に自分のいわゆるPRの場を求めているわけです。ああいうふうな形でやっている町村なんてどこにもありませんよ。

それで、例えば隣の飯島町も高森町も町長の部屋っていうサイトがちゃんとあります。高森町の町長、壬生町長は、自分の行動活動ですか、それを全部分単位で載っけていますし、町長交際費も毎日毎日1円単位で全部報告しています。それが町長の部屋でしょうね、本来の。私はそう思っていますけれどね。

この件に関しては、町長「続けられる」とおっしゃったんで、ちょっとどうなるか注視したいと思っております。

それでは次の論点に移りたいと思います。

では、ちょっと今度は清流苑にしてみましよう。

清流苑でございます。先ほど町長が説明いただきましたように、責任者不在の今回条例案が出ております。可決されればそういうことになると思います。

責任者がいないということは、町長がトップであるということでございます。町長は、3年間はというふうな形でおっしゃいましたけれども、逆に言うと3年間は町長に責任が来ちゃうということでございます。

今回も約8,000万円の赤字ということで、4,000万円、この前議会から入れたばかりですよ。

そういうふうな状況で非常に厳しい運営を迫られることは必須でございます。

当初の3年間で町長は、清流苑の経営にどういう手腕を振るわれるのか、具体的な経営方針をおっしゃっていただけますでしょうか。

○議長（黒澤哲郎） 宮下町長。

○町長（宮下智博） お答えさせていただきます。

責任者不在ではなくて管理者の不在でございますのでお願いをいたします。

その中では、やはり今後、アフターコロナに向けて、今までの客層から少し変えた客層を呼ぶためにというような話が、清流苑の経営会議の中でもされておりますので、そちらできちんと議論をしていきたいと思っております。

○議長（黒澤哲郎） 加賀田議員。

○3番（加賀田 亮） まず、2つお聞きします。

管理者という言葉に非常にこだわっておられましたけれども、管理者の権限というのはほとんど経営者の権限に近いのではないのでしょうか。実際に事業を運営する責任者というふうに考えてもいいのではないのでしょうか。

何か管理者というと、いわゆる中間管理職のような形で、責任がないみたいな感じに聞こえますけれども、町長が言われる管理者というのは、実質の切り盛りをする責任者という考え方でよろしいのか、まずそれをお答えください。

○議長（黒澤哲郎） 宮下町長。

○町長（宮下智博） 以前にお示しをしたとおり、管理者というのは絶大な権限を持ったその公営企業会計法に基づく管理者でございますので、町長並みというか、清流苑において町長並みの権限を発生する管理者、それは法律上の言葉でございますので、管理者という表現を使わせていただきました。

○議長（黒澤哲郎） 加賀田議員。

○3番（加賀田 亮） そいじゃこの地方公営企業法ですか、これの第8条に書いてあるように、管理者を置かない場合は、管理者の権限は首長が行うと、明言されておりますので、実質町長が社長というふうな理解でいいと思いますが、言葉はそういう言葉を使うかもしれませんが、管理者という法令用語では管理者というふうな意味で捉えていただいで結構です。

今、先ほど町長が答弁なさったように、いろんなその審議会や理事会、そういったものに諮ってというふうなことを言いましたけれど、諮る内容を教えてください。どんなお考えをお持ちでどんなプランをお持ちなんでしょうか。

○議長（黒澤哲郎） 宮下町長。

○町長（宮下智博） お答えをさせていただきます。

以前の議論の中でもそういう話がございまして、やはり管理者非設置のままで行く。

それにあたっては、まずは公営企業会計全適用を早急にやるのがまず目的というところでございます。

その中では、経営の方針というところに触れておりませんし、すぐに移行したところで現状が変わるというわけではありませんので、今のままでは現段階では同様の経営方針でやっていかなければならないというところでございます。

ただ、先ほど申し上げたとおり、コロナによって環境が変わってまいりましたので、そこに対する経営方針というのはやはりきちんと詰めていく必要があるということで、今、この場でお示しする段階ではないんだと思っております。

○議長（黒澤哲郎） 加賀田議員。

○3番（加賀田 亮） 町長、おっしゃることはよくわかるんですけども、もう今回の条例案が通れば、あと4か月後の4月1日から、町長をトップとする清流苑という組織に変わるわけですね。そのときに当然、今のアフターコロナやコロナの継続ということもあるかもしれません。いろんな状況を踏まえて一手を打たないと、そんなゆっくりやっていたら当然スタートダッシュに間に合わないし、4月からゴールデンウイーク始まります。春になって季節がよくなります。夏休みに向けてというふうな意味で、いろんな意味でシーズンですよ。まさにオンシーズンですよ。そこに向けての具体的な戦略は何かないですか。

○議長（黒澤哲郎） 宮下町長。

○町長（宮下智博） お答えさせていただきます。

一番喫緊の課題としては、内部の体制づくりというのは、今、喫緊の問題でございます。公営企業会計移行後の組織体制というのは、それは変わるときでございますので、事務方と現場が混乱することのないようにフォローできる体制等、責任と仕事が分散できる体制づくりのために役場の正規職員を増員するかどうかということが、今、現場の声を聞いて経営会議の中でも審議しなければいけない一番喫緊の課題だと思っております。

○議長（黒澤哲郎） 加賀田議員。

○3番（加賀田 亮） それでは、まず町長は最初に着手するのは、人員体制というふうな理解でよろしいのでしょうか。

正規職員を増やしたり、責任の分担を明確にするというふうにおっしゃっていましたが、それでは今まで何かそういうところに対して問題があったという認識ですね、どのような問題があったのでしょうか。

○議長（黒澤哲郎） 宮下町長。

○町長（宮下智博） 今まで問題があったという話ではなく、今回、総支配人がいなくなるという
ことで、事務局長のようなものを置けないかという検討をしているのが、今の現状で
ございます。

○議長（黒澤哲郎） 加賀田議員。

○3番（加賀田 亮） 総支配人がいなくなるというのはどういうことでしょうか。ちょっと
よくわかりませんでした。

○議長（黒澤哲郎） 宮下町長。

○町長（宮下智博） お答えさせていただきます。

3月31日をもって退職をして、今度は監事兼コーディネーターというか、フォローの
ほうに回るという形でございます。

○議長（黒澤哲郎） 加賀田議員。

○3番（加賀田 亮） 総支配人の方は、私も存じておりますし、長く役場に勤められた方だ
と思いますけれども、その方が3月末でまだわりかし若い方だと思いますけれども、その
方が退職されるということですか。私、今回初めて聞きましたけれども、それはどうい
う状況でそうなったのか、差し支えない範囲でお示しいただきたい。一身上の都合なん
でしょうですけれども、差し支えない範囲で教えていただきたいのと、議会の報告はど
うするおつもりだったのか、それもちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（黒澤哲郎） 宮下町長。

○町長（宮下智博） まだ先の話でございますが、今後、経営会議の中でご報告をして、経営会
議の中でお話をした後、議会への報告のつもりでございます。また、一身上の都合とい
う形でご本人のことですので、私からそれ以上のお答えのしようがないです。

○議長（黒澤哲郎） 加賀田議員。

○3番（加賀田 亮） 答弁いただきました。

今日の一般質問をちょっと私なりに振り返らせていただきますと、中平議員、それか
ら川瀬議員、坂本議員、森谷議員の4名の方が特におっしゃっていたなというふうに思
いましたが、例えば自治会の問題にしろ、町長の公約にしろ、国土強靱化にしろ、行政評
価にしろ、いろんな意味で遅いよということを言っていらっしゃるように私は感しまし
た。もう2年半以上たっているのにこれといったはっきりとした成果がない。

答弁ではやりますやります、頑張っています、今、こういうことを取り組んでいます
ってというふうな答弁はしますけれども、具体的な数値が上がってこない。例えば2番、

今の一般質問された川瀬議員の5つの目標についてどうですかって聞いたときに私が聞いた限りでは、何一つ具体的なことは言わなかったなというふうに思っております。全ての5項目に関して全て抽象的な今の思いを言ってくださっただけです。

町長、今の思いは大切ですが、町長は首長ですので、もう結果出さないといけないと思うんですね。

で、そういう中で、清流苑にしろチャンネル・ユーにしろ、今言ったチャンネル・ユーの例えば選挙報道問題であったりとか、清流苑の経営の問題なんていうのは、もうずっと前から言われているんですよ、それで清流苑に関しても、チャンネル・ユーに関しても、実質的に町長がトップと。特に清流苑は、今回はっきりとトップということになりました。

そういうふうな中で、もうそろそろこの4月から結果を出していかなきゃいけないという中で、これから協議をする。平成4年度の春夏シーズンは、どんな形で、どんな戦略で客を集めるのか。また、具体的なプランも出せない。そういうふうな状況はどうかかなと思うんですけども、そういう時間的な危機感についてはどうお考えですか。

○議長（黒澤哲郎） 宮下町長。

○町長（宮下智博） お答えをさせていただきます。

やはり遅いというような指摘をいただくことも確かにございます。

少し訂正をさせていただきますが、先ほどの私5つの公約を挙げてその取組、そうやって言われることわかっておりましたので、全てに具体的な話を入れて答弁をさせていただきましたので、そこは確かに数字目標を元々挙げてないもんですから、数字の結果が出せてないというのは、私は聞かなければいけないところかなと思いますが、そこは修正をさせていただきます。

その中で、時間的な話でございます。やはり私がもう選挙に出た頃からずっと申し上げておりますが、変えなければいけないというのが私の目標でございます。それが今まで数字、物を作るとか、実際にいろんな方に苦言をいただく中で、「町長何でもいから建物を建ててくれ」というようなご意見もいただきます。確かに俺がやったぞというような見せ方をしたいなという気持ちは、やはり選挙通っておりますのでありますが、それをやってしまうとあと利用問題とか、残される問題というのは大変多くございますので、一つ一つ着実にえいやでやるのではなく、話を聞きながらやっていく。そのことについて遅いという指摘がいただくのは、これは私が受けなければいけないところだと思っております。

○議長（黒澤哲郎） 加賀田議員。

○3番（加賀田 亮） 町長、箱物にこだわって結果を出せとか、そういうことを決して言っているわけじゃありません。例えば自治会の問題、1番目に中平議員がご指摘したように、自治会の問題だってもう何十年も前から言われているんですよね、地元では。町長だっでご存じだと思います。地元自治会でいろんな問題が出ていたはずですよ。

そういったものに関して、こういうふうな形で着実に打開していっているというものが、いわゆるハード的なものじゃなくてソフト的なものでも、町が仕掛けて仕組みが変わっていけば、町民は評価しますよ。宮下町長のおかげで自治会が少しやりやすくなったとか、そういう声が出てくるはずですよ。なのに一向にそういうふうな話は、少なくとも私は聞こえてきませんし、問題はいつも繰り返して、これ以上進展するのかなという話をよく聞きます。

そういうふうな中で、町長が言われる「少しずつ着実にやっていく」とおっしゃいましたけれど、もうちょっとその着実というのの具体的なことを教えていただけますか。

○議長（黒澤哲郎） 宮下町長。

○町長（宮下智博） 何十年も前からある課題について着手をしているというのが、この2年と8か月程度の話でございますが、その中で着実というのがどういうことかということでございます。

机上の空論だけではなく、実際に住民の中に行って一緒に話を聞きながら議論を戦わせ合いながら進めていくというのが、着実という私の認識でございます。

○議長（黒澤哲郎） 加賀田議員。

○3番（加賀田 亮） 議論することが着実な歩みということという答弁だったというふうに理解させていただきました。これ以上はもういいかなというふうに思いました。

それではちょっと元に戻りますけれども、それでは町長がいわゆるその組織のトップとして、事業体のトップとして例えばチャンネル・ユー、例えば清流苑のトップとして、今、いろんなことをやんなきゃいけないというふうな状況。だけど、加えて今日4人の方々が質問されているように、着実な成果が見えないという状況、当たり前だと思います。私、町長ほど忙しい職業はないと思っています。体いくつあったって足りない。町長の仕事だけでも本当はいっぱいいっぱいになるはずなんですよ。

だけど、それに加えてチャンネル・ユーの社長もやんなきゃいけない。清流苑の経営者もやんなきゃいけない。どだい無理がある話だと私は思っています。両方できるスーパーマンなんていない。それに対して町長、どういうお考えでいらっしゃるんですか。

町長は、最初に「それは問題ない。チャンネル・ユーも清流苑も問題ない」っていうふうにおっしゃいました。いま一度どうですか。

○議長（黒澤哲郎） 宮下町長。

○町長（宮下智博） 大変ご心配をいただきありがとうございます。

確かに今までの歴代の町長も大変だったろうなどは感じております。そういうその問題がないと私が最初に申し上げましたのは、法的に問題がなかったりとか、運用上問題がないというお話はしております。

ただ、私の働き方、私にかかわらず、今後も松川町の町長が担う仕事としては、ちょっと過剰かなというのは、それは加賀田議員のおっしゃるとおりだと私も思っております。

○議長（黒澤哲郎） 加賀田議員。

○3番（加賀田 亮） 私もそう思います、過剰だと思っています、はっきり言って。どうされますか。チャンネル・ユーの社長を新しく民間から置きますか。清流苑ももうさっさと責任者決めて、例えば星野リゾートさんみたいな旅館を大改革するようなスーパー業者を頼ってでもいいかもしれませんけれど、そういうふうな形で仕事を割り振っていくとか、そういう方法もあるんじゃないかと思えますけれども、お考えは。

○議長（黒澤哲郎） 宮下町長。

○町長（宮下智博） そういう意味では、やはりそれぞれに社長なり管理者を置くってというのが、最後のゴールだと思っております。

その中では、やはり今、町長がやるということで、本来、経営者を雇うだけのお金というのが浮いた状態で回っているところもありますので、それぞれチャンネル・ユー、また清流苑の体力も踏まえながら管理者を置くという方向性に私が持っていったほうが、私自体は楽になりますので、そういう方針で行きたいなとは思っております。

ただ、今すぐにとというのは、正直、経営的に体力がないので、それは厳しいかなと思っております。

○議長（黒澤哲郎） 加賀田議員。

○3番（加賀田 亮） 町長、3年間、清流苑の様子を見るとおっしゃいましたけれど、町長の任期はあと1年と半年ぐらいなのかな。そういうふうな中だと思えます。ですので、町長の任期中にこんなものは白黒つけるべきだと思っておりますし、なきゃないでほかを削ってでもお金を捻出するなり何なり方策を考えないと、後々巨額な負債を抱え込みますよ、松川町が。それはみんな町民が負担するんですよ。

そう考えたら、人件費なんて僕はもう本当遙かに安いものだと思っておりますけれども

ね。その辺のリスクヘッジとか、そういったもの、いわゆるトレードオフを考えた上で、そういうご判断をされているのでしょうか。

それからチャンネル・ユーに関してです。

先ほども言ったように、チャンネル・ユーは、チャンネル・ユー自体はいろんな報道をしたいんだと思います。ただ、いわゆる選挙とか政治ということに関してものすごくナーバスになっています。これをうんと取り払って、もっともっと町民の皆さんに町政に身近になってもらう報道に町長の任期中に変えていくんだと、そういうお考えもございませうか。今の2点、お願いします。

○議長（黒澤哲郎） 宮下町長。

○町長（宮下智博） ありがとうございます。

確かに私の任期という中でやったほうが良いというご助言もいただきました。

リスクヘッジということでは、私自身の人生のリスクヘッジも考えると、早めに例えば生え抜きの社員とかそういう方に動かしたほうが良いなという気持ちは今も当然ありますので、そこは引き続き理事会や経営会議でもきちんと問いながらやっていくのが、やはり公共性の強い企業のあり方かなと思っておりますので、そこに向けて検討を重ねていく必要があるなと私も感じております。

また、チャンネル・ユーに関しましては、やっぱりいろんな報道をしたいということは、私としても少し投げかけてみる必要があるかなと思っております。

先ほど申し上げたとおり、理事会の中で投げかけて、放送審議会という外部機関にきちんと働きかける形になりますので、そういう動きをする必要があるかなと思っております。

○議長（黒澤哲郎） 加賀田議員。

○3番（加賀田 亮） その今回は、清流苑とチャンネル・ユーをずっと題材にして話をさせていただきましたけれども、最後は町長のリーダーシップだと思うんですよ。これも森谷議員が一般質問、先ほどおっしゃっていましたが、協議会に諮るのも結構だし、いろんな人の意見を聞くのも結構だけれど、もう町長というのはこの2年間の間にそれ済ませておいて、もうそろそろ決断する時期なんですよ。そこへリーダーシップ発揮して、自分は選挙で選ばれた首長としてこうしたいということを投げかけていく。反対者に対しては、粘り強く説明責任を全うして、なんとか理解してもらおう。もうそういうフェーズだと思うんですよ。2年半以上たったところで誰かに相談する、協議会に諮るっていつている場合じゃないと思うんですよ。その辺のスピード感について、いま一度

教えていただけますか。

町長、後任期1年半ぐらいだと思いますので、1年半の間にチャンネル・ユー、それから清流苑の責任者、どう目処をつけるつもりですか。

○議長（黒澤哲郎） 宮下町長。

○町長（宮下智博） お答えさせていただきます。

リーダーシップのこともございますが、先ほどから加賀田議員もおっしゃっているとおり、何十年もの問題に確実に道をつけていくというところがございますので、当然大きなハレーションがございます。そこも加味しながら提案していくのが、きちんと融和をした町内の調整をとりながら変えていくというのが私の仕事でございますので、それは当然あと1年半でやりますと言いたいところではございますが、なるべく早くという表現にとどめているのは、やはり今まで先人の皆様が背負ってきた思いを否定するわけにはいかないというところもございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（黒澤哲郎） 加賀田議員。

○3番（加賀田 亮） 町長のご答弁いただきました。

もうこれで私の一般質問、もう最後のタームだと思いますけれども。

町長、あのですね、町長になる前にそういうことは済ませておくべきだと私は思います。10年前からこういう地域にこういう問題は抱えている。いわゆるちょっとやっぱ住みづらさを感じると。それをなんとかしたいという思いの中で町長になられたんだと思いますし、そういう問題意識とデータと裏付けがあって、それで町長になられて、それでも最初にいきなり大改革をするのはいろいろ軋轢を生みます。そのとおり。

ですので、議会だって1年2年は見守るわけです。その中で着実にやっているかなとこのを見ているわけです。でも、もうその時間は終わりかなと思います。

何かこうリーダーシップを発揮されずにいまだ調査をする、調査をしている段階だ。そういうふうな形になるとどうなのかって議会が不安になりますね。町長にはそういうお考えだというふうなことでございますので、引き続き私どもも注視していきたいと思っております。

答弁は結構でございます。

以上で私の一般質問を閉じさせていただきます。

○議長（黒澤哲郎） 通告のありました一般質問は、以上であります。

散 会

○議長（黒澤哲郎） 以上をもって、本日の日程は全部終了をいたしました。

これにて散会といたします。

なお、定例会の再開は、17日午後3時から行います。

ご出席をお願いいたします。

午後3時43分 散 会

令和3年 松川町議会 第4回定例会
(第 15 日 目)

令和3年第4回松川町議会定例会会議録 (第 15 日 目)

令和3年12月17日（金曜日）

午後3時00分 開議

開議宣告

議事日程の報告

日 程

- 第 1 議案第 1 号 松川町信州まつかわ温泉清流苑事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することを定める条例の制定について
- 第 2 議案第 2 号 松川町信州まつかわ温泉清流苑事業の設置等に関する条例の制定について
- 第 3 議案第 3 号 松川町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第 4 号 松川町保養宿泊施設設置条例の全部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第 5 号 松川町使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第 6 号 松川町信州まつかわ温泉清流苑事業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について
- 第 7 議案第 7 号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第 8 号 松川町信州まつかわ温泉清流苑事業の利益及び資本剰余金の処分に関する条例の制定について
- 第 9 議案第 9 号 令和3年度松川町一般会計補正予算（第4回）について
- 第10 議案第10号 令和3年度松川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）について
- 第11 議案第11号 令和3年度松川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について
- 第12 議案第12号 令和3年度松川町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）について

- 第13 議案第13号 令和3年度松川町水道事業会計補正予算（第2回）について
第14 議案第14号 令和3年度松川町下水道事業会計補正予算（第2回）について
第15 議案第16号 令和3年度松川町一般会計補正予算（第5回）について
第16 議案第17号 令和2年度学校施設環境改善交付金事業 松川中学校トイレ改修工
事の変更契約について

第17 請願・陳情の審査

陳情 2 消費税の適格請求書（インボイス）等保存方式導入の中止を求める
陳情

陳情 3 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の
一部改正を国へ求める意見書の提出についての陳情

- 第18 発議第4号 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の
改正を求める意見書について

第19 継続審査・調査について

第20 町長あいさつ

閉会宣告

出席議員 13名

(別表のとおり)

欠席議員 0名

地方自治法第121条の規定により説明のために会議に出席した者の職・氏名

(別表のとおり)

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

(別表のとおり)

開議宣告

○議長（黒澤哲郎） 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第4回松川町議会定例会を再開いたします。

議事日程の報告

○議長（黒澤哲郎） 議事日程の報告であります。日程につきましてはお手元に配布のとおりであります。

本日の会議に説明者として理事者、各課長、局長の出席を求めています。

株式会社チャンネル・ユーの有線テレビ生中継の許可をしてあります。

日 程

=== 日程第1 議案審議 ===

- ◇ 議案第1号 松川町信州まつかわ温泉清流苑事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することを定める条例の制定について
- ◇ 議案第2号 松川町信州まつかわ温泉清流苑事業の設置等に関する条例の制定について
- ◇ 議案第3号 松川町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- ◇ 議案第4号 松川町保養宿泊施設設置条例の全部を改正する条例の制定について
- ◇ 議案第5号 松川町使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- ◇ 議案第6号 松川町信州まつかわ温泉清流苑事業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について
- ◇ 議案第7号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ◇ 議案第8号 松川町信州まつかわ温泉清流苑事業の利益及び資本剰余金の処分に関する条例の制定について

○議長（黒澤哲郎） それでは日程第1、議案第1号、松川町信州まつかわ温泉清流苑事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することを定める条例の制定について、日程第2、議案第2号、松川町信州まつかわ温泉清流苑事業の設置等に関する条例の制定について、日程第3、議案第3号、松川町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、日程第4、議案第4号、松川町保養宿泊施設設置条例の全部を改正する条例の制定について、日程第5、議案第5号、松川町使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定につい

て、日程第6、議案第6号、松川町信州まつかわ温泉清流苑事業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について、日程第7、議案第7号、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第8、議案第8号、松川町信州まつかわ温泉清流苑事業の利益及び資本剰余金の処分に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第1号から議案第8号につきましては、審査を総務産業建設常任委員会に付託してあります。その結果の報告をお願いいたします。

中平文夫総務産業建設委員長。

○総務産業建設常任委員長（中平文夫） それでは、総務産業建設常任委員会の報告をいたします。

本定例会において、総務産業建設常任委員会に審査を付託されました清流苑事業に公営企業法を適用することに関する条例関連として、松川町信州まつかわ温泉清流苑事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することを定める条例の制定について、松川町信州まつかわ温泉清流苑事業の設置等に関する条例の制定について、松川町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、松川町保養宿泊施設設置条例の全部を改正する条例の制定について、松川町使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、松川町信州まつかわ温泉清流苑事業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、松川町信州まつかわ温泉清流苑事業の利益及び資本剰余金の処分に関する条例の制定についてについて、去る12月8日に委員会を開催し、理事者、関係課長、課長補佐、係長の出席を求め、慎重に審査を行いました。

担当課より、「今回は、現在の清流苑で行っている状況をそのまま公営企業会計へ移行させて適用する」との説明がありました。

主な審査の内容と結果を報告いたします。

「公営企業法に全部適用することは、企業会計と違う会計方法が変わる。今、世間一般に言われているメリットがしっかり生かせるよう、取組は経営会議等でしっかり議論をしていただきたいが」との質問がありました。「公営企業会計を導入することにより経営の状況を明らかにし、特に損益の部分、また資産の部分の状況を明らかにして、今後の経営に生かしていく。現在も10月から新しいシステムを取組、いろんな情報を入れている。今、言われているように、経営感覚を持ち、経営会議等に諮りながら今後やっていく」との答弁でした。

「会計年度任用職員制度が始まったことで、職員の皆さんの待遇、経営的には持っている財産等がはっきりして、企業会計に移ることは良いことと思う。管理者を置かないと町長が管理者となり、今でも忙しい。管理者がいたほうが清流苑職員にとっても安心できると思うが」との質問がありました。「清流苑が大変黒字で良い経営をしていたおかげで、町としても本来、住民の福利厚生に対し、町の予算でやらなければいけないところを清流苑にお願いしたところが整理できていなかった。そこらをきちんと整理した上で、管理者を置くことが必要であると思う。清流苑は、住民の皆さんにとってどういうところか。合意形成をしっかりと管理者を置くプロセスを踏みたいというところで、今回はまず現状に即した形で法律にのっとった運営状況にした」との答弁でした。

議員間討議を行い、再質問はありませんでした。

清流苑事業に公営企業法を適用することに関する条例関係の審査の採択を行いました。

松川町信州まつかわ温泉清流苑事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することを定める条例の制定について、松川町信州まつかわ温泉清流苑事業の設置等に関する条例の制定について、松川町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、松川町保養宿泊施設設置条例の一部を改正する条例の制定について、松川町使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、松川町信州まつかわ温泉清流苑事業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、松川町信州まつかわ温泉清流苑事業の利益及び資本剰余金の処分に関する条例の制定について、採決の結果、全員賛成で、当委員会としては原案どおり認めることが妥当と決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（黒澤哲郎） 報告を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（黒澤哲郎） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。討論はありませんか。

加賀田議員。

○3番（加賀田 亮） 議案第2号、松川町信州まつかわ温泉清流苑事業の設置等に関する条例の制定について、反対の立場で討論させていただきます。

反対の理由は、主に以下の2つでございます。

条例の第3条に、今回は管理者を置かないこととするということになっております。

地方公営企業法の8条の2の規定によりますと、管理者を置かない場合は、そのトップは町長であるというふうに明言されております。

私は、町長にその十分な覚悟と能力があるのであれば、問題ないというふうに思っておりますが、先の一般質問でも町長のお考えをお聞きいたしました。すぐに何か事業を着手するというわけではなく、3年間の猶予を持ってなど、非常にのんびりしたようなことを言っているなというふうな私は印象を受けました。

清流苑に関しましては、非常に今、喫緊の状態であると思っております。そんなのんびりと協議協議、相談相談、議論議論というやっている場合はないと思っております。リーダーシップこそ、今こそ清流苑に求められていることだというふうに思っております。それが1点目の理由であります。

2点目は、現支配人のことでございます。

非常に優秀で頑張っていたというふうに私は思っております。その方が年度末でお辞めになるということをおととい初めて聞きました。そんな重要な事態を前提にして、本来こういう話はすべきなのに、その事態を意図的に隠したとは私は言いませんけれども、ある意味、我々は知らされないままこの条例の制定の審議をさせられました。管理者がなんとか引き当てができる、あてがあるということであれば、こういう形でもいいのかと思いますけれども、その大事な支配人が4月でいなくなる。4月1日から管理者は町長になる。町長に清流苑の今後の経営プランを聞いたら特に明言はされませんでした。せめてコロナが落ち着いた状態、コロナが少しまた復活してきて警戒しなきゃいけない状態の2パターンぐらいの経営方針はしっかりと説明できるものと私は思っておりましたが、それもありません。

ここは、財源をなんとか確保しても管理者を置くべきだと思いますし、その財源がないということもおっしゃっていましたが、私は一番高額報酬をもらっている方が自分の責任において給与を返納するというのを、先の定例会でお聞きしましたので、そういう手段で財源は確保できるのになと個人的には思っております。

以上、諸々申しましてこの第2号議案には私は反対いたします。

○議長（黒澤哲郎） ほかに討論ございませんか。

米山郁子議員。

○4番（米山郁子） 私は、議案第6号、松川町信州まつかわ温泉清流苑事業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について、反対をいたします。

総務産業建設委員会へ付託された案件でしっかり協議していただいたとは思いますが

れども、一般企業職員さんと契約企業職員さんとのこれは手当ての部分におきまして、大きな隔たりがあると考えます。

ぜひ、再考を要望いたしまして、今回の条例に関しては反対とさせていただきます。

○議長（黒澤哲郎） ほかに討論ございますか。

森谷議員。

○10番（森谷岩夫） 私は、賛成の立場で討論をさせていただきます。

清流苑の職員の皆さんとそれからこの本庁で働いておる皆さん、同じ松川町の職員といっても大きな違いがあると。そのことで今、米山議員が発言がありましたが、どっちにしても職員の仕事をする形態、それによってなかなか同じにすることは難しいと。同じ1つの法律の中で始末ができんと、そういうようなことで、任用職員制度が始まってからは、やはり公営企業会計へ移動するほうがいいと、動くほうがいいと、そういうことで私も賛成をしてきましたので、そのことはいいと思っておりますが、加賀田議員が今、話にありましたように、ずっと経営を一生懸命やってきた総支配人がよされると、そういうお話をお聞きしました。

で、個人的なことで恐縮であります、まだ彼はもう10年ぐらいは今、50歳ぐらいいはないかというふうに思うけれども、そういう中でこれからというときに、しかもその公営企業に移る大事なときに総支配人をよすと、こういうことでありますから、私は非常時だというふうに思っておりますが、実質経営をしてきたのは先代の坂井さん、それから幾人かおりましたけれど、今回の総支配人、その2人によることが大きかったというふうに思っておりますので非常に残念に思います。

で、基本的な原因はやっぱりその清流苑というところは外でありますので、その内部の職員から見ると人ごとという観点はいけません、自分のところではないという感じが非常に多かったのではないかというふうに思います。

そういう面からやっぱりあそこをきちっと管理して、職員の希望も聞いて、維持していくということは非常に大変なことで、それを町長が一人で全部できるとは到底思えん。前々からそれ申し上げておりますけれども、思えんと思えます。

しかしながら、今回、こういう事態でありますので、働いておる皆さんのやっぱり待遇やいろいろもあるんで、この条例にも全部は賛成できんけれども、当面はやっぱり早くきちっと身分を確かなものにするということは大事でありますので、今回は賛成をいたします。

ただ、お願いをしたいのは、町長は非常に忙しいけれども、管理者を置かんという結

論を出したんだから、それなりのことをしてもらわんと困ると。あそこもいつも気を配っていただいて、ぜひお願いしたいと。

で、今おる皆様を昇格させるような人事ではとてもやっていけれんと私は思っておりますので、これからどんな人事が出てくるか期待をしておりますけれども、職員はやっぱり管理者の動きを見て働くということが多いと思いますんで、町長がそれなりの行動をとらんと清流苑がやっていけるかどうかわからなくなっちゃうという危惧を私は非常にしております。

町民の皆様に本当愛されておる施設なんで、ぜひ全力を持ってお願いをしたいと思っております。

以上申し上げたけれども、議案には賛成をしたいと思っております。

○議長（黒澤哲郎） ほかに討論ございますか。

間瀬議員。

○12番（間瀬重男） 私は、賛成の立場で意見を申し上げたいと思っております。

清流苑は、今まで町の保養宿泊事業特別会計の面で運営をしてまいりましたけれども、今まで懸案の事項で公営企業に移行をするという形で何年も議論をされてきたと思っております。このたび今回、このような形で公営企業に移管するという条例が出てきたわけでございます。

清流苑のやはり今後の発展とそれからやはり町の特別なああいいう観光、施設であり、また全国展開もしておるわけでありまして、今後、さらなる発展のためにはこの条例を制定して、前に進んでいくことが大変重要かと思われまます。

いろんな課題はあるかと思っておりますけれども、それを乗り越えて今後ますます発展をしていくことを願い、賛成の討論といたします。

○議長（黒澤哲郎） ほかに討論ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（黒澤哲郎） 討論なしと認めます。

ただいま第2号議案と第6号議案について、反対討論がございましたので、第1号議案より順次採決を行います。

議案第1号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立12名）

○議長（黒澤哲郎） 全員賛成でございます。

よって、議案第1号、松川町信州まつかわ温泉清流苑事業に地方公営企業法の規定の

全部を適用することを定める条例の制定については、可決されました。

続きまして議案第2号について採決を行います。

原案に賛成の方の起立を求めます。

(起立10名)

○議長(黒澤哲郎) 賛成多数であります。

よって、議案第2号、松川町信州まつかわ温泉清流苑事業の設置等に関する条例の制定については、可決されました。

続きまして議案第3号について、採決を行います。

議案第3号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

(起立12名)

○議長(黒澤哲郎) 全員賛成でございます。

よって、議案第3号、松川町特別会計条例の一部を改正する条例の制定については、可決されました。

続きまして議案第4号について、採決を行います。

議案第4号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

(起立12名)

○議長(黒澤哲郎) 全員賛成であります。

よって、議案第4号、松川町保養宿泊施設設置条例の全部を改正する条例の制定については、可決されました。

続いて議案第5号について、採決を行います。

議案第5号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

(起立12名)

○議長(黒澤哲郎) 全員賛成でございます。

よって、議案第5号、松川町使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、可決されました。

続きまして議案第6号について、採決を行います。

議案第6号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

(起立10名)

○議長(黒澤哲郎) 賛成多数であります。

よって、議案第6号、松川町信州まつかわ温泉清流苑事業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定については、可決されました。

続きまして議案第7号について、採決を行います。

議案第7号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

(起立12名)

○議長(黒澤哲郎) 全員賛成でございます。

よって、議案第7号、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、可決されました。

続きまして議案第8号について、採決を行います。

議案第8号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

(起立12名)

○議長(黒澤哲郎) 全員賛成でございます。

よって、議案第8号、松川町信州まつかわ温泉清流苑事業の利益及び資本剰余金の処分に関する条例の制定については、可決されました。

◇ 議案第9号 令和3年度松川町一般会計補正予算(第4回)について

◇ 議案第10号 令和3年度松川町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3回)について

◇ 議案第11号 令和3年度松川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)について

◇ 議案第12号 令和3年度松川町介護保険事業特別会計補正予算(第2回)について

◇ 議案第13号 令和3年度松川町水道事業会計補正予算(第2回)について

◇ 議案第14号 令和3年度松川町下水道事業会計補正予算(第2回)について

○議長(黒澤哲郎) それでは続きまして日程第9、議案第9号、令和3年度松川町一般会計補正予算(第4回)について、日程第10、議案第10号、令和3年度松川町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3回)について、日程第11、議案第11号、令和3年度松川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)について、日程第12、議案第12号、令和3年度松川町介護保険事業特別会計補正予算(第2回)について、日程第13、議案第13号、令和3年度松川町水道事業会計補正予算(第2回)について、日程第14、議案第14号、令和3年度松川町下水道事業会計補正予算(第2回)について、議案第9号から第14号につきましては、審査を各常任委員会に付託してあります。その結果を順次報告をお願いいたします。

初めに総務産業建設常任委員会の報告を中平文夫委員長、お願いいたします。

○総務産業建設常任委員長(中平文夫) それでは報告いたします。

総務産業建設常任委員会の報告をいたします。

本定例会において、総務産業建設常任委員会に審査を付託されました令和3年度松川町一般会計補正予算（第4回）について、令和3年度松川町水道事業会計補正予算（第2回）について、令和3年度松川町下水道事業会計補正予算（第2回）について、去る12月8日に委員会を開催し、理事者、関係課長、課長補佐、係長の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

主な審査の内容と結果を報告いたします。

審査にあたり追加資料及び委員会より求めた追加資料を含めて説明が行われ、審査を行いました。

本日、社会常任委員会の皆さんには、お手元のほうにその追加資料は配付させていただいておりますので、御覧いただければと思っております。

それでは、一般会計補正予算について。

ふるさと応援寄附金増3,000万円について、昨年に比べて増額補正の要因、特徴、新たに寄附してくださる方への広報の方法について質問がありました。

「要因は、全国的には巣ごもり需要、松川町での要因として、返礼品の数を増やし、現在250種類。果物に関してもブドウの取り扱いの提供ができるようになった。広報は、メルマガの配信等々も定期的に行い、新規の開拓は専用のポータルサイトから入ってくるお客様が多く、他の自治会との差別化を図り、特徴ある見せ方をしている」との答弁でした。

総務費委託料住民意識調査業務を60万円について、これは複数の質疑がありました。「予算計上の段階で仕様書等具体的に示されていない。議会は、税金の無駄遣いにならないよう判断していかななくてはいけない」調査をやりたいだけで、提出されているというのは非常にアバウトであり、これで予算審査でオーケーを出した理由について質問がありました。

「今回、行政が作るアンケートではなく、委託料として計上し、アンケートについても実効的に効果を上げていきたいと考える。年度内ということをはっきりお示しできなかったということは反省するところと思っています。とにかく早く取り組みたいという思いです」との答弁でした。

「行政の行うアンケートは、ほとんど役に立っていないと思う。今回、例えば定住対策ということに対して考えるなら、新しく来てくださった人やグループなり集会なりそういう中でも聞いたほうが早いと思うが」との質問がありました。「松川に移住してこられた方にきちんと聞いたほうが良いというのは同意見です。今回は、又聞きするよりア

ンケートという形をとらせていただきたい」との答弁でした。

商工費観光費観光活性化事業補助金 60 万円の計上について、これも複数の質疑がありました。「政教分離についての町の考えは十分理解できる。これにできこれに反対するわけではないが、補助金等交付規定規則に基づき申請となっている。規則に基づいて、申請して問題はありませんよという手続きを踏むことが大事と思うが」との質問がありました。「申請はまだされていない。今は9月の段階で、上片桐区長・名子区長がそれぞれ補助金要請書という形で出てきている。予算可決後に申請書の提出となり、交付規則にのっとり決定する」との答弁でした。

下水道事業会計補正予算について、収益的支出処理場費破砕機修理 88 万円について。「破砕機の今回の修理は、今までなかったのか。これによって耐用年数があとどのくらいあるか」との質問がありました。「破砕機の耐用年数は15年間であり、平成27年で償却済みの機械となっている。今回、修理することにより、公共下水処理場との統合するまでの間、使用したいと考える。切削歯は、金属製の刃物で消耗品になる」との答弁でした。

水道事業会計補正予算については、質問がありませんでした。

議員間討議を行い、再質問はありませんでした。

採決を行いました。

令和3年度松川町一般会計補正予算（第4回）、令和3年度松川町水道事業会計補正予算（第2回）、令和3年度松川町下水道事業会計補正予算（第2回）については、採決の結果、全員賛成で当委員会としては原案どおり認めることが妥当と決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（黒澤哲郎） 次に、社会文教常任委員会の報告をお願いします。

川瀬八十治委員長。

○社会文教常任委員長（川瀬八十治） それでは、社会文教常任委員会の報告をいたします。

本定例会において、社会文教常任委員会に審査を付託されました令和3年度松川町一般会計補正予算（第4回）、令和3年度松川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）、令和3年度松川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）、令和3年度松川町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）について、去る12月6日に委員会を開催し、理事者、関係課長、課長補佐、係長の出席を求め、慎重に審査をいたしました。主な審査の内容と結果を報告いたします。

初めに一般会計補正予算からであります。

「中学校管理費の部活動指導員増 48 万円についてと、先生方に対して具体的な効果はあったのか」との質問がありました。「昨年までは、剣道、卓球、女子バスケであったが、新たに男子バスケ、サッカーの部活も 10 月から増えて、5 人の部活動指導員となった。また、先生方の負担軽減にもつながっている」との答弁がありました。

「保育所費の保育委託料増 80 万円について説明を」との質問がありました。「保護者の方が町外へ勤務されていて、町外へ保育をお願いしていることから委託料の増である。12 月から入園される方が対象となっている」との答弁がありました。

「予防費の新型コロナワクチン接種委託料 2,357 万 4 千円は、どのような内容なのか」との質問がありました。「医師が接種をするときにかかる費用で、医師会へ委託するものであり、第 3 回目に必要な諸経費は 11 月の臨時会で承認されている」との答弁がありました。

「社会福祉総務費の社会福祉センター施設管理費で、玄関ドア修繕 67 万 8 千円はどのような内容なのか」との質問がありました。「玄関ドアは、内側と外側 2 か所あり、22 年を経過していて非常に危険性が伴うことから、安全装置等の取り替えが必要である」との答弁がありました。

「高齢者福祉費の地域福祉医療介護総合確保基金事業の補助金額補助金減 906 万 5 千円についてはどのような内容なのか」との質問がありました。「日赤の介護医療費に関して補助対象の工事改修費が減ったことによる減額補正となった」との答弁がありました。

「子育て支援センター費で、保育サポート業務 36 万 3 千円についてと周知の方法はどのようにするのか」との質問がありました。「保育サポート券は、1 回 600 円の 4 回分であり、151 名が対象となっている。保育サポート業務の内容については、保育園、入園説明会などで保護者の皆さんにご紹介している。また、南信州と中日新聞で養成講座について掲載させていただいた」との答弁がありました。

次に、特別会計補正予算についてであります。

国民健康保険事業、後期高齢者医療、介護保険事業の特別会計においては、質問はありませんでした。

審査を終結して議員間討議を行い、後に採決を行いました。

採決の結果、令和 3 年度松川町一般会計補正予算（第 4 回）、令和 3 年度松川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 回）、令和 3 年度松川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）、令和 3 年度松川町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 回）について、全員が賛成でありました。

当委員会に付託された議案は、原案のとおり認めることが妥当と決しましたので報告いたします。

また、現場調査でありますけれども、現在、町内3校においてトイレの改修工事を行っております。一部完成した箇所がある北小学校を視察しました。男女のトイレとも清潔感や快適感がありました。

次に、子育て支援センター「おひさま」の新調された巧技台を視察しました。新しくなり、お子さんたちが楽しく遊べることと思います。

途中ではありますが、上片桐の清北にある教員住宅も視察をしてみました。

以上、報告を終わります。

○議長（黒澤哲郎） 報告を終わります。

これより各常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（黒澤哲郎） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。討論はありませんか。

加賀田議員。

○3番（加賀田 亮） 私は、賛成の立場で討論させていただきますが、次の点を強く要望を申し上げます。

商工費の観光費であります観光活性化事業補助金ですか、要は御柱の寄附、補助金ということでございます。

今、ただいま、委員長の説明がありましたけれども、町の交付規則というのは、いわゆる事務的にこういう手続きをなささいというものを定めたものであって、この交付金がこの事業に対して適切かどうかを決めるものではないですよ。ですので、こういったものを理由にするのではなく、町があくまでこれは商工費の観光費で出すんですから、あくまで観光の目的で、観光の費用として出す。お客さんはたくさん来ていただいて、町に経済効果をもたらすというふうな説明を自信を持ってやってほしい。

で、しかも、それをきちっとチャンネル・ユーでも広報でも構いませんので、きちんと説明していただくことを望みます。

宗教というのは、非常にナーバスな問題でありますので、例えば少数宗教の方々、キリスト教や仏教系の分派の方々もたくさんいらっしゃいます。町には。そういう方々に対しての配慮というのは、町長のSDGsのバッチをつけているからわかりますよね。

ですので、御柱が町の文化に役立っているとかそういう思想的なものには必ず結びつ

けないようにお願いします。それはその宗教を認め、ほかの宗教を排外するように受け取る人もいますので、あくまでこの寄附は観光なんだと。観光ですよ、イベントですよと、それを盛り上げるために町は金出すんですよという論理に終始すべきだと思います。

先日の建産委員会のテレビを見させていただきましたが、課長からももう少しその辺に関して突っ込んだご意見がほしかったなと思いますので、その点を強く要望しながら賛成したいと思います。

○議長（黒澤哲郎） ほかに討論ございますか。

米山義盛議員。

○2番（米山義盛） 私も今回の補正、一般会計予算も含めて、特別会計予算も含めて賛成という立場で発言させていただきます。

ただ、もう1点一つ要望ということですが、灯油関係が非常に値上がりしているという昨今の中で、ほかの自治体でも灯油に対する補助金が出ています。そういったことも今後できればできるようなことを要望として述べさせてもらって賛成といたしますのでよろしくをお願いします。

以上です。

○議長（黒澤哲郎） ほかに討論ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（黒澤哲郎） 要望事項は控えていただきたいと思いますけれども、よろしく願いをいたします。

それではほかに討論ございませんね。

討論なしと認めます。

反対討論がありませんでしたので、議案第9号から議案第14号について、一括して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（黒澤哲郎） 異議なしと認めます。

それでは、議案第9号から議案第14号について採決を行います。

議案第9号から議案第14号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立12名）

○議長（黒澤哲郎） 全員賛成であります。

よって、議案第9号、令和3年度松川町一般会計補正予算（第4回）について、議案第10号、令和3年度松川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）について、議案

第 11 号、令和 3 年度松川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）について、議案第 12 号、令和 3 年度松川町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 回）について、議案第 13 号、令和 3 年度松川町水道事業会計補正予算（第 2 回）について、議案第 14 号、令和 3 年度松川町下水道事業会計補正予算（第 2 回）については、原案のとおり可決しました。

◇ 議案第 16 号 令和 3 年度松川町一般会計補正予算（第 5 回）について

○議長（黒澤哲郎） 続まして日程第 15、議案第 16 号、令和 3 年度松川町一般会計補正予算（第 5 回）についてを議題といたします。

説明を求めます。

岡田副町長。

○副町長（岡田憲輔） 議案第 16 号をお願いいたします。

＝ 議案第 16 号朗読・説明 ＝

○議長（黒澤哲郎） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（黒澤哲郎） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。討論はございませんか。

森谷議員。

○10番（森谷岩夫） 新聞紙上でもいろいろ言われておりますけれども、今回、町の措置は非常に迅速で良かったと、そんなふうに評価をしたいと思います。

給付については、貯金されてしまうというような問題ももちろんありますけれども、暮れを控えてお金のいる人もたくさんおると思うんで、一括で 10 万円給付されるということが非常にいいことだというふうに思います。賛成をいたします。

○議長（黒澤哲郎） ほかに討論ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（黒澤哲郎） 討論なしと認めます。

それでは採決を行います。

議案第 16 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立 12 名）

○議長（黒澤哲郎） 全員賛成であります。

よって、議案第 16 号、令和 3 年度松川町一般会計補正予算（第 5 回）については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第 17 号 令和 2 年度学校施設環境改善交付金事業松川中学校トイレ改修工事の変更契約について

○議長（黒澤哲郎） 続きまして日程第 16、議案第 17 号、令和 2 年度学校施設環境改善交付金事業松川中学校トイレ改修工事の変更契約についてを議題といたします。

説明を求めます。

米山総務課長。

○総務課長（米山政則） それではお願いいたします。

＝ 議案第 17 号朗読・説明 ＝

○議長（黒澤哲郎） 説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

○議長（黒澤哲郎） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

○議長（黒澤哲郎） 討論なしと認めます。

ここで採決を行います。

議案第 17 号について、賛成される方の起立を求めます。

（起立 12 名）

○議長（黒澤哲郎） 全員賛成であります。

よって、議案第 17 号、令和 2 年度学校施設環境改善交付金事業松川中学校トイレ改修工事の変更契約については、原案のとおり可決されました

=== 日程第 17 請願・陳情の審査 ===

○議長（黒澤哲郎） 日程第 17、陳情の審査を議題といたします。

最初に継続審査となっておりました陳情 2、消費税の適格請求書（インボイス）等保存方式導入の中止を求める陳情についてを議題といたします。

陳情2につきましては、社会文教常任委員会に審査を付託してあります。審査の結果について報告をお願いします。

川瀬八十治社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（川瀬八十治） それでは、陳情の審査と結果について報告を申し上げます。

令和3年第3回松川町議会定例会において社会文教常任委員会に審査を付託され、継続審査となっていた陳情2、消費税の適格請求書（インボイス）等保存方式導入の中止を求める陳情について、去る10月18日に委員会を開催しました。

陳情審査の前に講師をお願いして、学習会を行い、その後、慎重に審査を行いました。審査の経過と結果を報告いたします。

陳情に対しての主な反対意見としまして、「免税事業者（益税）をなくし、税の公平性においてインボイスの導入をするべきである」「消費税は財源として必要であり、適正な課税を確保するためにもインボイスを進めていくことは必要である」などの意見がありました。

採決の結果、陳情に全員の方、反対でありました。

当委員会は、消費税の適格請求書（インボイス）等保存方式導入の中止を求める陳情については、不採択とさせていただきます。

以上であります。

○議長（黒澤哲郎） 陳情2についての報告を終わります。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（黒澤哲郎） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。討論はありませんか。

米山義盛議員。

○2番（米山義盛） 今、社会文教常任委員長より継続審査の結果について報告がありました。

委員全員の反対で不採択という決定ということで受け止めました。

このインボイス、消費税が今、10%になって2年以上たちますかね。導入の際にインボイス制度については、導入については来年の10月から、登録が今年の10月から始まっています、既に。来年の10月までということで、登録が進められてきているものです。

今回、陳情された中小業者の団体、それから中小事業者にとどまらずシルバー人材センターという事業所においても、このインボイス制度については、ぜひやめてほしいと

いうふうな意見を伺っています。

と、いいますのは、確かにこの 1,000 万円以下の免税事業者、中小企業で消費税の納付について非常に複雑な事務を負うというところ辺を考慮して免税事業者が策定されてきています。それでインボイス制度が導入されますと、そのインボイス制度についての事務手続き及び業者間によってインボイスを求められたら登録してないとお客さんが来てもらえないという、そういった不安とか差別が事業者に対して生じる可能性があります。

大きな企業や大企業というばかりでなくて、身近な地元の地域の中小事業者を保護、守っていくためにも、インボイス制度については反対をしていくという意見書を求めていくことが、地方の経済を守っていく上でも非常に重要なことだと思いますので、そういった点を考慮して、今回の委員長提案の不採択については反対の討論をさせていただきます。

○議長（黒澤哲郎） ほかに討論ございますか。

（「なし」との声あり）

○議長（黒澤哲郎） 討論なしと認めます。

それでは採決を行います。

陳情 2、消費税の適格請求書（インボイス）等保存方式導入の中止を求める陳情について、社会文教常任委員長の報告は不採択でありました。

したがって、陳情書について採決を行います。

陳情 2、消費税の適格請求書（インボイス）等保存方式導入の中止を求める陳情について、陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（起立 2 名）

○議長（黒澤哲郎） 賛成少数であります。

よって、陳情 2、消費税の適格請求書（インボイス）等保存方式導入の中止を求める陳情については、不採択と決定いたしました。

続いて陳情 3、障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の一部改正を国へ求める意見書の提出についての陳情を議題といたします。

陳情 3 につきましても、社会文教常任委員会に付託をしてあります。

審査の結果について、報告をお願いいたします。

川瀬八十治社会文教委員長。

○社会文教常任委員長（川瀬八十治） それでは、陳情の審査と結果について。

令和3年第4回松川町議会定例会において、社会文教常任委員会に審査を付託されました陳情3、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の一部改正を国に求める意見書の提出についての陳情について、12月6日開催の委員会において、慎重に審査をいたしました。審査の経過と結果を報告いたします。

陳情に対しての賛成意見として、「病院内で障がい者や子どもに対して虐待の事例が多発している。医療機関内での虐待を行政機関へ通報する義務などの法整備が必要である」「障がい者の虐待防止、障がい者の擁護者に対する支援など、障がい者虐待防止法を見直すためにも、国へ意見書の提出が必要である」との意見がありました。

採決の結果、陳情に全員が賛成でありました。

当委員会は、障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律の一部改正を国へ求める意見書の提出についての陳情は、採択とさせていただきます。

以上であります。

○議長（黒澤哲郎） 以上で陳情3についての報告を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

○議長（黒澤哲郎） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

○議長（黒澤哲郎） 討論なしと認めます。

ここで採決を行います。

陳情3、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の一部改正を国へ求める意見書の提出についての陳情について、社会文教常任委員長の報告のとおり、採択することに賛成の方の起立を求めます。

（起立12名）

○議長（黒澤哲郎） 全員賛成でございます。

よって、陳情3、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の一部改正を国へ求める意見書の提出についての陳情については、採択と決定いたしました。

◇ 発議第4号 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の改正を求める意見書について

○議長（黒澤哲郎） 日程第 18、発議第 4 号、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の改正を求める意見書の提出についてを議題といたします。

説明を求めます。

坂本勇治議員。

○9 番（坂本勇治） 発議第 4 号、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の改正を求める意見書（案）

地方自治法第 99 条の規定により、関係機関に提出するため主題のことについて別紙のとおり意見書の議決を求める。

令和 3 年 12 月 17 日提出。

提出者松川町議会議員坂本勇治、賛成者松川町議会議員松井悦子、同間瀬重男、同川瀬八十治、同米山郁子、同加賀田 亮、同塩沢貴浩。

1 枚おめくりください。

朗読を持って説明に代えさせていただきます。

障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律の改正を求める意見書（案）

障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律は、平成 24 年 10 月 1 日の施行から 9 年が経過した。

同法の施行により、障害者虐待の防止に関する国民の理解は着実に進み、相談・通報件数は年々増加傾向にある。

また、同法は、障害者虐待防止のさらなる推進のため、障害者福祉、施設等に対して、虐待防止委員会設置など、虐待防止等のための措置を行うよう義務づけており、施行前と比べ虐待を未然に防ぐための体制の整備は格段に進められている。

しかしながら、昨年には、神戸市において、精神科病院での卑劣な虐待事件が発覚するなど、看過することができない痛ましい障害者虐待事件がいまだに発生している。

このような虐待事件を未然に防止するためには、同法に規定する虐待発見時における市町村への通報義務の対象に現行の擁護者、障害者福祉施設従事者等及び使用者による虐待のほか、医療従事者による虐待についても加える必要がある。

記、1. 障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律に規定する虐待発見時における市町村への通報義務の対象に、医療従事者による障害者虐待を加える改正を行うこと。

令和 3 年 12 月 17 日。

松川町議会議長黒澤哲郎。

内閣総理大臣宛て、厚生労働大臣宛て、衆議院議長宛て、参議院議長宛て。

以上、審議をよろしくお願いします。

○議長（黒澤哲郎） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（黒澤哲郎） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（黒澤哲郎） 討論なしと認めます。

ここで採決を行います。

発議第4号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立12名）

○議長（黒澤哲郎） 全員賛成でございます。

よって、発議第4号、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の改正を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

=== 日程第19 継続審査・調査について ===

○議長（黒澤哲郎） 日程第19、継続審査・調査についてを議題といたします。

各常任委員長から目下委員会において、審査及び調査の件について、議会会議規則第73条の規定により、閉会中の審査・調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の審査及び調査をすることにご異議はございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（黒澤哲郎） 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の審査及び調査をすることに決定をいたしました。

（閉会決議）

○議長（黒澤哲郎） 以上をもちまして、本定例会に付議されました議案は全て終了をいたし

ました。

これにて閉会をすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(黒澤哲郎) 異議なしと認めます。

=== 日程第20 町長あいさつ ===

○議長(黒澤哲郎) それでは日程第20、町長あいさつであります。

宮下町長。

○町長(宮下智博) 今定例会の閉会に際しまして、一言ごあいさつを申し上げます。

12月3日に開会をいたしました第4回定例会に提出をいたしました数多くの議案につきまして、ご意見もいただきながらいずれもお認めをいただきました。改めて御礼申し上げます。

多くの議案の中から少し申し上げますと、今回の議決を経て、令和4年度より清流苑は特別会計から公営企業会計での運用となります。これにより、経営の見える化が進むと確信しております。

松川町にとって大切な清流苑のため、これからも体制の見直しなど、引き続き進めてまいります。

また、本日、追加で提案をいたしました松川町一般会計補正予算(第5回)では、大きく報道をされておりますとおり、子育て世代へ向け、当初5万円分のクーポンにてとされておりました追加給付分について、直前まで難しい判断を迫られましたが、今回、議決をいただきましたので、対象となる方の多くに今月12月24日より、一括10万円での振り込みが始められることとなりました。年末年始を迎える前にこの事業を開始できますこと、感謝申し上げます。

今年も残すところ、あと10日あまりとなりました。年末へ向け、厳しい冷え込みや突然の大雪も予想されております。オミクロン株などの心配もある年末ではございますが、1年間を穏やかに締めくくる師走となることを祈念しております。

議会の皆様、また住民の皆様におかれましても、くれぐれも健康にご留意いただき、すがすがしい新年を迎えていただきますようお願いをいたしまして、閉会にあたってのごあいさつとさせていただきます。良い年をお迎えくださいませ。

ありがとうございました。

閉 会

○議長（黒澤哲郎） これにて、令和3年第4回松川町議会定例会を閉会といたします。

閉 会 午後4時17分

議員・説明員・事務局出席表

I. 議員出席表

議席 番号	氏 名	第1日	第13日	第15日
		12月3日	12月15日	12月17日
1	塩 沢 貴 浩	○	○	○
2	米 山 義 盛	○	○	○
3	加賀田 亮	○	○	○
4	米 山 郁 子	○	○	○
5	川 瀬 八十治	○	○	○
6	大 蔵 洋	○	○	○
7	中 平 文 夫	○	○	○
8				
9	坂 本 勇 治	○	○	○
10	森 谷 岩 夫	○	○	○
11	米 山 俊 孝	○	○	○
12	間 瀬 重 男	○	○	○
13	松 井 悦 子	○	○	○
14	黒 澤 哲 郎	○	○	○

II. 地方自治法第 121 条の規定による出席者の職・氏名

職 名	氏 名	第 1 日	第 1 3 日	第 1 5 日
		12 月 3 日	12 月 15 日	12 月 17 日
町 長	宮 下 智 博	○	○	○
副 町 長	岡 田 憲 輔	○	○	○
教 育 長	小 平 順 一	○	○	○
総 務 課 長	米 山 政 則	○	○	○
まちづくり政策課長	佐々木 保	○	○	○
住 民 税 務 課 長	池 上 徹	○	○	○
会 計 管 理 者	池 上 徹	○	○	○
保 健 福 祉 課 長	加 山 隆 浩	○	○	○
産 業 観 光 課 長	田 中 学	○	○	○
建 設 水 道 課 長	原 高 広	○	○	○
リニア対策課長	小 沢 雅 和	○	○	○
こ ども 課 長	下 井 昭 二	○	○	○
生 涯 学 習 課 長	福 島 俊 美	○	○	○
議 会 事 務 局 長	塩 倉 智 文	○	○	○

III. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

職 名	氏 名	第 1 日	第 1 3 日	第 1 5 日
		12 月 3 日	12 月 15 日	12 月 17 日
議 会 事 務 局 長	塩 倉 智 文	○	○	○
書 記	高 橋 直 人	○	○	○

以上、会議の内容に相違なきことを認め、地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松川町議会議長 黒 澤 哲 郎

署名議員 米 山 義 盛

署名議員 加 賀 田 亮